

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

千葉科学大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	44
基準 4. 教員・職員	54
基準 5. 経営・管理と財務	67
基準 6. 内部質保証	75
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A. 地域連携・社会貢献	82
V. 特記事項	—
VI. 法令等の遵守状況一覧	88
VII. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	102

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

学校法人加計学園は、戦後間もない広島で日本を復興させるには教育による人材育成が急務であるとの思いから、1955（昭和30）年に広島英数学館を設置したことに端を発する。1961（昭和36）年には「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し 技術者として 社会人として 社会に貢献できる人材を養成する」を「建学の理念」に掲げ、学校法人加計学園を設置し、60年以上にわたり建学の理念を基に時代と社会に貢献できる人材育成を実践している。現在は、岡山理科大学、倉敷芸術科学大学、千葉科学大学の3大学及び岡山理科大学附属中学校、岡山理科大学附属高等学校、千葉科学大学附属高等学校、岡山理科大学専門学校、玉野総合医療専門学校を設置し、時代の流れを見据えながら、社会のニーズを先取りした特色ある教育研究を展開している。

建学の理念

ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し
技術者として 社会人として
社会に貢献できる人材を養成する

大学の目標

健康で安全・安心な社会の構築に寄与できる人材の養成をすることを教育目標とし、それらの探究を研究の目標とし、地域と共生する大学づくり、平和で文化的な地域づくりへ参画することを社会貢献の目標として定める。

学部の教育研究上の目的

学部	教育研究上の目的
薬学部	薬学部は、安全かつ安心な生活を送ることができるように、社会や医療の要請に薬学の知識を通して対応できる危機管理の素養を身に付けた薬の専門家の育成を目的とする。
危機管理学部	危機管理学部は、危機管理の素養を身に付け、安全で安心な社会を構築する知識と技能を修得し、健康で平和な社会を実現できる基礎的能力を持った人材の育成を目的とする。
看護学部	看護学部は安全・安心な健康生活の確保に向けて、豊かな人間性と高い倫理観、高い専門性と自律性を有し、看護の立場から見た危機管理の素養を身に付け、看護を創造し、看護実践の改革に寄与できる基礎的能力を持った人材の育成を目的とする。

大学の個性・特色

本学の設置母体である学校法人加計学園は、「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し、技術者として社会人として社会に貢献できる人材を養成する」を建学の理念に

千葉科学大学

掲げ、人格形成を重視した教育を実践している。

千葉科学大学は、2004（平成16）年に銚子市の要請を受け、建学の理念を踏まえ21世紀社会の「安心・安全な社会の構築」に向け、薬学部と我が国初の危機管理学部の2学部体制で開学した。2学部の完成年度の2008（平成20）年には、大学院薬学研究科、危機管理学研究科の2つの研究科を設置し、共に教育・研究・実践が融合発展することを重視している。2014（平成26）年4月には看護学部を増設し、2018（平成30）年には大学院看護学研究科を設置し3学部、3研究科を有した総合大学である。大学の目標としての教育・研究では、「健康で安全・安心な社会の構築」を掲げ、地域貢献においては、「地域と共生する大学づくり、平和で文化的な地域づくりへ参画」を掲げている。

このように本学は、開学以降「安心・安全な社会の構築」に向けて、地域と共に歩む大学を目指し地域社会に貢献できる人材を養成している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

1955 (昭和 30) 年 4 月	・ 広島英数学館創立
1961 (昭和 36) 年 9 月	・ 学校法人加計学園設置認可
1964 (昭和 39) 年 4 月	・ 岡山理科大学開学
1995 (平成 7) 年 4 月	・ 倉敷芸術科学大学開学
2003 (平成 15) 年 11 月	・ 千葉科学大学設置認可
2004 (平成 16) 年 3 月	・ 千葉科学大学 本部キャンパス (管理教養棟) 竣工
2004 (平成 16) 年 4 月	・ 千葉科学大学 (薬学部薬学科、危機管理学部防災システム学科、環境安全システム学科、危機管理システム学科) 開学
2005 (平成 17) 年 3 月	・ 千葉科学大学 マリーナキャンパス (講義棟、薬学部棟、危機管理学部棟、図書館、体育館、厚生棟、クラブハウス棟、喫茶棟等) 竣工
2006 (平成 18) 年 4 月	・ 千葉科学大学薬学部薬学科の修業年限を 4 年制から 6 年制に変更及び薬科学科を設置
2008 (平成 20) 年 4 月	・ 千葉科学大学大学院薬科学研究科薬科学専攻修士課程、危機管理学研究科危機管理学専攻修士課程設置 ・ 千葉科学大学薬学部動物生命薬科学科設置
2009 (平成 21) 年 4 月	・ 千葉科学大学危機管理学部動物・環境システム学科、医療危機管理学科設置 ・ 千葉科学大学危機管理学部防災システム学科、環境安全システム学科募集停止
2009 (平成 21) 年 6 月	・ マリーナキャンパス内に講義・実験棟を竣工
2010 (平成 22) 年 4 月	・ 千葉科学大学に留学生別科設置 ・ 千葉科学大学大学院薬科学研究科薬科学専攻博士課程 (後期)、危機管理研究科危機管理学専攻博士課程 (後期) 設置 ・ 千葉科学大学薬学部薬科学科、動物生命薬科学科募集停止 ・ 千葉科学大学薬学部生命薬科学科設置 ・ 千葉科学大学危機管理学部航空・輸送安全学科設置
2010 (平成 22) 年 7 月	・ マリーナキャンパス内に格納庫を竣工
2012 (平成 24) 年 4 月	・ 千葉科学大学大学院薬科学研究科から薬学研究科に名称変更 ・ 千葉科学大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程を設置 ・ 千葉科学大学危機管理学部動物・環境システム学科募集停止 ・ 千葉科学大学危機管理学部環境危機管理学科、動物危機管理学科設置
2013 (平成 25) 年 4 月	・ 千葉科学大学危機管理学部航空・輸送安全学科から工学技術危機管理学科に名称変更
2014 (平成 26) 年 4 月	・ マリーナキャンパス内に看護学部棟を竣工
2014 (平成 26) 年 4 月	・ 千葉科学大学看護学部看護学科設置
2016 (平成 28) 年 9 月	・ マリーナキャンパス内図書館を増築

千葉科学大学

2017（平成 29）年 4 月	・千葉科学大学危機管理学部工学技術危機管理学科から航空技術危機管理学科に名称変更
2018（平成 30）年 4 月	・千葉科学大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程設置
2019（平成 31）年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉科学大学危機管理学部危機管理システム学科から危機管理学科に名称変更 ・千葉科学大学危機管理学部医療危機管理学科から保健医療学科に名称変更 ・千葉科学大学薬学部生命薬科学科募集停止 ・千葉科学大学危機管理学部環境危機管理学科募集停止
2023（令和 5）年 4 月	・千葉科学大学大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程募集停止

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 千葉科学大学
- ・ **所在地** 本部キャンパス 千葉県銚子市潮見町 3 番
マリーナキャンパス 千葉県銚子市潮見町 1 5 - 8
- ・ **学部構成**

	学部・研究科	学科・専攻・課程
大学	薬学部	薬学科
	危機管理学部	危機管理学科
		保健医療学科
		航空技術危機管理学科
		動物危機管理学科
看護学部	看護学科	
大学院	薬学研究科	薬学専攻博士課程
		薬科学専攻博士課程（後期）
	危機管理学研究科	危機管理学専攻博士課程（後期）
		危機管理学専攻修士課程
	看護学研究科	看護学専攻修士課程
別科	留学生別科	

・ 学生数、教員数、職員数

【学生数】

（単位：人）

学部・研究科	学科・専攻・課程	入学定員	収容定員	在籍学生数
薬学部	薬学科	100	660	343
	計	100	660	343
危機管理学部	危機管理学科	120	480	345
	保健医療学科	80	320	197
	航空技術危機管理学科	40	160	113

千葉科学大学

	動物危機管理学科	60	240	132
	計	300	1,200	787
看護学部	看護学科	90	350	224
	計	90	350	224
大 学 合 計		490	2,210	1,354
薬学研究科	薬学専攻博士課程	3	12	2
	薬科学専攻博士課程（後期）	5	15	1
	計	8	27	3
危機管理学研究科	危機管理学専攻博士課程（後期）	3	9	7
	危機管理学専攻修士課程	10	20	30
	計	13	29	37
看護学研究科	看護学専攻修士課程	5	10	8
	計	5	10	8
大 学 院 合 計		26	66	48
総 計		516	2,276	1,402

【教員数】

（単位：人）

学部・学科		専任教員					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
薬学部	薬学科	18	5	5	0	28	0
危機管理学部	危機管理学科	8	3	0	0	11	0
	保健医療学科	5	4	4	1	14	0
	航空技術危機管理学科	9	0	0	0	9	0
	動物危機管理学科	10	3	0	1	14	0
看護学部	看護学科	7	7	5	4	23	3
その他の組織	総合学習・日本語支援センター	3	2	2	0	7	0
合 計		60	24	16	6	106	3

【職員数】

正職員	嘱託職員	パート (アルバイト含む)	派遣職員	合計
41	10	14	2	67

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

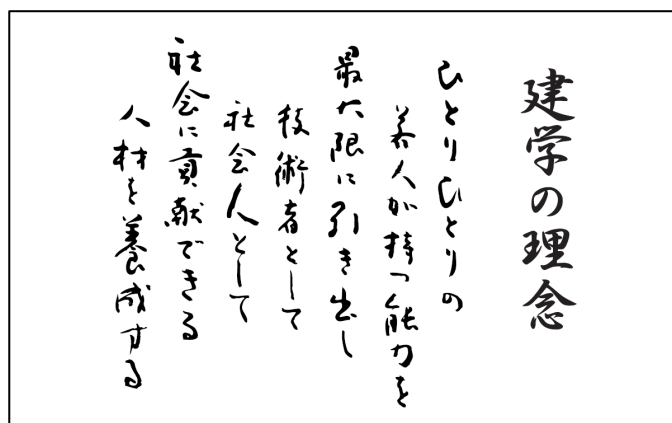
「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、加計学園の建学の理念「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し 技術者として 社会人として 社会に貢献できる人材を養成する」を踏まえ、千葉科学大学学則（以下、「学則」という。）第 1 条の 2 において、「健康で安全・安心な社会の構築に寄与できる人材の養成をすることを教育目標とし、それらの探究を研究の目標とし、地域と共生する大学づくり、平和で文化的な地域づくりへ参画することを社会貢献の目標として定める。」と大学の目標を明示している【図表 1-1-1】、【資料 1-1-1】。また、建学の理念、大学の目標はそれぞれの学部・学科の教育研究上の目的にも反映され、「安全・安心な社会の構築」をキーワードに各学部の教育研究上の目的を学則第 1 条の 3 に定めている。

【図表 1-1-1】 建学の理念



大学の目標（学則 第 1 条の 2）

健康で安全・安心な社会の構築に寄与できる人材の養成をすることを教育目標とし、それらの探究を研究の目標とし、地域と共生する大学づくり、平和で文化的な地域づくりへ参画することを社会貢献の目標として定める。

各学部の教育研究上の目的（学則 第1条の3）

学部	教育研究上の目的
薬学部	薬学部は、安全かつ安心な生活を送ることができるように、社会や医療の要請に薬学の知識を通して対応できる危機管理の素養を身に付けた薬の専門家の育成を目的とする。
危機管理学部	危機管理学部は、危機管理の素養を身に付け、安全で安心な社会を構築する知識と技能を修得し、健康で平和な社会を実現できる基礎的能力を持った人材の育成を目的とする。
看護学部	看護学部は安全・安心な健康生活の確保に向けて、豊かな人間性と高い倫理観、高い専門性と自律性を有し、看護の立場から見た危機管理の素養を身に付け、看護を創造し、看護実践の改革に寄与できる基礎的能力を持った人材の育成を目的とする。

また、大学院においても、建学の理念、大学の目標を念頭に学士課程で培ったそれぞれの分野の専門性を土台に、社会に貢献できる人材の養成を研究科及び専攻の教育研究上の目的として千葉科学大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第3条の2に明示している【資料1-1-2】。

研究科及び専攻の教育研究上の目的（大学院学則 第3条の2）

研究科・専攻	課程	教育研究上の目的
薬学研究科 薬科学専攻	博士課程（後期）	薬科学専攻博士課程（後期）は、健康の維持・増進や治療に貢献することを目標に、新しい薬の創製や薬物の作用機能の解明、さらに医療の中での薬物の適正使用に関する研究を重視し、創薬・生命科学の領域でリーダーシップをとり、薬を通して社会に貢献できる人材の養成を目的とする。
薬学研究科 薬学専攻	博士課程	薬学専攻博士課程は、薬剤師としての視点をもって医療薬学を中心として、加えて生命科学と創薬領域において、薬を通して健康の維持・増進や病気の治療に貢献できる薬剤師研究者（Pharmacist-Scientist）の養成を目的とする。
危機管理学研究科 危機管理学専攻	修士課程	危機管理学専攻修士課程は、国際的にも大きな取り組みが求められる温暖化などの地球環境問題やこれまでに例を見なかった様な大規模災害に的確に対応するため、従来の学部学科の枠組みを越えてより高度な専門知

		識を備えた危機管理の専門家の養成を目的とする。
危機管理学研究科 危機管理学専攻	博士課程（後期）	危機管理学専攻博士課程（後期）は、自立して研究活動を行うとともに、危機管理対策に精通して、環境・災害・医療技術の各分野の知識を総合的に連携し、知識・判断力と経験を兼ね備えた危機管理の中核を担うことが出来る人材の養成を目的とする。
看護学研究科 看護学専攻	修士課程	看護学専攻修士課程は対象の健康と生活に着目し、当事者主体の立場を尊重し、広い視野に立脚し看護学分野の高度な専門性を追究し、看護学の実践的研究能力を培い、健康で安心・安全な社会の構築に向け、地域社会の保健医療福祉の発展に寄与できる人材の育成を目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の理念及び大学の目標として、ともに簡潔に文章化して示している。また、これらの使命・目的及び教育目的は学部・学科、研究科・専攻の教育研究上の目的として簡潔な文章で明文化されている。さらに、建学の理念は大学ホームページ、大学案内、学生便覧等に明記するとともに、大学内の事務室、会議室、講義室等にも掲示し、教職員及び学生のみならず、受験生、社会一般に広く周知している。

1-1-③ 個性・特色の明示

建学の理念、大学の目標を踏まえ、危機管理を標榜する大学の個性・特色として、学部・学科、研究科・専攻の教育研究上の目的において「安全・安心な社会の構築」、「社会に貢献できる人材の養成」として明示されている。

1-1-④ 変化への対応

建学の理念、本学の目標はこれまで大きく変更したことはないが、学部・学科、研究科・専攻の教育研究上の目的については、時代の流れを見据えながら、社会のニーズを先取りし、社会に有為な人材養成を目指し適時見直しを行っている。さらに学部・学科、研究科・専攻の新設・改組・再編成時には建学の理念、本学の目標を念頭に、それぞれの学部・学科、研究科・専攻の特色を教育研究上の目的に反映している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の理念、本学の目標は、法令を遵守しつつ今後も維持していくが、学部・学科、研究科・専攻の教育研究上の目的については、時代の流れを見据えながら将来の社会変化に対応し必要に応じて見直しを行う。改組や再編成といった教育課程の枠組みの変更や教育内容の見直しは、建学の理念、本学の目的との整合性・適切性に留意しながら実施する。

<エビデンス資料>

- ・【資料 1-1-1 千葉科学大学学則】
- ・【資料 1-1-2 千葉科学大学大学院学則】

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

理事会は、学校法人加計学園寄附行為（以下、「加計学園寄附行為」という。）第8条の規定により、法人の設置する学校の学長及び校長のうちから、選任された者、学識経験者及び法人に特別の功労があった者、評議員から評議員会において選任した者により構成され、本学の学長が理事として選任されている【資料 1-2-1】、【資料 1-2-2】。理事会では、学則の変更、学部等の設置や改組の審議のほか、本学の事業計画、事業報告等の審議・承認も行っており、大学の使命・目的及び教育目的への役員の理解と支持を得ている【資料 1-2-3】、【資料 1-2-4】。

本学の教育研究に関する基本方針等の全学に係る重要事項は、学長が議長となり、学長、副学長、学部長、研究科長をはじめ、事務局各部署の所属長の教員及び職員で組織される千葉科学大学大学協議会（以下、「大学協議会」という。）において審議し、学長が決定する【資料 1-2-5】。また、学部・学科、研究科・専攻の教育研究上の目的は本学の教育研究に関する基本方針等を踏まえ、千葉科学大学学部教授会（以下、「学部教授会」という。）、千葉科学大学大学院研究科委員会（以下、「大学院研究科委員会」という。）において、改正を含め、具体的な検討を行っている。また、改正を行う際には、学部教授会、大学院研究科委員会のみならず、全学的な教学に関わる審議機関である千葉科学大学学務委員会（以下、「学務委員会」という。）が大学協議会の審議を経て、大学の教育研究の目的、教育研究に関わる基本方針等に則っていることを確認した上で改正を行っている【資料 1-2-6】。決定した事項等は、各所属長を通じて教職員に周知されている。

また、教職員に対し、学園の理念をより理解し、浸透させるため、2013（平成 25）年に「加計学園フィロソフィ」を作成し全教職員に配布するとともに、新入教職員研修会、法人本部人材育成研修等の機会を通じ建学の理念の浸透に努めている【図表 1-2-1】、【資料 1-2-7】、【資料 1-2-8】。

【図表 1-2-1】 加計学園フィロソフィ



事務職員に対しては、毎月第1月曜日に部課長会議を開催し、事務局長から、学長の方針、法人本部からの伝達事項、大学協議会での決定事項等を説明するとともに、各事務部署からの連絡・報告を行い、情報共有に務めるとともに、建学の理念、本学の教育研究の目的に対し事務職員の理解と支持が得られるように努めている。

1-2-② 学内外への周知

建学の理念、大学の目標等は、在学生及び教職員には学生便覧等により周知を図るとともに、受験生に対しては、大学案内、入学試験要項等、学外者及び社会一般に対しては本学ホームページ等を通じて、幅広く周知している【資料 1-2-9】、【資料 1-2-10】、【資料 1-2-11】。また、学生の保護者に対しては、入学宣誓式、学位記授与式、教育進路懇談会等の機会に学長、各学部長等より直接説明を行っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

建学の理念、大学の目標に基づき、副学長が中心となり、「教育改革」「研究推進」「学外連携・地域貢献」「総合的學生支援」「大学運営と内部質保証」を柱として、新たに「10年後における千葉科学大学のあるべき姿(将来像)」として中期目標・中期計画を含めた「CIS Vision 2026」を2016(平成28)年度に策定した【資料 1-2-12】。

その後、大学を取り巻く社会情勢・高等教育機関に対する要望等の変化を受け、2022(令和4)年度に「CIS Vision 2026」の見直しを行い、【I】教育・研究の推進、【II】学生の支援、【III】地域社会との連携、【IV】国際化の推進、【V】DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進、【VI】ガバナンス体制と内部質保証システムの6項目を新たに柱とした中期計画に改定し、「CIS Vision 2026」を実現できるよう各年度の事業計画を策定している【資料 1-2-13】。

各学部学科、事務部署等は大学の中期目標・中期計画を含めた「CIS Vision 2026」に則り、単年度目標、行動計画となる各年度の事業計画(PPLAN)を策定し、実施して(DO)、

その実施状況を自己点検・評価し（CHECK）、さらに将来の改善を行い（ACTION）、翌年度以降の事業計画への反映につなげていくことができる PDCA サイクルを構築している【資料 1-2-4 再掲】。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

3つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）は、建学の理念、大学の目標に基づき、学部・学科及び研究科・専攻ごとに策定されており、教育課程の変更、社会的ニーズの変化に応じ、定期的に検討・見直しを行っている。

このことにより、本学の使命・目的等は、学部・学科及び研究科・専攻の3つの方針へ十分に反映されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

建学の理念、大学の目標を踏まえ、それぞれの専門領域において、「安全・安心な社会の構築」、「社会に貢献できる人材の養成」をキーワードに、大学では薬学部・危機管理学部及び看護学部の3学部、大学院では薬学研究科・危機管理学研究科及び看護学研究科の3研究科を設置しており、建学の理念、大学の目標に沿った教育研究組織を構成している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

建学の理念及び大学の目標については、引き続き法人本部との連携を密にし、教職員及び学内外への理解、周知を継続する。また、「CIS Vision 2026」を軸として、中長期的視野に立った大学運営を行い、建学の理念及び大学の目標の具現化を目指し、今後も PDCA サイクルを確実なものとする自己点検・評価に基づき必要に応じて改善・改革を行う。

<エビデンス資料>

- ・【資料 1-2-1 学校法人加計学園寄附行為】
- ・【資料 1-2-2 学校法人加計学園 理事・監事・評議員名簿】
- ・【資料 1-2-3 令和5年度事業報告】
- ・【資料 1-2-4 令和6年度事業計画】
- ・【資料 1-2-5 千葉科学大学大学協議会規程】
- ・【資料 1-2-6 千葉科学大学学務委員会規程】
- ・【資料 1-2-7 2024（令和6）年度 全体新採用者研修 配布資料】
- ・【資料 1-2-8 2023（令和5）年度 加計学園人材育成プログラム研修】
- ・【資料 1-2-9 2024 学生便覧 P. 1】
- ・【資料 1-2-10 大学案内 2025 P. 71】
- ・【資料 1-2-11 大学ホームページ 建学の理念】
- ・【資料 1-2-12 CIS Vision 2026】
- ・【資料 1-2-13 CIS Vision 2026 改訂版】

〔基準1の自己評価〕

本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、「学校教育法」を基本として、学則で明確に定められており、その内容は、建学の理念である「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し 技術者として 社会人として 社会に貢献できる人材を養成する」に基づき、各学部・学科、研究科・専攻の特性に従って具体的かつ簡潔な文章で示されているものと評価できる。また、建学の理念は学内外に広く示され、使命・目的も明確に定められており、在学生、教職員、受験生等に幅広く周知されている。

さらに、本学は時代の流れを見据えながら、社会のニーズを先取りして時代や社会が求める有為な人材の養成に取り組み、教育研究上の目的を達成するために、必要な学部・学科等の新設・改組・再編成を行い、効率的に運営されていると評価できる。

建学の理念を踏まえつつ、時代の変化に対応した教育研究活動を展開していくために、2016（平成28）年に本学の中期目標・中期計画を含めた「CIS Vision 2026」を策定した。さらに、2022（令和4）年度には、大学を取り巻く社会情勢・高等教育機関に対する要望等の変化を受け、「CIS Vision 2026」を見直し、改定を行った。今後は、千葉科学大学自己点検・評価委員会を中心にPDCAサイクルに従って「CIS Vision 2026」の着実な実現を図るとともに、教育研究上の目的に則った3つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）についても、教育課程の変更や社会的ニーズの変化に応じて適時、見直しを行っていく。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、学部・学科、研究科・専攻においてそれぞれの教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに応じ策定している。アドミッション・ポリシーの内容については毎年、アドミッション・ポリシーに基づいて学部及び研究科の自己点検・評価委員会（以下、「学部等自己点検・評価委員会」という。）でそれぞれディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと整合性を確認し、必要に応じて学部教授会、大学院研究科委員会で検討し、全学的な千葉科学大学入試委員会（以下、「入試委員会」という。）で審議を行っている。

アドミッション・ポリシーは、大学ホームページ、入学試験要項、学生便覧などを通じて、受験生を含めて広く学内外に周知している【資料 2-1-1】、【資料 2-1-2】、【資料 2-1-3】。

また、オープンキャンパス、入学者説明会などではアドミッション・ポリシーに基づいて、本学が求める人材像や入学前までに学習しておいてほしい基礎的知識を伝えるとともに、入学前年 12 月までの総合型選抜入試や推薦入試で入学が決まった者に対してはそれぞれの学部・学科の求める人材像に沿った本学独自の入学前教育を実施している【資料 2-1-4】。さらに、この入学前教育と関連した初年次教育についても本学独自の方法で実施している【資料 2-1-5】。

本学各学部及び研究科のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

薬学部

入学者選抜	本学科は、安全かつ安心な生活を送ることができるように、社会や医療の要請に薬学の知識を通して対応できる危機管理の素養を身に付けた薬の専門家を養成することを目指しています。本学科では、入学志願者の基礎的知識を評価するための一般選抜入学試験、意欲や表現力、コミュニケーション力等の適性を多面的に判定するための総合型選抜入学試験等、複数の選抜制度を設けています。また、留学生についてはこれらの評価に加えて勉学に必要な日本語能力を身につけている者を受入れます。
求める人物像	下記の項目のいずれか複数の項目を満たす人を求めます。 1. 薬学に関する知識と技術を学び、安全・安心な社会の構築に寄

	<p>与したいという意欲のある者</p> <p>2. 自然科学分野の基礎的知識を備えている者</p> <p>3. 人文・社会科学分野の基礎的知識を備えている者</p> <p>4. コミュニケーション力の向上を目指す者</p>
--	--

危機管理学部

入学者選抜	<p>本学部は、危機管理の素養を身に付け、それぞれの専門分野における知識と技能を修得し、安全・安心な社会の構築に寄与する意欲的な人材を養成することを目指しています。この目的を達成するために、必要な専門知識、技能を身につけ、それぞれの専門分野に関わる業務に従事したい人を求めます。留学生ではこれらに加えて勉学に必要な日本語能力を身につけている人を受入れます。本学部では、入学志願者の基礎的知識を評価するための一般選抜入学試験、意欲や表現力、コミュニケーション能力等の適性を多面的に判定するための総合型選抜入学試験等、複数の選抜制度を設けています。</p>
求める人物像	<p>下記の項目のいずれか複数の項目を満たす人を求めます。</p> <p>1. それぞれの専門分野において安全・安心な社会の構築に寄与したいという意欲のある者</p> <p>2. 自然科学分野の基礎的知識を備えている者</p> <p>3. 人文・社会科学分野の基礎的知識を備えている者</p> <p>4. コミュニケーション能力を有する者</p>

看護学部

入学者選抜	<p>看護学に関する専門的な知識・技術・態度を深く学び、保健医療福祉に対する使命感と倫理観を身に付け、国民の安全・安心な健康生活の確保に向けて貢献できる看護実践者を目指す人を受け入れます。そのため、入学者選抜に当たっては、本学部のアドミッション・ポリシーに共感でき、看護実践者になる志高い人、加えてその志を知的好奇心に向けて発展できる基礎的な学力のある人を幅広く受け入れます。本学科では、入学志願者の基礎的学力を評価するための一般選抜入学試験、志望動機や表現力、コミュニケーション能力等の適性等を多面的に判定するための総合型選抜入学試験等、複数の選抜制度を設けています。</p>
求める人物像	<p>下記の項目のいずれか複数の項目を満たす人を求めます。</p> <p>1. 看護職者として人を助けたいという意欲がある者</p> <p>2. 他の人とコミュニケーションをとれ、良好な関係がつけられる者</p> <p>3. 国語・英語・数学・理科系科目などの基礎学力を有し、勉学に励み続ける意志がある者</p> <p>4. 自分の健康管理ができる者</p>

	5. 社会および大学のルールを守る者
--	--------------------

大学院

薬学研究科

薬科学専攻 博士課程（後期）	薬学研究科は、薬科学専攻、並びに薬学専攻より構成される。ともに薬学の視点から「健康で安全な社会の形成」を実現する人材の育成を目的としている。薬科学専攻博士課程（後期）では、修士の学位を有する者またはそれと同等の能力を有する者を対象として、医療人としての倫理性を備え、自己の発想を大切に真理を探究する意欲を持ち、創薬科学の研究領域においてリーダーとなる指導能力を身につけ、研究の発展に寄与しようとする者を受け入れる。
薬学専攻 博士課程	薬学研究科は、薬科学専攻、並びに薬学専攻より構成される。ともに薬学の視点から「健康で安全な社会の形成」を実現する人材の育成を目的としている。薬学専攻博士課程では、6年制薬学課程を修めた学士の学位を有する者またはそれと同等の能力を有する者を対象として、医療薬学の分野において、問題解決能力を備えたリーダーとなる高度専門職薬剤師、あるいは薬剤師の視点から創薬研究能力を身につけた薬剤師研究者（Pharmacist-Scientist）を目指す者を受け入れる。

危機管理学研究科

危機管理学専攻 修士課程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際的にも大きな取り組みが求められる環境問題や大規模災害、さらには人の健康問題に的確に対応するため、環境、動物、災害、社会、医療技術の各分野を総合的に連携し、知識・判断力と経験を兼ね備えたより高度な専門知識を備えた危機管理の専門家を目指す者。 2. 幅広い分野の知識修得や学際領域に興味を持つ意欲のある者。 3. 研究成果や自分の考えを的確にプレゼンテーションすることができる者。 4. 実験や調査、データ解析などを通して、研究者としての倫理観に基づき行動できる者。 5. 研究分野で必要とする基礎的学力を有する者。 6. 文献講読や調査研究に必要な基礎的英語を理解できる者。 7. 社会人の希望者は、おおよその研究結果が得られており、修士論文又は特定の課題の研究結果としてまとめる段階である者。
-----------------	---

危機管理学専攻 博士課程（後期）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 博士課程（後期）では、自立して研究活動を行うとともに、危機管理対策に精通して、環境、動物、災害、社会、医療技術の各分野を総合的に連携し、知識・判断力と経験を兼ね備えた危機管理の中枢を担うことを目指す者。 2. より高度な危機管理学に強い関心をもち、研究に熱心に取り組む意欲のある者。 3. 当該分野の修士課程修了程度の能力をもち、自立して研究活動を行える者。 4. 研究や調査などを通して、研究者・技術者としての倫理観をもっている者。 5. 環境、動物、災害、社会、医療技術のそれぞれの分野の専門的知識を修得し、学際領域の基礎を理解している者。 6. 研究内容や成果を的確にまとめ、プレゼンテーションする能力を身につけている者。 7. 論文作成や研究に必要な英語力がある者。
---------------------	--

看護学研究科

看護学専攻 修士課程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 将来、① 実践現場において指導的役割を担う可能性がある者、もしくは、② 小児看護学の高度実践看護師を希望する者、③ 看護学の教育研究者を希望する者。 2. 実践での課題・問題、もしくは文献等から得られた知見を基に、科学的・論理的に思考できる者。 3. 自らの看護上の課題・問題を追究していくことができる者。 4. 自らの意見を持ち、適切に表現できると共に、他者の意見を受け入れることができる柔軟な思考力・調整能力・態度を有する者。 5. 社会的関心を有し、倫理的な態度を持って、他者の尊厳を重視できる者。
---------------	---

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学の入学者選抜試験制度は、文部科学省高等教育局長通知の「大学入学者選抜実施要項」に基づき実施している。

学部への入学者選抜制度はアドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるため、総合型選抜試験、指定校推薦入試、公募制推薦入試、特待生推薦入試、一般選抜（前期）A方式、一般選抜（前期）B方式、一般選抜（後期）入試、大学入学共通テスト利用入試（前期・中期・後期）、私費外国人留学生推薦入試、薬学部特色選抜など、多様な選抜制度を設けている。以下、2024年度入学試験概要について簡単に説明する。

（1）総合型選抜試験

総合型選抜は、出願資格を満たす者が自らの意志で本学を第1志望とする公募制専願制入試となる。本入試によって合格した場合は必ず本学に入学することが条件になり、この

入試は特待生制度の対象となる。条件を満たす合格者のうち成績優秀者に対し人数枠に応じて特待生の判定を受けることができる。選抜方法は、書類審査と面接により志願者の能力、適性や意欲、目的意識等を総合的に評価し、可否を判定する。

(2) 指定校推薦入試

指定校推薦入試は、本学が高等学校等に通知した推薦基準に基づいて、高等学校長等が推薦する卒業見込者のみを対象とする入試となる。本学を第1志望とする専願制入試で、合格した場合は必ず本学に入学することが出願の条件のひとつとなる。本入試では次の方法で入学試験を行い、総合的に選抜を行う。

- 1) 書類審査（出身高等学校等の調査書、推薦書、志望理由書）
- 2) 面接（インターネット接続による Web 面接）

(3) 公募制推薦入試

公募制推薦入試は、高等学校等での成績や人物評価に基づいて高等学校長等が推薦する卒業見込者のみを対象とする入試となる。本学を第1志望とする専願制入試で、合格した場合は必ず本学に入学することが出願の条件のひとつとなり、選抜方法は次の方法で入試を行い、総合的に選抜を行う。

- 1) 書類審査（高等学校等の調査書・推薦書、志望理由書）
- 2) 面接（インターネット接続によるオンライン面接）

(4) 特待生推薦入試

特待生推薦入試は、学校法人加計学園が運営する千葉科学大学・岡山理科大学・倉敷芸術科学大学の3大学が共同で実施する入試で、出身高等学校長等が学業・人物ともに優秀であると認め推薦する志願者を対象とする併願制の推薦入試となる。出願資格を満たせば、誰でも受験することができる。この入試では、第1志望合格者に対しての入試特待生制度を採用しており、入試特待生は入学金・学友会費を除く初年度の学費全額免除の特典が与えられる。特待生とならない場合にも合格ラインに達していた場合には一般合格となる。

選抜方法は、次の方法で入試を行い、提出書類等を参考に総合的に選抜を行う。

- 1) 出身高等学校等の調査書（全体の学習成績の状況[評定平均値]を10倍して点数化）
- 2) 学力試問

(5) 一般選抜（前期）A方式

一般選抜（前期）A方式は、試験日を2日間から選択する試験日自由選択制の一般選抜となる。同じ学科を2日間受験することも、異なる学科を受験することも可能である（検定料が2回分必要）。また、この入試は、入試特待生制度の対象となっており、第1志望合格者の中から成績順に入試特待生を選抜する。選抜方法は入学試験を行い、調査書等を参考に総合的に行う。

(6) 一般選抜（前期）B方式

一般選抜（前期）B方式は2科目受験・高得点1科目採用型の一般選抜となる。学校法人加計学園が運営する千葉科学大学・岡山理科大学・倉敷芸術科学大学の3大学が共同で実施する。また、この入試は入試特待生制度の対象となっており、第1志望合格者の中から成績順に入試特待生を選抜する。選抜方法は入学試験を行い、調査書等を参考に総合的に行う。

(7) 一般選抜（後期）入試

一般選抜（後期）は、筆記試験1科目により選抜を行う一般選抜となる。選抜方法は入学試験を行い、調査書等を参考に総合的に行う。

(8) 大学入学共通テスト利用入試（前期・中期・後期）

大学入学共通テスト利用入試は、本学独自の学力試験を課さず大学入学共通テストの試験成績を利用する入試となる。指定する科目数の成績を利用し、調査書等を参考に総合的に選抜を行う。

上記(1)から(8)の入学試験において、危機管理学部航空技術危機管理学科パイロットコースでは、通常の筆記試験や成績利用のほかに、操縦適性検査及び面接を課す。

(9) 私費外国人留学生入試

私費外国人留学生入試（国内入試）とは、日本在住の外国人を対象とした入学試験であり、オンライン会議システム（原則Zoom）を用いて実施する。出願資格は日本の国籍を有しない者、かつ、日本国の永住許可を得ていない者で、入学時に「留学ビザ」等を取得でき、次に掲げる基礎資格に該当する者が受験資格を有する。

基礎資格：次のいずれかに該当すること。

ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（注1）

イ アに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者（注2）

ウ スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者

エ ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者

オ フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者

（注1）「12年の課程」には、我が国の学校教育法に基づく課程によるものも含まれる。

（注2）「アに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの」には、次に掲げる者等が該当する。

- ① 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む）に合格した者で、18歳に達した者
- ② 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これ

と同等以上の学力があるかどうかに関する当該国の検定に合格した者を含む)で、次に掲げる教育施設等において我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了し、かつ、18歳に達した者

カ 本学において、上記ア～オと同等以上の資格があると認められた者

※出願資格の他、以下の出願要件を満たす必要があります。

- (1) 留学ビザ等の在留資格をすでに持っている、在留資格の取得が不要な者
- (2) 財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験N2相当の日本語能力を有している者
- (3) 看護学部に出願する場合は、財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験N1の日本語能力を有している者

(10) 薬学部特色選抜

薬学部特色選抜は、本学を第1志望とする専願制入試で、「医療振興型」は学校長等の推薦が必要な学校推薦型の選抜区分、「後継者(薬剤師)育成型」は総合型の選抜区分となる。合格した場合は必ず本学に入学することが出願の条件のひとつとなる。なお、本入試で合格し、入学した場合は学納金が国立大学の学納金と同等金額となる。

出願資格は、「医療振興型」は高等学校等を2024年3月に卒業見込みの者で、以下の要件をすべて満たす必要がある。なお、「後継者(薬剤師)育成型」は既卒も出願可能である。

・医療振興型

- (1) 全体の学習成績の状況[評定平均値]が4.0以上の者。
- (2) 本学を専願とし、合格後は、本学への入学を確約できる者。
- (3) 在籍する高等学校長等が学業・人物ともに優秀であると認め推薦する者。

・後継者(薬剤師)育成型

- (1) 薬剤師の子女・子弟等(三親等以内の親族が薬剤師免許を有している)であること。
- (2) 本学を専願とし、合格後は、本学への入学を確約できる者。

選抜方法は、次の方法で入試を行い、総合的に選抜を行う。

- (1) 書類審査(高等学校等の調査書・推薦書、志望理由書)
- (2) 面接(インターネット接続によるオンライン面接)

入学試験問題は、アドミッション・ポリシーに則り、学園が設置する3大学が共同して実施する特待生推薦入試、一般選抜(前期)B方式以外は本学専任教員が作成し、3大学が共同して実施する入学試験問題は各大学が共同して問題作成を行っている。

大学院への入学者選抜制度は、研究科・専攻ごとにアドミッション・ポリシーに則り、推薦入試、一般入試及び社会人を対象とした社会人対象入試(危機管理学研究科)及び社会人特別選抜入試(看護学研究科)を設けている。推薦入試及び一般入試においては、専門科目及び英語の学力試験に加え、口頭試問を課した試験を実施している。また、社会人を対象とした社会人対象入試及び社会人特別選抜入試では、プレゼンテーション及び口頭試問(危機管理学研究科)もしくは、面接(看護学研究科)を重視した試験を行っている。博士課程(後期)入学試験、4年制博士課程入学試験においては、専門科目及び英語の学

力試験に加え、口頭試問を課した試験を実施している。また、危機管理学研究科危機管理学専攻博士課程（後期）においては、前述の試験に加え、社会人対象入学試験を実施している。社会人対象の入学試験においては、プレゼンテーション及び口頭試問による試験を実施している。

これらの入学試験制度の内容に関しては、学長の指示に基づいて入試委員会で入試制度について検討し、学長会議、大学協議会で審議した後、学長が最終的に判断する。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証体制に関して、千葉科学大学入試委員会規程第7条に則り、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜が公正で妥当な方法によって実施されているかの検証を行い、学長会議、大学協議会で報告する【資料 2-1-6】。入学者選抜方法に改善が必要と判断された場合は、学長の指示により教学マネジメント委員会で議論し、教学マネジメント委員会から入試委員会に対して入学者選抜方式の改善策について諮問する。入試委員会において改善の計画案を審議し、その結果を教学マネジメント委員会に答申し、その結果を学長に報告する。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去5年間の大学全体の入学定員に対する入学者数は、2020（令和2）年度、2021（令和3）年度は、定員500名に対して、それぞれ441名入学（88%）、448名入学（90%）となっており入学者数は、入学定員を概ね満たしていた。しかしながら、大学全体の定員を490名に変更した2022（令和4）年以降、入学者が減少しており2022（令和4）年度、2023（令和5）年度は、定員490名に対して、それぞれ293名入学（60%）、228名入学（47%）と入学定員を下回っている。2024（令和6）年には入学者数が少し回復し入学定員490名に対して279名入学（57%）になっている【資料 2-1-7】。

これを学部別で見ると、薬学部では2020（令和2）年から2024（令和6）年にかけて、入学者数がそれぞれ59名、76名、50名、36名、48名、危機管理学部では、入学者数がそれぞれ283名、280名、183名、152名、192名、看護学部では99名、92名、60名、40名、39名となっている。いずれの学部も入学者数が減少しているが、看護学部の減少率が最も高くなっている。また、出身地域別の入学者数で見ると特に減少しているのが、千葉県内の入学者の総数で、2020（令和2）年から2024（令和6）年にかけて、入学者数がそれぞれ108名、106名、88名、62名、66名となっており、ほぼ半減している。入試種別で比較すると、推薦入試の入学者数が2020（令和2）年から2024（令和6）年にかけて、107名、141名、113名、77名、39名と最も減少率が高くなっている。この要因としては、薬学部に関しては2024（令和6）年度にも千葉県に新設薬学部が2校開校し、さらに定員増加を決めた薬学部を含めて315名の定員が増加している。看護学部も同様に学部数、入学定員が全国的に大幅に増加している。また、本学近隣の地域における人口の減少が著しいため、大学全体においても地域からの入学者減少に伴う定員割れが続いていると考えられる。それに対して、留学生入試については2020（令和2）年から2024（令和6）年にかけて83名、129名、62名、44名、128名と新型コロナウイルス感染症の流行で入国できなかった年を除いて、入学者数が概ね増加している【資料 2-1-8】。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、アドミッション・ポリシーについては、教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに応じ策定、周知しており、さらにアドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜が公正で妥当な方法によって実施されているのかの検証を入試委員会において行っている。今後は、さらに検証方法を充実させるとともに、現在は各学部・学科、研究科・専攻ごとに策定されているアドミッション・ポリシーについて、大学全体としてのアドミッション・ポリシー策定に向けて議論する。

入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持に関しては、現状では収容定員数に対する在籍学生数比率が 1.0 を下回るケースが見られており、入学者数の確保が大学全体の重要な課題となっている。薬学部、看護学部のように 0.7 を下回っている学部については、早急な改善が必要である。入学者減少の中で、全学部で千葉県の入学者の減少が顕著となっており、大学全体においても地域からの入学者減少に伴う定員割れが続いている状況である。今後は、近隣以外の千葉県内からの入学者を増やすことと、留学生の入学者を増加させるために留学生が学習しやすいような学内の環境整備の改善を積極的に実施していくとともに、入学定員の見直しを行う。

<エビデンス資料>

- ・【資料 2-1-1 大学ホームページ アドミッション・ポリシー】
- ・【資料 2-1-2 2024 年度入学試験要項 P. 5-7】
- ・【資料 2-1-3 学生便覧 2024 年度 P. 3-10】
- ・【資料 2-1-4 入学前教育案内】
- ・【資料 2-1-5 まなび場リーフレット】
- ・【資料 2-1-6 千葉科学大学入試委員会規程】
- ・【資料 2-1-7 千葉科学大学 志願者・入学者・学生数等の状況】
- ・【資料 2-1-8 千葉科学大学 学生数推移】

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、建学の理念、本学の目標を実現する上で、学生が学修に専念し、安定した生活を送れるよう「千葉科学大学学生支援ポリシー」を定め、留学生を含め学生に対して適切な支援を行っている【資料 2-2-1】。学生支援ポリシーは、学修支援に関する方針、生活支援に関する方針、進路支援に関する方針、障がい学生支援に関する方針の 4 つの方針から成

る。各方針は以下のとおりである。

学修支援に関する方針

- ・学修に関する相談体制を整備し、教職員が連携して相談・指導に取り組む。また、学生の主体的な学修を支援するとともに、必要に応じて補習教育を実施する。
- ・留年者及び休学・退学者の状況を把握・分析し、教学組織と各部局が連携して適切な対応策を講じる。

生活支援に関する方針

- ・学生の主体的・協働的な成長を促すため、教職員が連携して、学友会活動、サークル活動、ボランティア活動などの正課外活動に参加する機会を提供するとともに、その実施を支援する。
- ・学生生活を安全に安心して過ごすため、心身の健康、トラブル、ハラスメント等に関する支援・相談体制の充実を図る。
- ・留学生の充実した学生生活を支援するための体制整備の充実を図る。

進路支援に関する方針

- ・学生の多様な進路に対応するため、入学から卒業・修了までを見通した体系的なキャリア教育の充実を図る。
- ・学生が主体的な進路選択・就職決定ができるように、教職員が連携して、キャリア支援体制の充実を図る。

障がい学生支援に関する方針

- ・障がいのあることを理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に努める。

本学は学生生活の支援事務組織として、教学支援部を設置している。教学支援部は学生生活に関わる教務課、学生課、キャリア支援課、図書館事務課、健康衛生課、総合学習・日本語支援センター事務課、グローバルセンター事務課からなる7つの事務部署で構成されており、学生の入学前教育をはじめとして入学から卒業までの教育、学生支援全般に関わっている【資料 2-2-2】。また、教学支援部には教員からなる教学支援部長、事務職員からなる教学支援事務部長を配置し、教員と職員の協働による学生支援を推進している。

本学の全学的学習支援は、「総合学習・日本語支援センター」（以下、「センター」という。）が中心となり実施している「入学前教育」と「初年次教育」を一体化させた方法で実施している。「入学前教育」の対象者は主に、入学前年12月までの入学試験合格者であり、大学の講義を受講するまでに必要な基礎知識を習得する目的で、各学部・学科の学修に必要な基礎的科目についてセンターを中心に添削指導を行っている【資料 2-2-3】。さらに、入学後の初年次教育においては、単なるリメディアル教育ではなく本質的な高大接続教育を実施する目的で、高等学校の内容から大学に必要な内容への橋渡しの教育を実施している。例えば、薬学部の「化学」においては、高等学校の化学では少ししか学んでいない有

機化学が中心となるので、高等学校での知識を大学に必要な知識に結びつけるように工夫している。この高等学校と大学の教育の橋渡しの場として、センター所属教員、事務職員と学部・学科の教員が一体化して実施している各教科の復習の場である「まなび場」を活用している。「まなび場」では授業の復習という形ではあるが、授業の内容を深く理解し能動的に自学自習できる学習行動の変換を導くことを目指している【資料 2-1-5 再掲】。

また、各学部・学科における学修面からの支援は、教員が一定数の学生に関して、学修全般から学生指導など多岐にわたる支援を行うよう、高等学校の担任制度に似たチューター制を設けている【資料 2-2-4】。各チューター教員は学部・学科によって人数は異なるが、数人から十数人の学生に対して1名の教員が受け持っている。日常の学習の態度に関してはチューター教員だけでなく、教務課職員と協働して取り組んでいる。例えば、連続して2回以上欠席した学生に対して、教務課職員が電話等で連絡して欠席の理由を聞き取り本学ポータルサイトの学生ポートフォリオに入力し、チューター教員と情報を共有している【資料 2-2-5】。また、各学科には、チューター教員のほかにアカデミック・アドバイザーも設けている。アカデミック・アドバイザーは主に学科学生全般の成績管理や学生の学修情報の分析を実施しており、分析結果は学科内でカリキュラムの改定等の検討に用いている【資料 2-2-6】。アカデミック・アドバイザーによる学修情報の分析により、成績に問題がある学生に対しては早期にチューター教員が面接等を行い、必要に応じて「まなび場」等の活用を助言するとともに講義の出席状況をチューター教員と事務職員が共有することにより、学修意欲減退による退学の抑制にも繋がっている。

更に、教員と職員の連携を深め、本学の教育・学生指導に関する運営上必要な事項を審議するため、学務委員会を設置し、教員と職員が協働し学生支援を行っている【資料 1-2-6 再掲】。学務委員会の構成員としては、教学支援に重要な役割を持っている教学支援部長（教員）、教学支援部事務部長（事務職員）及び各学科の学科長が入っており教員と職員が協働する体制を取っている。学務委員会の審議事項として、

- (1) 教務に関すること
- (2) 特待生に関すること
- (3) 学生生活及び福利厚生に関すること
- (4) 国際交流に関すること
- (5) 健康管理に関すること
- (6) その他必要な事項

が付託されており、学生が関わる教育・学生生活全般について審議を行っている。審議された事項に関しては、各学部教授会で共有され、必要に応じて学長会議、大学協議会においても審議が行われる。

学修成果の可視化に関連する項目として、2023（令和5）年度より、全学年の在学生に対して、各学科のディプロマ・ポリシーの達成度に対する自己評価（4段階）ならびに過去1年間（1年生は入学からの半年間）の振り返り及び今後1年間の達成目標（自由記述）を回答させる「学修成果に係る自己評価アンケート」を実施している【資料 2-2-7】。さらに、その回答結果を踏まえて、チューター教員と学生が個別面談を行い、教員から各学生に対してフィードバック（アドバイス等）を与える「リフレクション面談」を1年生は9～10月、2年生以上は毎年4～5月に実施している【資料 2-2-8】。これにより各学生の現

在のディプロマ・ポリシーに対する学修成果について教員及び学生自ら確認することが可能となっている。

そのほかの学修支援としては、

(1) 新入生オリエンテーション・新入生研修の実施

新入生オリエンテーションでは、カリキュラム、履修、単位、進級・卒業、学生生活全般、就職に関する事等の説明を行う。翌日には新入生研修として学部・学科ごとに、大学の教育目標、学部・学科の教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等について説明を行い、さらに学生便覧や履修の手引き等を利用して、各学科のカリキュラム、履修、学修生活に関する研修を行っている【資料 2-2-9】。

(2) シラバスの充実

シラバスには学生が履修計画を作成する際に、授業内容及び学位授与方針と科目の関連が理解できるよう、講義概要について詳細に記載している。また教員に対しては、シラバス作成マニュアルを配付し、マニュアルに沿った記載を依頼している。シラバス作成後は第三者にシラバスの確認を実施してもらい、不備があれば訂正をお願いしている【資料 2-2-10】。

(3) オフィス・アワー制度

学生からの学修等に関する質問や相談に応じられるよう、全ての専任教員は授業時間以外の時間帯にオフィス・アワーを設定している。オフィス・アワーの時間帯は、シラバスで確認できる。また非常勤講師についても、学生からの質問等に対応できるよう、質問の受付時間をシラバスに記載している【資料 2-2-11】。

(4) 教育・進路懇談会の開催

学修状況、進路、大学生活等について教員と保護者が直接対話できる機会として「教育・進路懇談会」を毎年9月に実施している【資料 2-2-12】。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、大学院の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務に従事する機会を提供し、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会の提供を図ることを目的として、大学院生を対象とした「千葉科学大学ティーチング・アシスタント取扱要項」を制定し、状況に応じて活用している【資料 2-2-13】。危機管理学研究科では、指導教員の監督の下、TA が学部等の授業の一部補助（実験・実習科目における学生からの質問対応など）にあたっている。

また、障がいのある学生への配慮についても全学で実施され、学生から「千葉科学大学障がいのある学生支援規程」に基づき申請があった場合には、教学支援部学生課から関係学部長・学科長に連絡し学部教授会において教員に周知し配慮を実施するようにしている【資料 2-2-14】、【資料 2-2-15】。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生への学習支援及び授業支援については、教員と職員が協働して様々な取り組みを行

いながら、アンケートや試験結果などのデータを基に、教育改革を実施する。さらに、本学の入学者に対する支援で重要な入学前教育と初年次教育に関しては、現在実施されている本学独自の学習支援システム「まなび場」について、拡充すると共に、学部・学科の専門教育にも繋がるような仕組みを学務委員会を中心に構築していく。

<エビデンス資料>

- ・【資料 2-2-1 千葉科学大学 学生支援ポリシー】
- ・【資料 2-2-2 令和6年度千葉科学大学事務組織人員配置表】
- ・【資料 2-2-3 入学前教育受講者統計データ】
- ・【資料 2-2-4 千葉科学大学学生指導教員（チューター）規程】
- ・【資料 2-2-5 学生ポートフォリオ 例示】
- ・【資料 2-2-6 アカデミック・アドバイザー申合せ】
- ・【資料 2-2-7 学修成果に係る自己評価アンケート】
- ・【資料 2-2-8 リフレクション面談マニュアル】
- ・【資料 2-2-9 各学部・学科のオリエンテーション資料】
- ・【資料 2-2-10 千葉科学大学シラバス作成マニュアル】
- ・【資料 2-2-11 シラバス（例示 プロジェクト学習）】
- ・【資料 2-2-12 教育・進路懇談会のしおり】
- ・【資料 2-2-13 千葉科学大学ティーチング・アシスタント取扱要項】
- ・【資料 2-2-14 千葉科学大学障がいのある学生支援規程】
- ・【資料 2-2-15 要配慮学生支援実績】

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学における社会的・職業的自立に関する指導・相談・支援については、大学の事務組織である教学支援部キャリア支援課によるキャリア支援と各学部・学科におけるキャリア指導により教職員が協働して実施する体制が整備されている。キャリア支援課による支援は、各学科から選任される就職委員とキャリア支援課職員が連携を取り実施している。キャリア支援課は、参与以下4名の専任職員及び危機管理学部1名の参与で構成されている【資料 2-2-2 再掲】。

学生へのキャリア支援は各学部・学科、各個人で状況が大きく異なるため、キャリア支援課では、主に個別指導（個別相談、履歴書・エントリーシート添削、模擬面接）を重点的に実施している【資料 2-3-1】。個別面談では、学生から提出された進路希望調査票を基に

進路希望や現在の活動状況を確認し、就職活動における疑問点や不安な点を解消するよう支援している。履歴書・エントリーシート添削、模擬面接については、キャリア支援課課員の他に総合学習・日本語支援センター教員も担当し、支援を行っている【資料 2-3-2】、【資料 2-3-3】。

学生が業界選択・企業選択する際の進路決定を行う上で、役立つ経験談を聞く機会として3学部共通のオムニバス形式の「キャリアデザイン入門」を設け、様々な職業人としてのキャリアを積んでいる本学の実務家教員を講師として、生涯を通じたライフキャリア(人生)とワークキャリア(仕事)から得た経験談を聴き、それを学生自らの進路決定の参考となるよう実施している【資料 2-3-4】。

さらに、様々な企業の採用担当者を招き、就職ガイダンスや合同業界研究会等を開催している。就職ガイダンスは各業界の現状、特徴、将来展望、求める人材などをテーマにして開催し、早い時期から企業人と触れ合う機会を作ることにより、将来に向けたキャリアデザインや就職に対する意識付けに役立てている【資料 2-3-5】。合同業界研究会では、学内に企業別に用意したブースを開設し学生が直接採用担当者と面談する場を提供している【資料 2-3-6】。入学当初より学生が将来のキャリア形成を考える機会を得るため、春学期及び秋学期のオリエンテーション時にキャリアガイダンスを実施している【資料 2-3-7】。

また、就職後のミスマッチを無くし、学生の目的意識を明確にさせて学習意欲の向上につなげるため、主に3年次の夏期休業期間中に実施するインターンシップ・プログラムを設けている。インターンシップ参加者には全員報告書を提出させるとともに、終了後にはインターンシップ報告会を実施している。本学、とりわけ危機管理学部では公務員を目指す学生が多いことから希望者には、教育課程とは別に大学として外部業者に委託し、公務員採用試験対策講座を設けるなど、キャリア支援を行っている【資料 2-3-8】。

教育課程内におけるキャリア指導は各学部・学科で異なり、それぞれ下記のとおり実施している。

薬学部

薬学部薬学科は、薬剤師国家資格取得を目的とした学科であり、教育課程全般に渡り、薬剤師として必要な知識・技能・態度・思考力が身につけられる教育課程となっている。1年次の「早期体験学習・銚子学」により、医療、介護などの現場を見学し、薬剤師の仕事の幅広さ、チーム医療における薬剤師の果たすべき役割、さらに薬学を学ぶ意義、現在の医療の問題点などについて考える機会を提供し、医療に関わる者としての態度や思考力を育む【資料 2-3-9】。また、5年次の「薬局実務実習」、「病院実務実習」等のキャリアに関連する科目により、薬剤師を目指す者として必要なチーム医療や地域住民の健康増進・福祉向上への取り組みに、積極的に参画する態度等を醸成し、教育課程全般を通じてキャリア指導を行っている【資料 2-3-10】、【資料 2-3-11】。

危機管理学部

危機管理学部では各学科の教育内容により多種多様な将来像が想定されるため、学部共通基礎科目として「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」等のキャリア科目を設定し、キャリア指導を行っている【資料 2-3-12】、【資料 2-3-13】。3年次に一般基

礎科目である「キャリアデザイン実践」、「インターンシップ」の科目を設定し卒業後の進路選択に役立つキャリア指導を行っている【資料 2-3-14】、【資料 2-3-15】。各種医療系国家資格取得を目指す保健医療学科では、上記科目に加え「臨床工学臨床実習」「臨床検査臨床実習」「病院内実習」等の科目により、医療人としての態度を身に付けられるよう科目設定を行っている【資料 2-3-16】、【資料 2-3-17】、【資料 2-3-18】。

看護学部

看護学部看護学科は、看護師国家資格、保健師国家資格の取得を目的とした学科である。そのため、教育課程全般にわたり、看護師等として必要な知識・技能・態度・思考力が身につけられる教育課程となっている。加えて、今日の保健医療福祉の活動は、関連する多くの専門職によるチームアプローチによって行われ、幅広い専門職業人としての見識を持った看護専門職育成が求められる。そのため、他職種の専門性の理解と目標に向かったの協働・連携体制作りが重要である。これらを身に付けるため、「医療専門職連携導入」の科目を設けている【資料 2-3-19】。「医療専門職連携導入」では、入学後の比較的早い時期に、看護師・薬剤師・医療技術職の専門性の特徴・役割の相違を理解し、患者中心のチーム医療を担うにあたり、医療連携の重要性並びに連携にとって重要な専門職としてのコミュニケーション能力を養い、各自が目指す将来の方向性が明らかになるようにしている。その後、専門科目の臨床実習を通して患者中心のチーム医療のための各職種の役割・機能を理解させるとともに、効果的な連携の在り方と看護職の課題を認識させる等、教育課程全般を通じてキャリア指導を行っている。

また、教育課程外の社会的・職業的自立に関する支援としては、危機管理を標榜する大学として、学部・学科の教育研究上の目的において「安全・安心な社会の構築」を掲げていることを踏まえて、日本防災士機構による「防災士」の資格取得を目的とした「消防と防災」の科目を設定している【資料 2-3-20】。

防災士の資格取得には、

- 1) 日本防災士機構が認証した研修機関が実施する「防災士養成研修講座」の受講
- 2) 日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」の受験・合格
- 3) 「救急救命講習」の受講・修了証の取得

が求められる。本学では、1) に関しては、「消防と防災」のシラバスを同機構に提出し、防災士養成研修実施機関として認定を受け、2) に関しては、本学を試験会場として年2回「防災士資格取得試験」を実施し、3) に関しては、保健医療学科の救急救命士の資格を有する教員が講師として「救急救命講習」を実施する、といった大学全体で資格取得を支援する体制を構築している【資料 2-3-21】。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学生への就職・進路支援は、学部・学科、各個人によりその状況が大きく異なるため、主に個別支援を重点的に実施してきた。今後も多様化するニーズを踏まえて、きめ細かい個別支援を継続する。また、就職後のミスマッチによる離職を減らし、就職に対する目的意識を明確にするため、インターンシップやセミナーへの参加を積極的に呼びかけ

る。第二期中期目標である「CIS Vision 2026」において、「大学の教育改革に関する目標」の一つとして「キャリア教育対策」を、また、「就職支援体制の強化に関する目標」として「戦略的就職支援の整備」、「公務員試験対策の強化・合格数増加」、「国家試験対策の充実・合格数増加」の3項目を掲げ、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援については全学的に取り組んでいく。

＜エビデンス資料＞

- ・【資料 2-3-1 キャリア支援課利用票集計】
- ・【資料 2-3-2 キャリア支援課課員添削・模擬面接申込集計】
- ・【資料 2-3-3 総合学習・日本語支援センター教員添削・模擬面接申込集計】
- ・【資料 2-3-4 「キャリアデザイン入門」シラバス】
- ・【資料 2-3-5 就職ガイダンス一覧】
- ・【資料 2-3-6 合同企業研究会一覧】
- ・【資料 2-3-7 オリエンテーション時間割】
- ・【資料 2-3-8 公務員試験対策講座資料】
- ・【資料 2-3-9 「早期体験学習・銚子学」シラバス】
- ・【資料 2-3-10 「薬局実務学習」シラバス】
- ・【資料 2-3-11 「病院実務学習」シラバス】
- ・【資料 2-3-12 「キャリアデザインⅠ」シラバス】
- ・【資料 2-3-13 「キャリアデザインⅡ」シラバス】
- ・【資料 2-3-14 「キャリアデザイン実践」シラバス】
- ・【資料 2-3-15 「インターンシップ」シラバス】
- ・【資料 2-3-16 「臨床工学臨床実習」シラバス】
- ・【資料 2-3-17 「臨床検査臨地実習」シラバス】
- ・【資料 2-3-18 「病院内実習」シラバス】
- ・【資料 2-3-19 「医療専門職連携導入」シラバス】
- ・【資料 2-3-20 「消防と防災」シラバス】
- ・【資料 2-3-21 防災士養成研修実施機関一覧（大学）】

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 学生支援のための組織

教学支援部は、教務課、学生課、キャリア支援課、健康衛生課、グローバルセンター事務

課、図書館事務課、総合学習・日本語支援センター事務課の7つの部署で組織されている。職務については、千葉科学大学事務組織規程に定められている【資料 2-4-1】。教学支援部長は教員が兼務し、事務部長と協働して運営している。教学に関する支援は教務課、学生生活や正課外活動に関する支援は学生課、学生の健康面に関する支援は健康衛生課、就職に関する支援はキャリア支援課、留学生の学生生活、在留資格申請手続き等の支援はグローバルセンター事務課、初年次教育の支援は総合学習・日本語支援センター事務課が行っている。

(2) 健康に関する支援

健康に関する支援については、健康衛生課で行っており、毎年4月には学生の定期健康診断、6月には教職員の定期健康診断を実施し、学生及び教職員の健康状態の把握をしている。また、週3回外部から公認心理師が来学し、カウンセリングを希望する学生の対応を行っている【資料 2-4-2】。さらに月1回内科医による健康相談及び心療内科による健康相談を行っている【資料 2-4-3】。その他に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種やインフルエンザ予防接種を実施している。

(3) 障がいのある学生への支援

障がいのある学生への支援としては、「千葉科学大学障がいのある学生支援規程」を制定し、障がいのある学生に対する支援体制を構築している【資料 2-2-14 再掲】。窓口は、健康衛生課となり、「障がい等を理由とする修学支援等申請書」による申し出により、合理的な支援が得られるように配慮している【資料 2-2-15 再掲】。

(4) 留学生への支援

現在在籍している300名以上の留学生についての留学生寮での生活指導をはじめ奨学金、在留資格の更新手続き、日本での生活におけるトラブル対応の他、日本人学生の海外留学支援については、グローバルセンター事務課（中国人職員1名、日本人職員2名）で行っている【資料 2-2-2 再掲】。留学生の多くは中国人であることから、中国で多く使われているSNS（WeChat）で留学生と連絡を取れる体制を整え、日本語が苦手な学生や、緊急の相談に対応している。また、留学生に関しては、新入生だけでなく、在学生についても留学生のみを対象としたオリエンテーションを年2回実施し、ごみの捨て方をはじめとした日本での生活や留学生を対象とした奨学金等について丁寧に説明し支援を行っている【資料 2-4-4】。

特に留学生にとって重要な在留資格の手続きについては、在留期間の把握に努め、更新期限の3か月前に学生に対し、在留資格更新の手続きを行うようメールで促し、チューター教員に相談しながら更新手続きを行うよう指導している。また、更新手続きの際、スムーズに手続きが進むよう書類の書き方等を指導している【資料 2-4-5】。

その他、留学生が病気やケガをした際の病院への付き添い、事故やトラブルの警察対応や相談等、日本で留学生が安心して学べるよう生活面全般での支援を行っている。

留学生への経済的支援として「千葉科学大学私費外国人留学生の学納金減免等に関する規程」を定め、授業料の減免制度を設けている【資料 2-4-6】。また、奨学金については、

外部機関の留学生向けの奨学金の申請手続きも支援している。

(5) ハラスメント防止に関する支援

学校法人加計学園の「学校法人加計学園ハラスメント防止等に関する規程」等に則り「千葉科学大学のハラスメントの防止等に関する規程」を定めている【資料 2-4-7】、【資料 2-4-8】。ハラスメントに係る相談窓口は学生課、学科長、健康衛生課、各所属の長があたっている。また、教職員にはハラスメント防止に関する研修会を実施し、防止に努めている【資料 2-4-9】、【資料 2-4-10】。

(6) 経済的支援

学生への経済的支援の一環として、本学独自に「兄弟姉妹学納金減免制度」、「自然災害による就学困難学生に対する授業料等減免措置」の授業料減免制度を設けている【資料 2-4-11】、【資料 2-4-12】。

また、在籍する2年次生以上の学部学生で、学業優秀、健康かつ良識のある学生を各学科より特待生として若干名選考し、特待生に選抜された年度の授業料が減免される学部特待制度を設けている【資料 2-4-13】。また、大学院生に対しては、大学院生活の充実を図り、勉学や研究に専念できるように各専攻課程から1名の学生を選考し、授業料の半額免除する大学院特待生制度を設けている【資料 2-4-14】。なお、大学院の資格は修士課程2年、博士課程（後期）3年、4年制博士課程4年間の期間中継続する。

日本学生支援機構奨学金等の学外団体の奨学金制度については、ポータルサイトを利用し、全学生に周知を行っている。

(7) 課外活動

本学の課外活動は学生の自治組織である千葉科学大学学友会（以下、「学友会」という。）が中心となり行っている【資料 2-4-15】。学友会には教職員も特別会員として加入している。学友会活動のサポートは学生課が行い、学生の課外活動の活性化を図っている。現在、課外活動を行っている団体は、部10団体、同好会2団体、愛好会17団体あり、活発に活動している【資料 2-4-16】。課外活動団体には大学施設の貸し出し、活動拠点となるクラブハウスを整備する等の支援を行っている。また、本学の大学祭である「青澄祭」はコロナ禍により開催できない期間もあったが、2023（令和5）年に第20回の節目を迎え、近隣住民の方々と学生の交流の場となっている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生、留学生、健康、経済的支援、障がいのある学生への支援、ハラスメント等、学生に対しての様々な支援を行い、教職員と協働しやすい環境を整備している。今後は、学生生活全般に対する適切な支援がよりできるように学務委員会を中心に見直す。一方で、留学生が増えているので、2023（令和5）年12月に実施した留学生を対象とした教職員との意見交換会を実施したところ大変好評だった。そのためこのような意見交換会について、今後は定期的（年1回程度）に開催し、留学生の意見や要望等の把握に努めることで留学生にとっても魅力的な大学づくりを目指す。

<エビデンス資料>

- ・【資料 2-4-1 千葉科学大学事務組織規程】
- ・【資料 2-4-2 公認心理師面談実績】
- ・【資料 2-4-3 内科医による健康相談及び心療内科による健康相談案内】
- ・【資料 2-4-4 留学生オリエンテーション資料】
- ・【資料 2-4-5 在留資格更新案内メール】
- ・【資料 2-4-6 千葉科学大学私費外国人留学生の学納金減免等に関する規程】
- ・【資料 2-4-7 学校法人加計学園ハラスメント防止等に関する規程】
- ・【資料 2-4-8 千葉科学大学のハラスメントの防止等に関する規程】
- ・【資料 2-4-9 千葉科学大学 SD 研修会（23/9/12）「ハラスメント及びモンスターペアレンツ対応について」開催案内】
- ・【資料 2-4-10 加計学園研修会（24/5/29）「ハラスメント研修会」開催案内】
- ・【資料 2-4-11 千葉科学大学兄弟姉妹学納金減免規程】
- ・【資料 2-4-12 千葉科学大学自然災害による修学困難学生に対する授業料等減免措置に関する規程】
- ・【資料 2-4-13 千葉科学大学特待生規程】
- ・【資料 2-4-14 千葉科学大学大学院特待生規程】
- ・【資料 2-4-15 千葉科学大学学友会会則】
- ・【資料 2-4-16 令和 5 年度課外活動団体一覧】

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

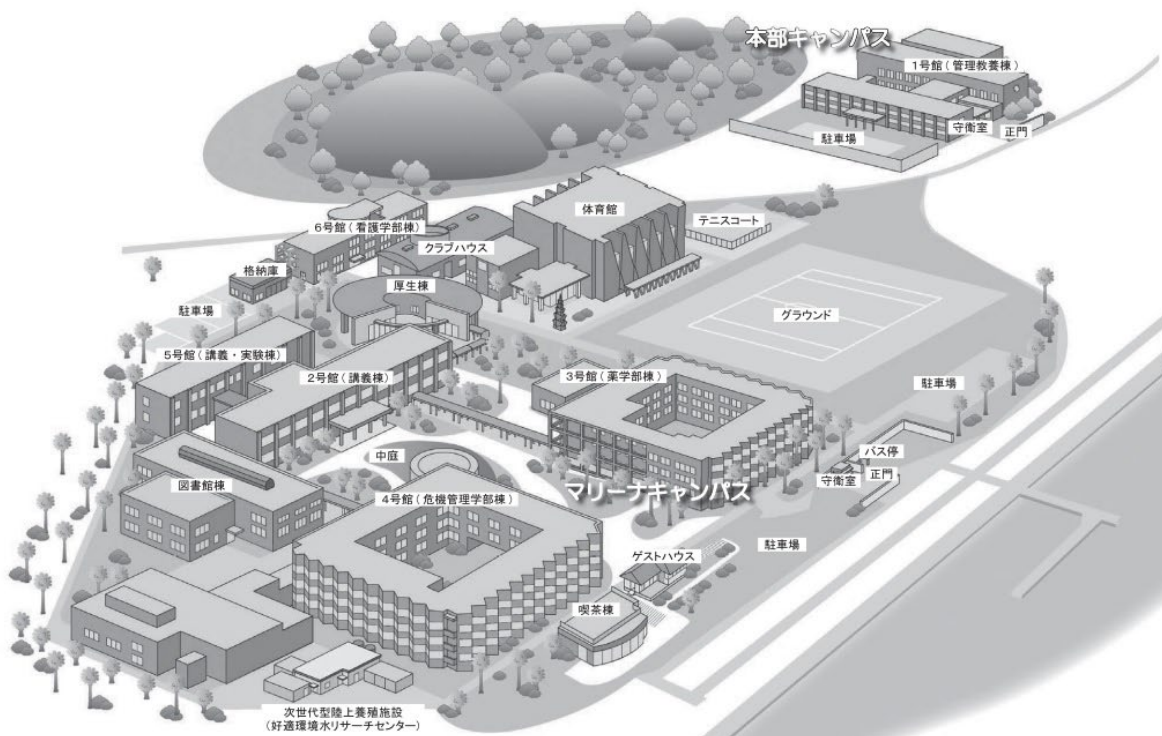
(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、2004（平成 16）年に銚子市の要請を受け薬学部、危機管理学部の 2 学部体制で開学した。2014（平成 26）年には銚子市の要望により、看護学部を増設し、現在は 3 学部 6 学科、大学院 3 研究科 4 専攻の体制で教育・研究活動を行っている。

キャンパスは本部キャンパスとマリーナキャンパスの 2 つのキャンパスから成り立ち、両キャンパスは約 500m と近接している【図表 2-5-1】、【図表 2-5-2】。本部キャンパスでは主に教養教育を実施し、マリーナキャンパスではそれぞれの学部の専門教育を実施している。

【図表 2-5-1】 千葉科学大学キャンパス全体図



【図表 2-5-2】 千葉科学大学キャンパス別施設一覧

本部キャンパス (敷地面積 ; 23,904.45 m²)

建物名	建物面積	主な施設
管理教養棟	6,787.93 m ² 82.34 m ² 専有 5813.58 m ² 共有	講義室、実験室 (基礎的な実験用)

マリーナキャンパス (敷地面積 ; 98,395.12 m²)

建物名	建物面積	主な施設
講義棟	2,545.34 m ²	講義室、事務室 (教務課、学生課)
講義・実験棟	2,109.60 m ²	講義室、PC ルーム、OSCE 室等
薬学部棟	7,246.12 m ²	実験室、模擬薬局、調剤室、温室・薬草園等
危機管理学部棟	7,694.78 m ²	実験室、防災シミュレーションセンター、救急救命実習室、工作室、CAD 室、事務室 (入試広報部、グローバルセンター事務課) 等
看護学部棟	6,116.97 m ²	講義室、基盤看護実習室、母性看護実習室、小児看護実習室、成人・老年看護実習 室、在宅・公衆衛生看護実習室、研修室等

図書館	1,872.06 m ²	書庫、閲覧席、グループディスカッションルーム、事務室（キャリア支援課）
体育館	2,390.27 m ²	アリーナ、格技場等
厚生棟	1,156.35 m ²	食堂、事務室（健康衛生課、総合学習・日本語支援センター）
クラブハウス	451.56 m ²	学生委員会室、体育局室、文化局室、部室
ゲストハウス	89.69 m ²	学内外懇談施設
喫茶棟	490.36 m ²	食堂
その他附随施設	—	格納庫、次世代陸上養殖施設、附属実験棟等

両キャンパス間を運行する路線バスは、学生証または職員証を提示することにより無料で利用できる。立地的に車両通学が多くなることに配慮し、本部キャンパス、マリーナキャンパスには学生・教職員用の駐車場を整備している。

開学以来、学部・学科の増設、教育内容の拡充により、2009（平成 21）年度には講義・実験棟（5号館）、2010（平成 22）年度には格納庫、2014（平成 26）年度には看護学部棟、2017（平成 29）年度には図書館増設棟を増設し、学生の学修環境の改善に努めてきた。また、大学院の設置に関しては、各学部とも学部開設時に将来的な大学院構想も見込んだ施設・設備を整備している。2020（令和 2）年から 2021（令和 3）年にかけては、学生の利便性を考慮し、在学生が多いマリーナキャンパスへの事務部署の全面移転を行った。また、2021（令和 3 年）年度からは本部キャンパスの一部を千葉科学大学附属高等学校と共同利用している。配置されている校舎については、1981（昭和 56）年以降の建築基準法に定める新耐震基準を満たしており、2階建て以上のすべての建物にエレベーター、スロープ等を整備し、障がいのある学生にも配慮した作りとなっている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

各学部棟では、それぞれの教育課程に必要な施設・設備を整備しており、教育を行う上で有効活用を行っている。具体的な活用方法については、以下のとおりとなる。

薬学部薬学科

薬学部では、臨床準備教育のための施設として、薬学部棟に模擬薬局、講義・実験棟に OSCE 室があり、事前実務実習に活用している【図表 2-5-3】。さらに、医療薬学系実習において、薬物治療におけるバイタルサインの変化を確認し、医薬品の有効性や副作用を評価するトレーニングを行う目的で、高機能患者シミュレータ（Laerdal 社 SimMan）を 2 体、フィジカルアセスメントモデル（株式会社京都科学 Physiko）を 2 体、呼吸音聴診シミュレータ（株式会社京都科学ラングⅡ）を 3 体保有し、模擬薬局に設置し 1 年次から利用し実践的な教育に活用している【図表 2-5-4】。

【図表 2-5-3】 模擬薬局



【図表 2-5-4】 高機能患者シミュレータ



危機管理学部

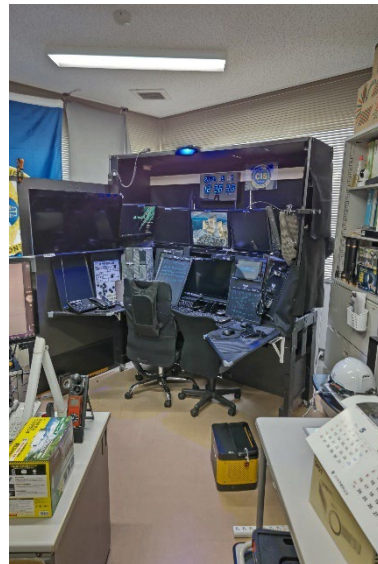
危機管理学科

危機管理学科では実験室はないが、各教員に1室ずつゼミ室が用意されている。当該ゼミ室は研究発表、ディスカッション等のアクティブ・ラーニングを目的とした15名程度を収容できる小規模な施設であり、授業がないときには、例えば公務員採用試験を目指す学生であれば24時間いつでも勉強できる共用の施設としての利用も可能としている【図表 2-5-5】。また、危機管理教育のため、学生が使用できる危機管理室（危機管理学部棟 4130室）を設置し、緊急通信を整備して災害時の組織的対応に関するシミュレーション学習を可能にしている【図表 2-5-6】。

【図表 2-5-5】 危機管理学科ゼミ室



【図表 2-5-6】 危機管理室



保健医療学科

保健医療学科は臨床検査学、臨床工学、救急救命学の3つのコースで構成されており、それぞれのコースにおいて学修に必要な施設・機器を整備している。

臨床検査学コースでは、ディスカッション顕微鏡や大型のプロジェクター、P2レベルの

感染対策対応の実験室を整備しており、P2 レベルの感染対策対応の実験室はコロナ禍の際には臨時の衛生検査所としても活用された実績があり、現在も卒業研究などで活用されている【図表 2-5-7】、【図表 2-5-8】。

【図表 2-5-7】 ディスカッション顕微鏡

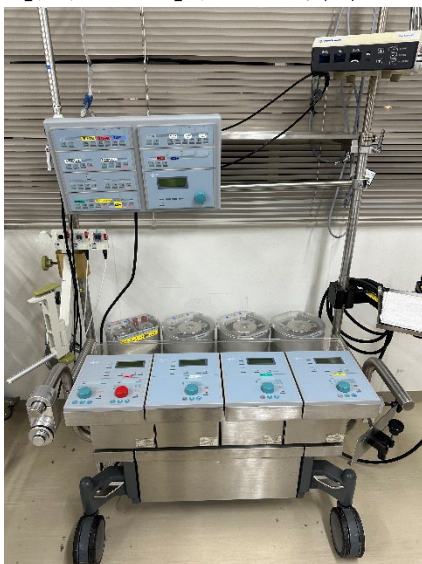


【図表 2-5-8】 感染対策対応実験室



臨床工学コースでは、臨床実習準備のための機器として、人工心肺装置（ソーリン株式会社 スタッカート人工心肺装置 SIII）、膜型人工肺 ECMO (TERUMO 社 CAPIOX SP-101)、人工呼吸器 (SIEMENS 社 Servoi)、透析監視装置 (日機装株式会社 DCS-27)、内視鏡シミュレータ、ポータブルアナログ汎用 X 線診断装置 (PX-20HF) を保有し、1 年次から 4 年次にかけて利用し、実践的な教育を行っている【図表 2-5-9】、【図表 2-5-10】。また、学生の自主的な利用も許可しており、学生自身が積極的に保守点検・操作を学ぶ場となっている。

【図表 2-5-9】 人工心肺装置



【図表 2-5-10】 膜型人工肺



救急救命学コースでは、救急救命士が行う救急救命処置の実習を行うために、救急救命実習室を整備し、高機能シミュレータ“高研社 セーブマンプロ”を 5 台、半自動除細動器（日本光電社）5 台、救急車内での活動を訓練するために、救急車（トヨタ社 ハイメ

ディック) を有しており、学科の教育だけではなく、学生の課外活動団体である学生消防隊の活動にも使用されている【図表 2-5-11】、【図表 2-5-12】。

【図表 2-5-11】 救急救命自習室



【図表 2-5-12】 実習用救急車



航空技術危機管理学科

航空技術危機管理学科では、Flight Training Device (模擬飛行装置) を1年次から使用して、技量向上に活用するとともに、Boeing767 の実物エンジン(千葉科学大学格納庫保管)を使って、ジェットエンジンの原理と構造を学んでいる【図表 2-5-13】、【図表 2-5-14】。また、低速風洞実験装置を使った講義では、翼の揚力が生まれる仕組みを翼型模型と風洞を使って学んでいる。実際に、学生が自分でドローンを設計製作する授業もある。また、X線回折装置を使って、物質の内部構造を学習している。

【図表 2-5-13】 Flight Training Device



【図表 2-5-14】 Boeing767 実物エンジン



動物危機管理学科

動物危機管理学科に係る施設として講義・実験棟に動物飼育施設と実習室10がある【図表 2-5-15】、【図表 2-5-16】。動物飼育施設では動物看護学実習用の犬1頭と実験動物学実習などで用いるマウスとラットの飼育が可能であり、1年次には動物の適切な飼育管理の教育に活用している。実習室10では2年次よりこれらの動物を用いて、動物看護学、動物臨床検査学、動物外科学、実験動物学、動物機能形態学などの実習を行い実践的な教育に活用している。また、水生動物に関する施設として次世代型陸上養殖施設がある【図表 2-5-17】。計16槽の1t水槽が備えられ、各種水生動物の閉鎖循環型養殖が可能となって

いる。各水槽は淡水・海水いずれも使用可能であり、水温は設定温度に自動調整され、水温・塩分・溶存酸素・pH等のモニタリング機能も備わっている。本施設は、動物危機管理学科における動物適正飼養実習、水生動物学実習、卒業研究等の実践的な教育研究に活用している。

【図表 2-5-15】 動物飼育施設



【図表 2-5-16】 実習室 10



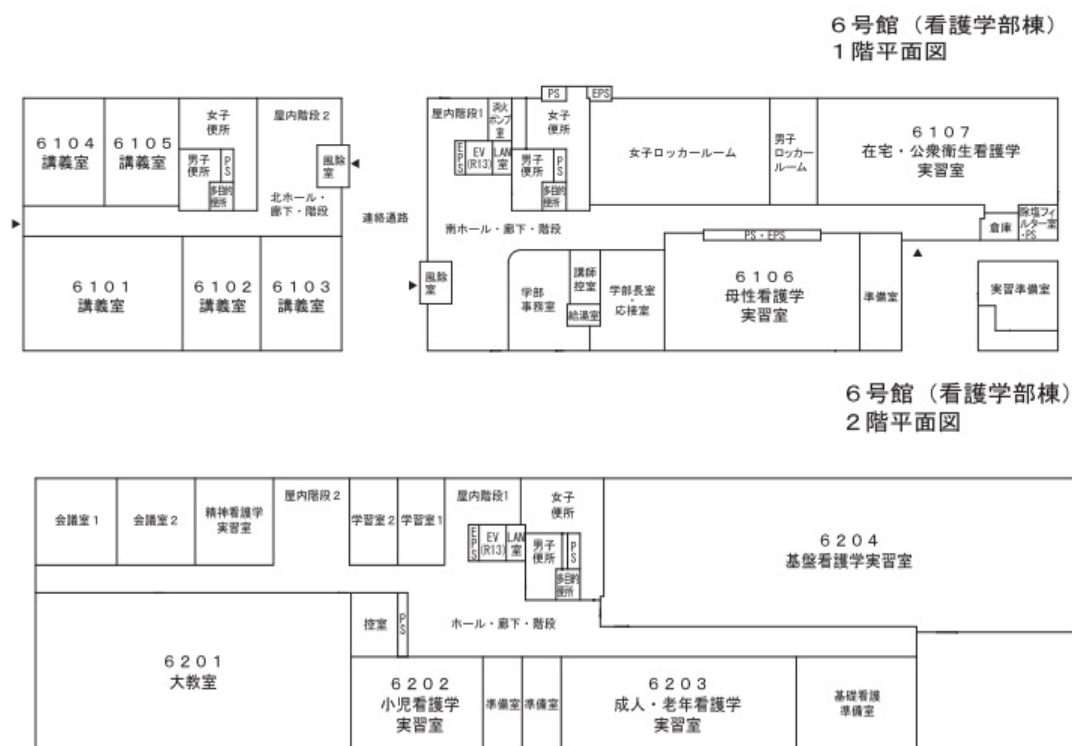
【図表 2-5-17】 次世代型陸上養殖施設



看護学部看護学科

看護学科では、学内で演習を行う施設として、看護学部棟 1 階に母性看護学実習室、在宅・公衆衛生看護学実習室、2 階に基盤看護学実習室、成人・老年看護学実習室、小児看護学実習室、精神看護学実習室があり、看護技術を学ぶ演習や、実習前の演習に活用している【図表 2-5-18】。

【図表 2-5-18】 看護学部棟 実習室配置図



各実習室では2年次から各看護領域に則したシミュレータ機器を利用し実践的な教育に活用している【図表 2-5-19】、【図表 2-5-20】。

【図表 2-5-19】 各実習室のシミュレータ機器一覧

実習室	実習機器	台数	用途
成人・老年看護学実習室	株式会社京都科学 Physiko	4台	術後の観察
	呼吸音聴診シミュレータ（株式会社京都科学ラング）	3台	呼吸音の正常・異常の判断
基盤看護学実習室	心音聴診シミュレータ（株式会社京都科学イチロー PLUS）	2台	呼吸音の正常・異常の判断および心音の正常・異常、心雑音の有無の判断
	株式会社京都科学 SCENARIO	1台	特定の疾患の臨床判断および観察
	“株式会社京都科学「あつ姫 II」”	3台	血圧測定の手技の確認
小児看護実習室	“Laerdal 社シムジュニア”	1台	健康な子どものバイタルサイン測定、肺炎・気管支炎の子どものバイタルサイン測定

母性看護実習室	“株式会社高研新生児バイタルサインモデルⅡ型”	3台	心音・呼吸音の聴取、胸腹部の呼吸動作の観察、直腸温測定など、新生児のバイタルサインの観察
	“株式会社京都科学バイタルサインベビーⅡ”	1台	心音・呼吸音の聴取、胸腹部の呼吸動作の観察、直腸温測定など、新生児のバイタルサインの観察
	“株式会社高研妊婦腹部触診モデルⅡ型”	3台	心音・呼吸音の聴取、胸腹部の呼吸動作の観察、直腸温測定など、新生児のバイタルサインの観察

【図表 2-5-20】 基盤看護学実習室



大学院

大学院においては、各学部棟に大学院生専用のゼミ室を用意している。大学院ゼミ室は大学院学生の研究活動の場となっており、自己学習用の机及び椅子を配置するとともに、夜間開講時の飲食に対応するため、給湯施設を整備している。また、学部棟内の実験機器には指導教員の指導の下、一定範囲において自由に利用できる体制を整備している。

図書館は、総面積 1,792 m²、閲覧席数は 397 席である。蔵書は図書 85,000 冊、学術雑誌 400 タイトル、電子ジャーナル 1,800 種、データベースは 7 種パックの利用が可能である。電子ジャーナルは、ScienceDirect、メディカルオンライン等との契約により必要とする研究論文を入手することができ、本学に所蔵されていない研究論文や蔵書については、図書館を通じて日本全国の大学図書館から借用することができる【資料 2-5-1】。開館時間は平日 8:20～22:00、土曜日 9:00～17:00、日曜日 12:00～17:00 となっている【資料 2-5-2】。また、本学は国家試験に関わる学科が多いことから、2月から3月中旬までの春季休業期間中のため、通常 9:00～17:00 の開館時間であるが、国家試験に向けた学習を行えるよう

9:00～22:00 までに延長する等、学習環境の整備に配慮している。

また、施設の拡充としては、2016（平成 28）年 9 月にアクティブ・ラーニングに対応したラーニングコモンズ学習室を増築し、学生の学習の利便性を図っている【資料 2-5-3】。本学習室は原則、24 時間利用できる施設であるが、2020（令和 2）年からの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い 24 時間利用を中断していたが、コロナ禍収束を受け、2024（令和 6）年度より再開している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

講義棟及び各学部棟等については、バリアフリー対応となっており、障がい者を始め体の不自由な方にも対応した施設となっている。また、立地環境により公共交通機関を利用して通学できない学生、教職員に対し、大学構内及びマリーナキャンパス前に駐車場を設けており、学生は無料で利用できる。なお、学生が車両通学を行う際には学内で開催される交通安全講習会を受講し、教学支援部学生課に届出を行うことを義務付けている。また、沿岸部に近いことから大学構内には津波警報発令時の避難経路誘導も掲示されており、学生及び海水浴客の安全確保に努めている【資料 2-5-4】。

また、学内の主要施設には無線 LAN（Wi-Fi）が整備され、セキュリティ認証は必要となるが、学生は自由に学内のネットワークを利用することが可能である【資料 2-5-5】。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

大学設置基準第24条（授業を行う学生数）に基づき、授業を行う学生数は教学支援部教務課で把握し、受講者数と各教室の収容人数に照らし、適切な配当をする等、適切に管理している。また、1・2年次の外国語の授業では教育効果を高めるため、少人数クラスでの授業を実施している。専門科目においては、原則として各学科の1学年定員数をクラス規模としている。受講生が多くなることが予想される一般基礎科目については、各学部・学科の時間割を調整し1・2年次生が全員同時に受講することがないように工夫を行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学生が学習を行う上での環境はほぼ整っているが、開学から 20 年を迎え、施設・設備の老朽化が目立ちつつある。また、立地条件的に強風や海風の塩害による施設・設備の破損や故障もあることから、こまめな修繕を行う必要がある。さらに環境保護・経費削減の観点から照明施設の LED 化等や空調設備の変更等、学生の学習環境向上のための施設・設備の拡充も必要なことから、計画的な整備計画を策定する必要がある。また、学生の福利厚生的な意味合いも含め、学生生活アンケート、学生意見交換会等を通じて学生のニーズを踏まえた施設・設備整備を行う。

<エビデンス資料>

- ・【資料 2-5-1 図書館ガイドブック】
- ・【資料 2-5-2 図書館開館カレンダー】
- ・【資料 2-5-3 図書館 MAP】
- ・【資料 2-5-4 津波警報発令時の避難経路】

- ・【資料 2-5-5 学内無線 LAN (Wi-Fi) 配置図】

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各授業の最終講義回に授業改善アンケートを実施し、各学生には授業の出席状況、授業外学習時間、授業の状況等を匿名で回答してもらっている【資料 2-6-1】。また自由記載欄で、意見や要望があれば記入してもらっている。授業改善アンケートは講義毎に集計され、集計結果を学科長及び授業担当教員に配布し、各自の授業方法の改善に役立てている【資料 2-6-2】。自由記載欄に記載された意見・要望については、授業担当教員から意見・要望に対する所見を出してもらっている。学生へのフィードバックとしては、科目担当教員による所見も含め、授業改善アンケートを実施した全ての科目集計結果を印字し、学生へ公開している【資料 2-6-3】。授業改善アンケート全体の集計結果については、本学のホームページでも公開している【資料 2-6-4】。

授業改善アンケート結果の活用方法として、全学的な教学に関わる審議機関である学務委員会を通じて各学科にも集計結果を配布し、学科として改善が必要な点について学科内で検討し、改善策を学務委員会で報告している【資料 2-6-5】。また 2023（令和 5）年度より、全学年を対象に学修成果に係る自己評価アンケートを行い、その結果を基に学生と面談を実施している【資料 2-2-8 再掲】。さらに卒業する学生にも卒業年次の秋学期に再度学修成果に係る自己評価アンケートを実施し、カリキュラムの見直しを含めて各学科で検討し、改善を促している【資料 2-6-6】。

学生からの意見・要望を教職員が聴取する場として、これまで「学生意見交換会」を毎年開催してきたが、2020（令和 2）年度以降はコロナ禍のため中断していた。2024（令和 6）年度からは、学生と教職員との対話を通じて大学運営や教育内容・方法の改善を図ることを目的とした「FD カフェ」を開催する予定である【資料 2-6-7】。FD カフェは、カフェのようなリラックスした雰囲気、様々な学科・学年の学生と教職員による少人数グループで、特定テーマについてワークショップ形式で話し合い・発表を行うものである。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の健康に関する情報を得るために、新入生全員に新入生定期健康診断問診票を提出

してもらい、既往歴・現病歴を確認し、学生の健康管理の基礎資料として活用している。また、4月に実施される定期健康診断では健康調査を学生全員に実施し、配慮が必要な項目にチェックのある学生を抽出し、チューター教員等と情報を共有し、支援が行えるように努めている。必要であれば、カウンセリングを行えるよう週3日外部から公認心理師を招聘している【資料 2-6-8】、【資料 2-4-2 再掲】。また、内科医による健康相談や心療内科医によるこころの健康相談を月1回実施している【資料 2-4-3 再掲】。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活の実態と学生の大学への要望を把握するために、2016（平成 28）年度から学生生活アンケートを大学院生を含む全学生を対象に全学生に実施している【資料 2-6-9】。特に大学への要望については、自由記載欄を設けており、本学の学修環境に寄せられた多くの要望は、学生生活の改善に活用している。

改善例

改善項目	改善内容
路線バスダイヤの改定	銚子駅～大学間の路線バスの運行ダイヤについて、運行している千葉交通に銚子駅の JR の発着時間を考慮し、大学として要望を出し、ダイヤの改定をして頂いた。
図書館の利用制限解除	新型コロナウイルス感染防止の一環として、利用の制限を行っていた図書館ラーニングコモンズ学習室の利用制限解除の検討を行い、2024（令和 6）年度から従前どおり 24 時間利用できるようにした。
車両通学許可証の記載事項変更	車両通学をしている学生には車両通学許可証を掲示することを義務付けているが、氏名等の個人情報が記載されていることから掲示を躊躇しているとの意見を受け、車両通学許可証の記載事項を変更した

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

アンケート等通じて色々と改善がなされているが、新型コロナウイルス感染症が蔓延する前に実施されていた「学生との意見交換会」に関しては、再開するとともに、学生と教職員との対話を通じて学習環境の改善に繋げることも目的とした「FDカフェ」も開催する。

<エビデンス資料>

- ・【資料 2-6-1 授業改善アンケート】
- ・【資料 2-6-2 授業改善アンケート集計結果（科目毎）】
- ・【資料 2-6-3 授業改善アンケート集計結果（全体）】
- ・【資料 2-6-4 大学ホームページ 授業改善アンケート】
- ・【資料 2-6-5 授業改善アンケート結果に基づく改善策の依頼書】

- ・【資料 2-6-6 学修成果に係る自己評価アンケート】
- ・【資料 2-6-7 FD カフェ案内】
- ・【資料 2-6-8 公認心理師のカウンセリング案内】
- ・【資料 2-6-9 学生生活アンケート】

【基準 2 の自己評価】

本学における各学部のアドミッション・ポリシーは大学の教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえた内容になっており、大学ホームページや入学試験要項などを通じて受験生・社会全般に周知している。さらに、アドミッション・ポリシーに則った入学者選抜を公正で妥当な方法により、適切な体制のもとで実施している。しかしながら、大学全体の入学定員及び収容定員に対する充足率は低いため今後の検討が必要である。

教育・学生支援全般については、学生生活の支援事務組織である教学支援部と全学的な教学に関わる審議機関である学務委員会が中心となり入学前、入学後から卒業、就職までを教員と事務職員が協働し取り組んでいる。このような体制により、学生一人ひとりの学修状況に応じた、入学前教育を含むきめ細かい学修支援や学部・学科に応じたキャリア支援、経済支援などの支援が実施されており、さらに学修や学生生活のための施設・設備も適切に整備している。

また、授業、学修支援、学生生活、施設設備などに対する学生の意見・要望を組み上げる仕組みが適切に整備されており、意見や要望に基づいて、改善に繋げている。

以上のことから、本学は基準 2 に適合している。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

千葉科学大学では、建学の理念である「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し 技術者として 社会人として 社会に貢献できる人材を養成する」に基づき、千葉科学大学の目標を学則 1 条の 2 に「本学は、健康で安全・安心な社会の構築に寄与できる人材の養成をすることを教育目標とし、それらの探究を研究の目標とし、地域と共生する大学づくり、平和で文化的な地域づくりへ参画することを社会貢献の目標と定める。」と定めている【資料1-1-1 再掲】。大学全体の目標として掲げている「安全・安心な社会の構築」をキーワードとして、各学部の教育・研究上の目的を定めている【資料3-1-1】。この各学部の教育・研究上の目的は、大学の教育・研究上の目標に基づいて、全学部に「危機管理」という文言が入っているのが特徴となっている。さらに、この学部の教育・研究上の目的を踏まえて、各学部ではディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーはカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに「学生便覧 2024年度」(P. 3-10) 及び「大学院要覧 2024年度」(P. 2-6) に掲載し、学生及び教職員に周知するとともに、ホームページでも公開し、さらに入学試験要項にも掲載しており受験生を含む学内外に周知している。

(学部)

学則第 1 条の 2 に定めた学部の教育研究上の目的に基づきディプロマ・ポリシーを学部毎に策定している。学部毎のディプロマ・ポリシーは「学生便覧 2024年度」に掲載して学生及び教職員に周知している。また、ホームページでも公開し、さらに入学試験要項にも掲載しており受験生を含む学内外に周知している。学部の教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーに関しては、毎年、各学部の学部等自己点検・評価委員会及び大学全体の自己点検・評価委員会において、学部を取り巻く環境や社会のニーズの変化を踏まえて検証しており、検証結果を受けて適切な改定を行っている。

(大学院)

大学院学則第 3 条の 2 に定めた研究科及び専攻の教育研究上の目的に基づきディプロマ・ポリシーを研究科毎に策定している。研究科毎のディプロマ・ポリシーは「大学院要覧 2024年度」(P. 2-6) に掲載して大学院生および教職員に周知している。ホームページで

も公開し、さらに大学院入学試験要項にも掲載しており受験生を含む学内外に周知している。研究科の教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーに関しては、毎年、各大学院研究科の学部等自己点検・評価委員会及び大学全体の自己点検・評価委員会において、大学院を取り巻く環境や社会のニーズの変化を踏まえて検証しており、検証結果を受けて適切な改定を行っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

千葉科学大学のディプロマ・ポリシーを踏まえた、単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準に関しては、学則、千葉科学大学履修規程及び千葉科学大学履修規程に関する細則で規定されており、「学生便覧 2024 年度」(P. 23, P. 36, P. 52) にそれぞれの学部・学科の進級・卒業要件が記載されている【資料 3-1-2】、【資料 3-1-3】。

進級・卒業要件は、入学年度毎に異なるため、春学期・秋学期のオリエンテーションにおいて繰り返し、学生便覧で確認するように周知している【資料 3-1-4】。また、科目の単位認定基準は、初回の授業において説明すると共に、シラバスに掲載していることを授業で周知している【資料 2-2-11 再掲】。

単位認定基準に関しては、学則第30条及び千葉科学大学履修規程第3条に規定されている。授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内外あわせて45時間とし、原則として、講義、外国語及び演習については、15時間から30時間の範囲の授業時間数をもって1単位としている。実験・実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で本学が定める授業時間数をもって1単位としている。授業の時間数は、90分を2時間として計算する。これらの授業を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与えている。

成績評価基準については、学則第36条及び千葉科学大学履修規程第32条に規定されている。授業科目の成績評価は、S、A、B、C、Dの5段階で行い、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、出席不良又は定期試験未受験は、E（評価対象外）とする。成績評価の基準及び100点法の目安は、100～90点をS（秀）、89～80点をA（優）、79～70点をB（良）、69～60点をC（可）、59～0点をD（不可）としている。

本学では厳正な成績評価を行うため、GPA制度を導入している。千葉科学大履修規程第35条に計算方法を示しており、第32条の規定による成績評価に対するGP（Grade Point）は、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、D、Eが0点とし、次の方法でGPA（Grade Point Average；成績平均点数）が算出される【図表3-1-1】。

GPA算出計算式

$$\frac{(Sの単位数 \times 4 + Aの単位数 \times 3 + Bの単位数 \times 2 + Cの単位数 \times 1)}{\text{登録単位数 (不合格D及び評価対象外Eを含む)}}$$

登録単位数（不合格D及び評価対象外Eを含む）

※ 小数点以下第三位を四捨五入

GPA値は成績一覧表に記載され、学生は勉学への取組の目安と反省に活用している。また、修学指導の材料としてや、成績不振の判定、履修条件、進級・卒業時の表彰、奨学生

への推薦など、卒業までの様々な選考の指標となっている。これらの制度の説明は、春学期・秋学期のオリエンテーション及びチューター教員との面談で説明されている。

【図表3-1-1】 本学における成績評価とGPAの相対表

成績評価	科目の得点	GPA (Grade Point Average)
S (秀)	100点から90点	4点
A (優)	89点から80点	3点
B (良)	79点から60点	2点
C (可)	60点以下	1点
D (不可)		
E (評価対象外)		
N (認定評価)		

進級基準に関しては、学部毎に千葉科学大学履修規程に関する細則で規定しており、同時に「学生便覧 2024 年度」(P. 23, P. 36, P. 52)に記載している。また卒業認定基準に関しては、学則第 46 条及び千葉科学大学履修規程第 47 条、第 49 条、第 50 条に規定しており、同時に「学生便覧 2024 年度」(P. 23, P. 36, P. 52)に記載している。卒業認定基準は薬学科では6年以上、他の学科では4年以上在籍し、薬学科では186単位以上、その他の学科では124単位以上の単位を修得した者に対して、当該学部教授会の審議を経て学長が卒業を認定することとしている。

大学院についても、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び修了認定基準に関しては、大学院学則、千葉科学大学院履修規程で規定している【資料 3-1-5】。進級要件は設定していないが、修了要件として科目単位の修得に関する要件は「大学院要覧 2024 年度」(P. 7-10)に示している【資料 3-1-6】。また、「大学院要覧 2024 年度」(P. 23-27)には学位論文審査基準を示している【資料 3-1-7】。

大学院の修了認定に関しては、大学院研究科委員会の審議を経て学長が修了を認定することとしている。大学院の修了要件の周知については、入学時のオリエンテーションにおいて周知し、その後の周知については研究指導教員が行う。また、科目の単位認定基準は、初回の授業において説明するとともに、シラバスに掲載していることを授業の中で周知している【資料 3-1-8】。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準の厳正な適用を図る上で、シラバスに基づく成績評価基準の明確化と、周知を行い、学則第34条及び第35条、千葉科学大学履修規程第28条から第31条の規定を厳正に適用している。また、不正行為に関しても学則第41条及び千葉科学大学履修規程第33条に「不正行為を行った者は、学則第49条により処分を受ける。処分については次のとおりとする。即日一ヶ月の停学処分にし、本人がその期に受講した全科目の単位は無効となる。ただし、卒業研究、実験、実習及び実技の単位は除く。」と規定しており厳正に対応して

いる。さらに、千葉科学大学履修規程第34条第2項には「成績に疑義のある場合は、成績通知後1週間以内に担当教員に申し出ることができる。」と定めており、学生からの疑義にも対応している。

進級・卒業判定は、教学支援部教務課が千葉科学大学履修規程に関する細則で規定された進級・卒業要件に基づき卒業・進級判定用資料を作成し、当該学部教授会で進級・卒業判定会議を実施し、審議を経て学長が進級及び卒業を認定している。以上のように設定された基準に従って進級判定、卒業判定が公正かつ厳格に行われている。

大学院生の修了要件は、大学院学則第10条に定められており、教学支援部教務課が単位修得状況を確認するとともに、学位審査基準や学位論文審査基準「大学院要覧 2024年度」

(P.23-24)に適合していることに関し研究科委員会の審議を経て、学長が修了を認定している。このように大学院の修了認定に関しても認定基準の厳正な適用がなされている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

現在の各学部・学科、研究科・専攻のディプロマ・ポリシーは、「建学の理念」「大学の目標」を踏まえた上で「学部等の教育研究上の目的」及び「学科の教育目標」を達成するためにそれぞれ策定されている。しかしながら、大学全体で一定の基準により学修成果の可視化を進めていくため、全学統一のディプロマ・ポリシーを策定するための検討を進める。また、単位認定については、2022（令和4）年度の大学設置基準の改正を踏まえつつ、様々な授業方法を組み合わせ、より学習効果の向上に繋がるよう授業科目の設定を柔軟に行えるよう見直す。

<エビデンス集（資料編）>

- ・【資料 3-1-1 学部の教育研究上の目的一覧】
- ・【資料 3-1-2 千葉科学大学履修規程】
- ・【資料 3-1-3 千葉科学大学履修規程に関する細則】
- ・【資料 3-1-4 在学生オリエンテーション資料】
- ・【資料 3-1-5 千葉科学大学大学院履修規程】
- ・【資料 3-1-6 大学院要覧 2024年度 P.7-10 修了要件（単位）】
- ・【資料 3-1-7 大学院要覧 2024年度 P.23-27 学位論文審査基準】
- ・【資料 3-1-8 シラバス（例示 大学院博士課程(後期) 特別研究)】

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

千葉科学大学では、「建学の理念」、「大学の目標」等に基づいて策定されたディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成するために各学部・学科、研究科専攻・課程毎にカリキュラム・ポリシーを定めている。各学部・学科及び研究科・専攻・課程のカリキュラム・ポリシーは、「学生便覧 2024年度」及び「大学院要覧 2024年度」にそれぞれ掲載するとともに、学生及び教職員に周知している。また、大学ホームページでも公開し、受験生を含む学内外に周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

現行のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性に留意しながら、一体的に策定されている。カリキュラム・ポリシーに沿って、各学科において、授業科目の設定とその学年配置を決定している。さらに、学生がカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関係を理解しやすいように、学部・学科毎にカリキュラムチェックリストを公開している【資料 3-2-1】。カリキュラムチェックリストは、カリキュラム・ツリー、履修モデルを学科毎に公開しており、学生にとってカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が理解しやすいようになっている【資料 3-2-2】、【資料 3-2-3】。また、シラバスにも、科目毎にディプロマ・ポリシーとの関連性が明記してあり、カリキュラムチェックリストと併せて学生に理解しやすいようにしてある【資料 2-2-11 再掲】。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

ディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成するためのカリキュラム・ポリシーを明示し、それに基づき基礎から応用へと段階的にカリキュラムを編成している。専門職養成を目指す課程の場合は、特に学外実習を重視しており、実習までに修得しておくべき知識と技術に関する科目を履修した上で実習に臨むようにカリキュラムを編成している。

カリキュラム・ポリシーを体系的に表現するために、学部・学科毎にカリキュラム・ツリーを作成して学生に開示している。さらに、学部・学科毎に履修モデルを提示し、ディプロマ・ポリシーとの関係についてはカリキュラムチェックリスト及びシラバスに明記している。学部・学科により一部は異なるが、それぞれのカリキュラムは段階的な構成になっている。カリキュラムは、一般基礎科目から始まり、学部または学科の共通基礎科目から専門科目へ段階的・体系的なカリキュラム構成となっている。大学院の教育課程に関しても、カリキュラム・ポリシーを踏まえて編成している。

このように体系的に編成された教育課程は、学生便覧に明示しており、さらに科目毎の詳細はシラバスに明記している。本学では、シラバスの記載方法については教務課より「千葉科学大学シラバス作成マニュアル」を非常勤講師を含む全教員に配布しており、シラバスは全学で統一された様式に従って記載している【資料 2-2-11 再掲】。

シラバスには授業の概要と到達目標、各回の授業内容、学習の方略（授業の実施方法）、

予習や復習すべき事柄、課題、評価の方法と基準、指定する教科書、オフィス・アワー等が明記されている。さらに、単位制度の実質化のために、予習内容とともに予習時間、復習内容とともに復習時間についても記載している。

また、千葉科学大学シラバス作成マニュアルでは、学部・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと担当科目の関係性、教育課程での位置付けに意識するとともに、教員自身がシラバスを活用した PDCA サイクルを廻すことにより、自己点検・評価を通じて次年度の授業改善に結び付けられるよう促している。

シラバスに記載された内容に関しては、一般基礎科目は総合学習・日本語支援センター長により、学部・学科の基礎科目、専門科目に関しては学科長により点検・確認を行っている。大学院研究科・専攻科においては、研究科長・専攻長が点検・確認している。このシラバスは電子化され、学内外に公表している。

また、単位の実質化のために学部・学科毎に修得単位数の上限を設けている。修得単位数の上限は千葉科学大学履修規程第7条に定めており、薬学部薬学科 55 単位、危機管理学部危機管理学科 50 単位、保健医療学科 55 単位、航空技術危機管理学科 50 単位、動物危機管理学科 50 単位、看護学部看護学科 50 単位としている。ただし、博物館学芸員の資格取得を目指している学生については、上限を超えて履修することを認めている。また前年度の成績が優秀な学生についても、8 単位以内で上限を超えて履修することを認め、学生の学修意欲を妨げないよう工夫している。

3-2-④ 教養教育の実施

千葉科学大学の一般基礎科目（教養教育科目）の特徴としては、全学部・学科で危機管理の素養を身につけるための科目として「リスク危機管理論」が必修科目になっていることである【資料 3-2-4】。危機管理学部では全学科共通で、「リスクと危機（クライシス）」について、言葉の意味をしっかりと理解し、リスク管理、危機管理の“管理”についても理解させるような授業を実施している。薬学部と看護学部は、主に1年次を対象に共同で開講しており、両学部の学生同士でグループを作り、主に SGD 方式の学習を通じてリスク危機管理を理解するようにしている。また、地域との連携を深める科目として、「銚子学」を開講している【資料 3-2-5】。「銚子学」は、危機管理学部と看護学部では一般基礎科目の必修科目、薬学部では内容が少し異なるので「早期体験学習・銚子学」として学部専門科目の必修科目として開講している【資料 2-3-9 再掲】。危機管理学部と看護学部の「銚子学」は、地元の銚子についてさまざまなことを学ぶが、薬学部の「早期体験学習・銚子学」では、主に銚子の医療福祉について学ぶ内容になっている。

そのほかの一般基礎科目（教養教育科目）は、全学部で内容が偏らないように、「人間と文化」、「歴史と社会」、「保体」の科目群からそれぞれ1単位以上履修することとなり、幅広い教養教育を実現している。また、大学での学修と実社会での関係を理解するため、ライフデザインを含めた「科学と実践」の科目群を配置している【資料 3-2-6】。語学教育に関しては、外国語科目の単位数を1単位にすることで、より多くの外国語科目を修得できるようにしている。英語教育では科目履修を通して英語力を身につけることができるようにしている。日本語を母国語としない留学生については、日本語力を身につけるために修得すべき単位数を日本人（日本語を母国語とする留学生を含む）の2倍にしている

(日本人：4単位、留学生：8単位)。英語能力や日本語能力を既に身につけている学生については、学則第31条の2及び千葉科学大学履修規程第43条に従い、外部検定試験による単位認定を認めている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教育課程を構成する各科目の学習目標の達成に適した学習方略（講義形態）をカリキュラム・ポリシーに従いつつ、科目担当教員が検討し、適切な学習方略（講義形態）を用いている。学習方略（講義形態）として講義だけでなく、能動的な学習方法としてスモールグループディスカッション（SGD）、ロールプレイなどを取り入れ、各科目の到達目標の達成に適した学習方法で教育が行われている。具体的な学習方略および評価法は、シラバスに記載されている【資料 2-2-11 再掲】。

アクティブ・ラーニングなどを取り入れた授業方法の工夫として、一般基礎科目では、PBL（課題解決型学習）の科目「プロジェクト学習」を開講している【資料 3-2-7】。本科目は、教員と学部・学科を問わない学生のグループによって、地域の課題解決につながる活動、地域の活性化につながる活動、地域に貢献する活動、地域の各種団体（民間企業、公的機関など）と連携した活動に取り組むものである【資料 3-2-8】。

専攻科目に関しては、薬学部では、「基礎化学」「基礎薬学物理」などの多数の科目において、授業の理解度を確保するために SNS のオープンチャットや Forms を用いた双方向型アクティブ・ラーニングを行ったり、大学付近の国定公園を利用したフィールドワーク（薬草探索会）を伴う「早期体験学習・銚子学」などを開講したりしている【資料 2-3-9 再掲】。危機管理学部では、少人数のグループで企業のクライシス・コミュニケーションを体験する危機管理広報演習（ロールプレイ）を含んだ「就業力育成特論」、フィールドワークを伴う「ボランティア活動」などを開講している【資料 3-2-9】、【資料 3-2-10】。看護学部では、個人ワークで収集したデータについて、グループディスカッションで共有し、最後にワールドカフェ方式で話し合う「地域包括ケア概論」を開講したり、フィールドワークを伴う「地域フィールドワーク実習」、「地域危機管理看護学実習」を開講したりしている【資料 3-2-11】、【資料 3-2-12】、【資料 3-2-13】。その他に、薬学部・危機管理学部保健医療学科・看護学部の学生の混成グループによるグループワークやディスカッションを組み込んだ「医療専門職連携導入」も開講している【資料 2-3-19 再掲】。

また、日々行う教育研究活動の向上を図るため、学則第2条の2及び第2条の3に従い、ファカルティ・ディベロップメント（FD 活動）、スタッフ・ディベロップメント（SD 活動）を千葉科学大学全体及び各学部で定期的実施している【資料 3-2-14】。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性に留意しながら、一体的に策定しているが、科目単体とディプロマ・ポリシーとの関係については、カリキュラム・ツリーやカリキュラムチェックリストを利用し明示している。今後はより科目とディプロマ・ポリシーの関連性が明確になるようカリキュラム・ツリー、カリキュラムチェックリストの再検討及び作成を実施することで、学生および教職員全体にとって、教育課程の体系やディプロマ・ポリシーとの関連性をよりわかりやすくした内容になるように改善する。

教授方法の工夫では、本学各学部・学科独自に意欲的に取り組んでいる教授方法があるので、公開授業やFDを実施することで、他の学部・学科において工夫された内容を自らの授業に取り入れることや、学部・学科を超えて議論することで、より工夫された教授方法の改善を行う。また、アクティブ・ラーニングに関しては、導入が進んでいる科目はあるものの、全学的・組織的に導入するまでには至っていない。このため、まずはアクティブ・ラーニング型授業の実施状況を把握するとともに、全学的な導入に向けて検討を始める。

<エビデンス集（資料編）>

- ・【資料 3-2-1 カリキュラムチェックリスト】
- ・【資料 3-2-2 カリキュラム・ツリー】
- ・【資料 3-2-3 履修モデル】
- ・【資料 3-2-4 「リスク危機管理論」シラバス】
- ・【資料 3-2-5 「銚子学」シラバス】
- ・【資料 3-2-6 一般基礎科目一覧】
- ・【資料 3-2-7 「プロジェクト学習」シラバス】
- ・【資料 3-2-8 「プロジェクト学習」内容一覧】
- ・【資料 3-2-9 「就業力育成特論」シラバス】
- ・【資料 3-2-10 「ボランティア活動」シラバス】
- ・【資料 3-2-11 「地域包括ケア概論」シラバス】
- ・【資料 3-2-12 「地域フィールドワーク実習」シラバス】
- ・【資料 3-2-13 「地域危機管理看護学実習」シラバス】
- ・【資料 3-2-14 FD・SD 開催状況】

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、大学全体、学部、学科毎にアセスメント・ポリシーを定めている【資料 3-3-1】。さらに、このアセスメント・ポリシーの点検・評価のために、アセスメント・ポリシーチェックリストを作成し、活用している【資料 3-3-2】。アセスメント・ポリシーの実効性については、前年度の教学マネジメント委員会からの改善意見に基づいて、学部等自己点検・評価委員会ではアセスメント・ポ

リシーの改定も実施している。

このアセスメント・ポリシーは、対象レベルとして「教育課程レベル」「授業科目レベル」「機関レベル」の各レベルについて「1年次春学期定期試験成績」、「学生生活アンケート」、「授業改善アンケート」、「学修成果に係る自己評価アンケート」、「卒業後アンケート調査」などを用いてアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに関わる項目について点検・評価できるようになっている。アセスメント・ポリシーチェックリストではアセスメント・ポリシーで定めた各点検・調査の実施時期、実施対象（学年等）、評価項目、評価方法、評価者、実施責任者、結果の活用方法、学科の具体的な対応を一覧としてまとめ、確認・点検している。

学生一人ひとりの学修成果の点検・評価方法としては、各学科のディプロマ・ポリシーの達成度を学生自身が自己評価（4段階）する「学修成果に係る自己評価アンケート」を全学部・全学年の学生を対象に毎年度実施している（2年次生以上は春学期、1年次生は秋学期）【資料2-6-6 再掲】。また、本アンケートでは、過去1年間（1年次生は入学からの半年間）の振り返り及び今後1年間の達成目標を、それぞれ自由記述形式で回答させている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

上述した「学修成果に係る自己評価アンケート」の結果（ディプロマ・ポリシーの達成度、振り返り、達成目標など）は、CISポータルサイトの学修ポートフォリオに登録される【資料3-3-3】。この結果を用いて、チューター教員・ゼミ指導教員は、学生一人ひとりとのリフレクション面談を年1回行う（2年生以上は春学期、1年生は秋学期）【資料2-2-8 再掲】。リフレクション面談は、学生一人ひとりの学修に関するPDCAサイクル（Plan：履修計画・登録→Do：授業・定期試験→Check：「学修成果に係る自己評価アンケート」→Act：リフレクション面談→Plan→・・・）を確立するための重要な部分を担っている。また、リフレクション面談を行った教員は、当該学生へのフィードバックとして、今後の学修に関するコメント（アドバイスを含む）を学修ポートフォリオに登録し、当該学生が自由に閲覧できる仕組みとなっている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

2023（令和5）年度の学修成果に係る自己評価アンケートの回答率は、学科によって20%台から90%台まで、ばらつきがみられる。また、2023（令和5）年度のリフレクション面談の実施率（2023年度）は、6学科のうち4学科が50%以下であった。より多くの学生の学修成果を把握し、これらの学生に対して教員から適切なフィードバックを与えるためには、学修成果に係る自己評価アンケートの回答率及びリフレクション面談の実施率をともに向上させる。

また、学生の学修成果を蓄積する学修ポートフォリオは、2023（令和5）年度から始めたものであり、現在のところ全学生の1年分の学修成果のみが記録されている。今後は、卒業するまで毎年の記録が蓄積されていくが、現在の学修ポートフォリオの仕様はテキストベースであるため、学生が自身の学修成果の経年変化を一目で把握することが困難になる

ことが予想される。この問題を解消するため、学修ポートフォリオをビジュアル化を実施する。

＜エビデンス集（資料編）＞

- ・【資料 3-3-1 各学部・学科のアセスメント・ポリシー】
- ・【資料 3-3-2 各学部・学科のアセスメント・ポリシーチェックリスト】
- ・【資料 3-3-3 学修ポートフォリオ】

〔基準 3 の自己評価〕

大学全体の教育研究上の目的に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定・周知するとともに、単位認定、進級判定、卒業認定、修了認定については、基準が学則等によって定められており、厳正に適用している。

また、カリキュラム・ポリシーを策定し、この方針に沿って教育課程の体系的編成を行っている。シラバスでは全ての授業科目でディプロマ・ポリシーとの関連を記載するなどし、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性も確保している。さらに、独自に作成しているカリキュラムチェックリスト、カリキュラム・ツリー、履修モデルの活用によりカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が学生にも理解しやすいように工夫している。

教授方法の向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメントを千葉科学大学全体及び各学部で定期的実施しているとともに、授業改善アンケートを実施し、授業方法について適切であるかを確認している。また自由記載欄では、学生の意見や要望があれば記入してもらっている。さらに、学生自身が自己の学修成果を振り返る機会として、全学年に学修成果に係る自己評価アンケートを実施し、その結果を基に学生とリフレクション面談を実施している。

学修成果の点検・評価については、アセスメント・ポリシーを活用することにより、点検・評価が行われ、その結果が適切にフィードバックされている。

以上のことから、本学は基準 3 に適合している。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の職務と権限について、千葉科学大学学長、副学長、学部長、研究科長の職務規程第 2 条に「学長は、本学を代表し、教育研究並びに管理運営に関する全ての校務を掌り、所属教職員を統率する」と定めている【資料4-1-1】。学長が全学的な重要事項を決定するにあたり、本学の教学に関する全学的事項を審議し、最終的な意見として学長に答申する機関として大学協議会を設置している【資料1-2-5 再掲】。

大学協議会は学長を議長とし、大学協議会規程第 2 条に定める者を構成員として、原則月 1 回開催し、学則及び大学協議会規程に基づき大学協議会規程第 6 条に定める各号の内容について審議を行っている。構成員は、議長である学長の他に、副学長、研究科長、学部長、専攻長、学科長、図書館長、留学生別科長、総合学習・日本語支援センター長、危機管理室長、大学事務局長、大学事務局次長、事務部署の室長及び部長、学園法人本部事務局長、学園総合企画局長となっており、学園本部からの委員も含めて本学の運営に関するあらゆる部署からの意見を取り上げ審議することが可能となっている。さらに、大学協議会の円滑な運営を図るために、学長会議を原則毎月 2 回第 1 木曜日と第 3 木曜日に開催している【資料4-1-2】。学長会議の構成員は、大学協議会の構成員の中の学長、副学長、学部長・研究科長、教学支援部長及び事務部長、入試広報部長及び事務部長、大学事務局長、大学事務局次長、学務運営部長及び参事から構成されており、大学協議会で審議する内容を含めて議論を行う会議となっている。

また、千葉科学大学学長裁定第 1 号（教授会に相当する組織について定める件）において、教授会相当機関として、学部教授会、研究科委員会等を定めている【資料4-1-3】。学則第 9 条及び千葉科学大学学長裁定第 2 号（教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要な件）において、学長が教授会相当機関に意見を聴取する事項を定めている【資料4-1-4】。

学部教授会は、当該学部に所属する教授、准教授、講師、助教を構成員とし、学則第 9 条第 3 号で定める（1）学生の入学、卒業、（2）学位の授与のほか、学長裁定第 2 号で定められた

（1）教育課程の編成

（2）教員の教育研究業績の審査

(3) 教育、研究の組織並びに教育内容に関する事項

(4) 予算並びに施設設備に関する事項

(5) 学生定員並びに学生納付金に関する事項

(6) 学生の表彰、懲戒及び身上に関する事項

(7) 学生の厚生補導に関する事項

(8) 学則、大学院学則の改正並びに規程等の制定、改廃に関する事項

の各号に挙げる事項について審議し、審議結果を学長に答申している。また、大学院研究科に関しても同様に、大学院学則第20条の2第3号において、(1)学生の入学、課程の修了、(2)学位の授与のほか、学長裁定第2号で定められた項目について審議し、学長に報告している。

大学協議会、学部教授会・大学院研究科委員会及び各種委員会は、それぞれの規程等により定められた事項について審議を行い、審議結果を学長に報告し、学長は報告を受け、最終的な大学の意思決定をしており、それぞれの権限と責任は明確であり、適正に機能している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の意思決定と業務執行において学長が適切にリーダーシップを発揮し、業務を執行できるよう規程等を整備し、適切に運用されている。学長の職務は千葉科学大学学長、副学長、学部長、研究科長の職務規程により下記の事項について本学を代表し、校務を掌り、所属職員を総括するなどの職務を行うことと定められている【資料4-1-1 再掲】。

(1) 学部間の連絡調整に関すること。

(2) 入学、卒業、教育課程など教育及び研究に関すること。

(3) 予算に関すること。

(4) 教員定数など人事に関すること。

(5) 学生生活全般に関すること。

(6) 大学協議会の議長

(7) 所属職員の管理に関すること。

(8) 大学改革などその他の全学的重要事項に関すること。

本学においては、学長が適切な業務執行ができるよう千葉科学大学副学長選考規程を整備し、副学長を配置することができる【資料4-1-5】。現在は、教育研究担当、管理運営担当並びに大学改革担当の3名の副学長を配置しており、役割分担を明確にしている。副学長の職務は学長を補佐し、学長不在のときは教育研究担当及び管理運営担当の副学長が共同して代行する他に、学長に指示に基づいて、学内の委員会の委員長を務めている【資料4-1-6】。

学長が全学的な重要事項を決定するにあたり、本学の教学に関する全学的事項を審議し、最終的な意見として学長に答申する機関として大学協議会を設置しており原則、大学協議会は毎月第1木曜日に開催している【資料1-2-5 再掲】。さらに、学長が議長となり大学協議会の円滑な運営を図るため、管理運営の責任者で構成されている学長会議を開催している【資料4-1-2 再掲】。学長会議は、原則毎月第1、3木曜日に開催している。学部教授会及び大学院研究科委員会についても、原則、毎月第2または第3木曜日に開催し、大学

協議会の内容周知、学部又は研究科の教学に関する事項を審議している。また、緊急の案件があれば、臨時でそれぞれの会議を開催して必要な審議を行っている。この他、学長の諮問機関として各種委員会が設けられており、各規程に基づいて諸事項を審議・検討し、結果を学長に速やかに報告している。学長は各機関からの報告を聴き、審議案件についての最終決定を下し、組織内に広く周知している。

教学マネジメントを組織的に機能させるため、「千葉科学大学教学マネジメント委員会」及び「千葉科学大学自己点検・評価委員会」を設置している。これらの委員会は学長のリーダーシップのもと副学長を委員長として、学位プログラムの責任者である学部長、研究科長の他に事務部署の責任者を始めとした事務職員も委員会に所属しており、責任を持って教育目標を達成するための管理運営を行っている。

この中の千葉科学大学教学マネジメント委員会は本学の教学マネジメントの推進に責任を負う組織と位置付け、学長の指示を受け、千葉科学大学自己点検・評価委員会による点検・評価結果を踏まえ、各学部・研究科、事務部署に改善・改革案の策定を指示し、各学部・研究科、事務部署が策定した改善・改革の計画案について審議を行い、その結果を学長に報告する【資料4-1-7】。なお、必要に応じて、三つのポリシーに関する事項について「千葉科学大学学務委員会」又は「千葉科学大学入試委員会」に諮問することができる。

「千葉科学大学学務委員会」は本学の教学の中心となり、委員会の構成員としては、教学支援に重要な役割を持っている教学支援部長（教員）と教学支援部事務部長（事務職）及び各学科の学科長、入学前教育、リメディアル教育の中心となる総合学習・日本語支援センター長（教員）が入っている【資料1-2-6 再掲】。この委員会の審議事項は、

- (1) 教務に関すること
- (2) 特待生に関すること
- (3) 学生生活及び福利厚生に関すること
- (4) 国際交流に関すること
- (5) 健康管理に関すること
- (6) その他必要な事項

となっており、教学支援部を中心に教学全般について審議している。

「千葉科学大学入試委員会」は入学者選抜の中心となり、委員会の構成員としては、副学長、学部長及び学科代表、留学生別科長、教学支援部センター長、入試広報部長、大学事務局長、教学支援部長から構成される【資料4-1-8】。この委員会の審議事項は、

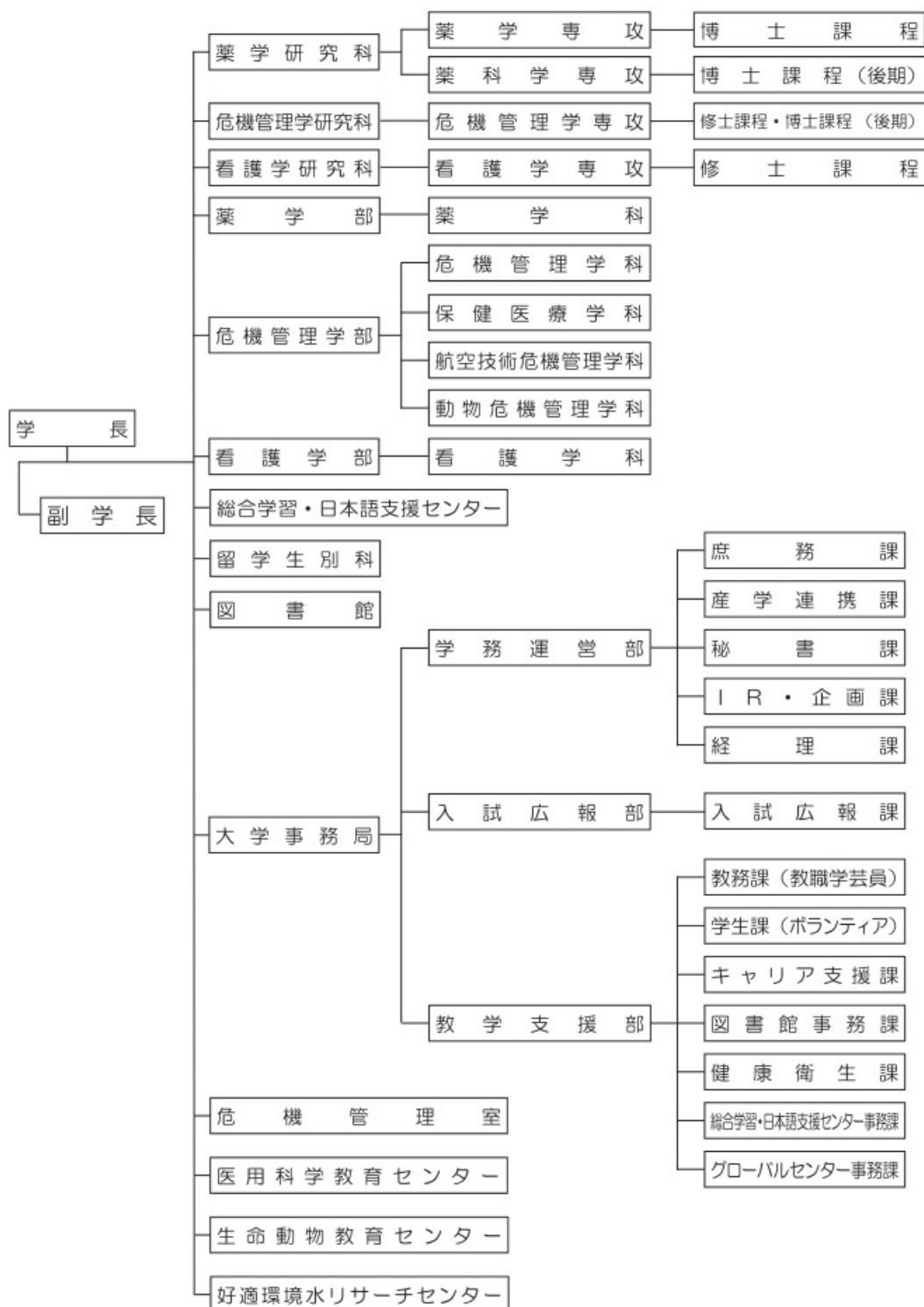
- (1) 入学者選抜の方針に関する事項
- (2) 入学者選抜の方法に関する事項
- (3) 入学者選抜試験の日程に関する事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 健康管理に関すること
- (6) その他必要な事項

となっており、入学者選抜の方針、入学者選抜試験の実施方法などについて審議している。審議された事項に関しては、各学部教授会等で審議され、必要に応じて学長会議、大学協議会においても審議が行われている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織として大学事務局が配置されており、学長のリーダーシップのもと、大学事務局長が事務部門の統括を行っている【図表 4-1-1】、【資料 2-4-1 再掲】。また、大学事務局長を補佐する者として大学事務局次長を配置し、現在は学務運営部事務部長及び教学支援事務部長がその任にあっている。

【図表 4-1-1】 千葉科学大学大学組織図



大学事務局の下に「学務運営部」「入試広報部」「教学支援部」の3つの事務部署があり、学務運営部は「庶務課」「産学連携課」「秘書課」「IR・企画課」「経理課」の5つの課で構成されており、大学運営に関わる管理運営的業務を行っている。入試広報部は入試広報課のみで構成され、大学の広報活動、入学者選抜の実施に関わる業務を行っている。教学支援部は「教務課」「学生課」「キャリア支援課」「図書館事務課」「健康衛生課」「総合学習・日本語支援センター事務課」「グローバルセンター事務課」の7つの課から構成されており、在学生に対し大学生活全般にわたるサポートを行っている。本学の教学マネジメントの中心は教学支援部が担っている。また、入試広報部及び教学支援部には教学面からの意見を取り入れるため、教員が事務次長という形で事務組織に参画し、教職協働の体制を整えている【資料 2-2-2 再掲】。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

現在、学長のリーダーシップの下、千葉科学大学教学マネジメント委員会が中心となり、自己点検・評価の結果を踏まえ、改善・改革案の策定を各学部・研究科、事務部署に指示している。また、三つのポリシーの改善方策については「千葉科学大学学務委員会」、「千葉科学大学入試委員会」に諮問し、審議された事項に関しては、各学部教授会等で審議され、必要に応じて学長会議、大学協議会においても審議が行われている。今後も継続し、それぞれの委員会の責任を明確にしつつ、学部・学科、研究科・専攻及び事務部署が協働する体制を維持していく。また、常に時代の流れを見据えながら、社会のニーズに対応できるように改革・改善を実施する。

<エビデンス集（資料編）>

- ・【資料 4-1-1 千葉科学大学学長、副学長、学部長、研究科長の職務規程】
- ・【資料 4-1-2 千葉科学大学学長会議規程】
- ・【資料 4-1-3 千葉科学大学学長裁定第1号
（教授会に相当する組織について定める件）】
- ・【資料 4-1-4 千葉科学大学学長裁定第2号
（教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要な件）】
- ・【資料 4-1-5 千葉科学大学副学長選考規程】
- ・【資料 4-1-6 副学長が委員長を務めている委員会一覧】
- ・【資料 4-1-7 千葉科学大学教学マネジメント委員会規程】
- ・【資料 4-1-8 千葉科学大学入試委員会規程】

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

千葉科学大学は、2024（令和6）年3月に「千葉科学大学求める教員像及び教員組織の編成方針」を策定し、教育目的と教育課程に即した教員の採用・昇任等によって教員の確保と配置を行う上での基礎を固めた【資料4-2-1】。本方針を踏まえて、本学では、大学設置基準及び大学院設置基準の定めるところにより、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っている。教員の採用及び昇任については、「千葉科学大学教員採用・昇任選考基準」及び「千葉科学大学人事案件手続き」に基づき、厳正かつ公正な採用及び昇任を行っている【資料4-2-2】、【資料4-2-3】。

教員の採用に関しては、年度当初に次年度の学部・学科の教員年齢構成、教育課程を鑑み、人事計画を各学部・学科において検討をする。検討結果に基づいて学部長は学長に「教員採用に関する要望書」を提出する。学長はその内容を検討し、法人理事長とのヒアリングを経て採用計画が決定される。

教員の募集にあたっては、本学ホームページ、独立行政法人科学技術振興機構の「JREC-IN」等を利用し、学外公募を行っている。公募に際しては、応募者に本学指定の履歴書、教育研究業績書等の基礎資料の提出を求める。学部教授会規程第7条に基づき、学部教授会の中に委員会を設け、提出された基礎資料を基に候補者を選定する【資料4-2-4】。学部長は選定した候補者を学長に上申し、学長は上申された候補者に対し採用の可否を決定する。学長は必要に応じて面接及び本学の教員としての抱負等をプレゼンテーションする場を設け、副学長、学部長、学科長等の意見を聴取している。学長は選考結果を理事長に上申するとともに、大学協議会、学部教授会等において報告する。

教員の昇任については、学部教授会規程第7条に基づき学部教授会の中に委員会を設け、教員の教育・研究・社会活動等に関する業務について審議を行い、昇任候補者を選出する。学部長は選出した候補者を学長に上申する。学長は上申された候補者に対し昇任の可否を決定する。必要に応じて、学長は学長会議において意見を聴取する。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学のFD 活動は、学則第2条の2及び大学院学則第3条の5の規定により、「授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施するものとする」と規定されている。組織的な研修及び研究を実施するため、学長を委員長として、千葉科学大学FD・SD委員会（以下、「FD・SD委員会」という。）を設置している【資料4-2-5】。

FD・SD委員会ではFD・SD 活動の全学的な方針の決定、方向性の検証等を行うため、以下の各号に定める事項について、審議を行っている。

(1) FD・SDに係る基本方策に関する事項

(2) 教育職員の教育の質的向上に係る施策の企画・立案及び実施に関する事項

- (3) 職員の大学運営に必要な能力・資質向上に係る施策の企画・立案及び実施に関する事項
- (4) 職員の研修等の企画・立案及び実施に関する事項
- (5) 授業改善アンケートの実施を含む、教授法及び授業の改善に関する事項
- (6) その他第1条の目的を達成するために必要なこと

FD 活動については、FD・SD委員会の下部組織としてFD部会を設け、副学長を部会の責任者として大学の全体的なFD活動計画の立案・実施を行っている。効果的な教育及び研究に関する能力開発は学部・学科、研究科・専攻によって異なるため、本学のFD活動は全学共通のFD活動と学部・学科、研究科・専攻毎のFD活動に分け実施している。

全学共通のFD 活動は主に大学教育の改善に主眼を置いており、「講演会」、「学生授業改善アンケート」、「教員相互の授業参観」、「学生との意見交換会」等について実施している。

「講演会」については、本学独自で講師を招聘し実施したもの、学園として実施したものがあり、最新の大学を取り巻く教育環境の変化、ハラスメントへの対応等といった時代の変化に応じて、大学教員として知っておかなければならない法令や知識についての内容となっている【資料3-2-14 再掲】。

「授業改善アンケート」は学部で開講される全開講科目において実施している。大学院で開講される科目については受講者が少ないことから、2016（平成28）年度より試験的に自由記載を中心とした「大学院教育改善アンケート」という形で実施している【資料2-6-1 再掲】、【資料4-2-6】。授業改善アンケート結果は授業担当教員に配布し、各自の授業方法の改善に役立てている。集計結果は、学長、副学長及び学部長・学科長にも配布し、学部・学科で行われている授業の実態を把握する情報源として利用されている。学部長・学科長は、課題・問題がある場合、当該教員と面談し授業内容の改善等を図ることにしている。また、学生への授業改善アンケートのフィードバックは、アンケート結果に担当教員の所見を記載した上WEBで公開するとともに、集計結果は本学ホームページで公表している【資料2-6-4 再掲】。

「教員相互の授業参観」は教員相互で一定期間授業風景を見学し、自己の授業改善に努めるとともに、教育力向上に資する意見交換を行うことを目的として開催していた。コロナ禍前の2019（令和元）年以前は毎年実施していたが、コロナ禍により一時期中断していた。新型コロナウイルス感染症も下火になった本年度から再開する予定である。

「学生との意見交換会」は、コロナ禍前の2019（令和元）年以前は毎年実施しており、コロナ禍により、一時中断していたが、2023（令和5）年12月13日に、留学生と教職員との意見交換会を開催した【資料4-2-7】。

学部・学科、研究科・専攻毎のFD活動は、効果的な教育及び研究に関する能力開発は各教育課程で異なるため、学部・学科、研究科・専攻毎にそれぞれの教育内容に則したFD活動を実施している。一例として、学部のFDの実施状況を以下に示す。

薬学部

開催年月日	テーマ
2023年7月20日	「薬学共用試験の目的と遵守事項」
2024年2月27日	「OSCE 業務」
2024年2月27日	「薬学実務実習に関する情報共有」
2024年3月5日	「担当科目の授業の自己点検報告」

危機管理学部

開催年月日	テーマ
2023年9月28日	「本学の教育内容やその広報宣伝を他大学事例等を元に学び、本学の教育内容や学習指導及び広報宣伝戦略を考える」

看護学部

開催日年月日	テーマ
2023年6月15日	「2022年度学部内科研費報告会①」
2023年8月25日	「本学の国試合格率を上げるためにできること」
2024年1月25日	「2022年度学部内科研費報告会②」
2024年2月26日	「多様な発達特性を有する学生への学修支援」

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に対応した教員の確保・配置については、大学設置基準等で定める専任教員が確保されている。ただし、課題として教員構成の年齢分布において高齢化傾向がみられることである。また、専門分野の教員数にばらつきがあり、専門分野間における教員数の調整を行うとともに、若手教員を採用するなど、中長期的な人事計画を策定する必要がある。今後は、分野ごとの教員配置の適正化、開講科目のスリム化の検討、担当時間数の均等化などの人事に関する現状課題を共有し、解決していく。

本学では、「教育研究上の目標」を実現するために「千葉科学大学求める教員像および教員組織の編成方針」を策定しているが、その内容は大学（機関）レベルのものであり、学部・学科、研究科・専攻の教育目標を実現するための内容までは含まれていない。このため、学部・学科、研究科・専攻それぞれについて、求める教員像及び教員組織の編成方針を策定する。

FDについては、FD・SD委員会が主催する研修会を継続するとともに、学生による授業改善アンケート結果の有効活用や教員相互の授業参観等を通じて教育の質向上を図る。また、令和5年度の教学マネジメント委員会から、FD活動を改善する方向性として学生参画型FD・SD研修会の開催を検討するようとの指示を受けており、その実施に向けて学務委員会を中心に検討する。

<エビデンス集（資料編）>

- ・【資料4-2-1 千葉科学大学求める教員像及び教員組織の編成方針】

- ・【資料 4-2-2 千葉科学大学教員採用・昇任選考基準】
- ・【資料 4-2-3 千葉科学大学人事案件手続き】
- ・【資料 4-2-4 学部選考委員会規程 例示】
- ・【資料 4-2-5 千葉科学大学 FD・SD 委員会規程】
- ・【資料 4-2-6 大学院教育改善アンケート】
- ・【資料 4-2-7 学生との意見交換会案内】

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学のSD 活動は、学則第 2 条の 3 及び大学院学則第28条の準用規定により、「教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修及びその他必要な取組を行うものとする。」と規定されている。組織的な研修及び研究を実施するため、学長を委員長として、千葉科学大学FD・SD委員会（以下、「FD・SD委員会」という。）を設置している【資料4-2-5 再掲】。

SD 活動については、FD・SD委員会の下部組織としてSD部会を設け、事務局長を部会の責任者として大学の全体的なSD活動計画の立案・実施を行っている。また法人全体として大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取り組んでおり、学園本部研修室が中心となり、研修会を実施している。

本学独自のSD 活動としては、「講演会」を中心としたものが多く、FD活動同様、最新の大学を取り巻く教育環境の変化、ハラスメントへの対応等といった時代の変化に応じて、大学職員として知っておかなければならない法令や知識についての内容となっている【資料3-2-14 再掲】。

法人全体として行っている研修会は職員の職位・年齢・勤続年数に応じて幅広い内容で実施されており、職員は一定期間内にそれぞれの職位等に応じた研修内容を受講するよう義務付けられている【資料4-3-1】。

また、仕事を通して事務職員の事務能力の向上と人間性を高めることによって人材育成を図るとともに、組織力を向上させ帰属意識の高い活力ある組織づくりのため、事務職員にも自己点検・勤務考課を実施している【資料4-3-2】、【資料4-3-3】。自己点検・勤務考課では年度当初に各事務職員が当該年度の目標設定を行い、所属部門の長と目標を共有することでそれぞれが目指す方向性を明確にしている。また、自己点検や所属部門の長による勤務考課を行うことで自己の成長や課題発見に繋がっている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための研修は現在も実施されている。今後も職員一人ひとりの資質向上とスキルアップを目指すとともに、DX を含め大学の事務業務の効率化、事務職員の計画的な育成を中期目標として掲げ、大学運営に関わる職員の資質・能力向上の取組を実施する。

<エビデンス集（資料編）>

- ・【資料 4-3-1 2023（令和 5）年度加計学園人材育成プログラム研修一覧】
- ・【資料 4-3-2 「進化する自己点検・勤務考課」実施要項】
- ・【資料 4-3-3 「進化する自己点検・勤務考課」様式】

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員には原則 1 名につき 1 部屋の研究室が与えられており、研究室に隣接する形で教員が指導する学生用ゼミ室または実験施設等を配置しており、教育・研究環境の整備を心がけている。また、各研究科とも大学院ゼミ室を整備しており、大学院ゼミ室には給湯施設、個人利用可能なロッカー等を整備し、大学院生が自主的に研究活動に取り組めるようにしている【資料 4-4-1】。

専任教員に対しては、個人研究費を年度ごとに配分し、研究の助成を行っている。研究費の用途については、千葉科学大学個人研究費・研究旅費配分内規により、金額、使用用途等を定め、学会などの研究に関する出張や学外での研究活動等を実施できる体制となっている【資料 4-4-2】。

専任教員の教育研究に関する活動状況は大学ホームページにおいて、教員毎に研究内容、学歴・職歴、学位、専門分野、主な担当科目、主な論文・著書等、所属学会などを公表している【資料 4-4-3】。公表内容については例年、学部教授会にて最新の活動状況になるように修正を依頼している。また、外部サイト（research map）への登録を推奨しており、共同研究や外部資金獲得のために活用している。さらにより詳しい教育研究活動状況を掲載したい場合には、大学ホームページ内教員紹介ページに教員個人の教育研究活動に関わるホームページのリンクを張ることもできる【資料 4-4-4】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「千葉科学大学における人を対象とする研究倫理規程」「千葉科学大学遺伝子組換え実験安全規程」「千葉科学大学バイオセーフティ委員会規程」「千葉科学大学実験動物規程」等、研究倫理に関する規程を整備し、研究倫理の遵守、安定的な研究環境の整備を行っている【資料 4-4-5】、【資料 4-4-6】、【資料 4-4-7】、【資料 4-4-8】。

大学全体で研究倫理の確立と厳正な運用を掲げており、専任教員・大学院生については研究倫理 e ラーニング「eLCoRE」の受講が義務付けている。また、研究倫理に関する講演会を大学の FD 活動の一環で実施している【資料 3-2-14 再掲】。

科研費の取り扱いに関する説明会を、新採用教員に対しては新採用教員説明会時に、在籍教員に対しては毎年、各学部教授会後に開催している。説明会では不正行為の具体的事例、厳しいペナルティ、教育プログラム受講の義務、検査・監査の存在、学内規程、相談窓口の説明を行い、科研費の適切な処理に組織的かつ継続的に取り組んでいる【資料 4-4-9】、【資料 4-4-10】。

研究費の不正利用の防止については「千葉科学大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、「千葉科学大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」により、研究者等の研究活動について不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、またはその恐れがある場合の措置等に関して必要な事項を定めている【資料 4-4-11】、

【資料 4-4-12】。また、大学による一定の違法行為を、教職員が組織内の通報窓口または権限を有する行政機関や報道機関などに通報する公益通報については、学園として「学校法人加計学園公益通報者保護規程」を定め、通報者の保護に努めている【資料 4-4-13】。

研究倫理や公益通報に関する規程は、教職員用ホームページで全教職員がいつでも閲覧できる環境にある。各規程には監査の仕組みや不正行為があった場合は懲戒処分や刑事告発等の措置がありうる旨も明記されている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員に対しては、千葉科学大学個人研究費・研究旅費配分内規により、金額、使用用途等を定め、学会などの研究に関する出張や学外での研究活動の助成を行っている【資料 4-4-2 再掲】。しかしながら、潤沢な研究資金を提供できているとは言い難く、教員には外部資金の積極的な活用を促している。大学として外部資金を獲得するための一助として、大学ホームページの教員紹介ページとは別に、産官学連携に関する事項をまとめたページを設置し、本学の教員の研究内容を所属、研究分野、キーワードから検索できるようにしている【資料 4-4-14】。また、外部機関から連絡があった共同研究や受託研究、補助金事業については、全教員にメールによる情報発信を行い、積極的な外部資金獲得のための支援を行っており、科研費を含め毎年 30 件程度の外部資金を得ている【資料 4-4-15】。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境については限られた資源を有効に活用するとともに、将来計画に基づいた環境整備計画の策定を行う。また、研究倫理や研究費の適切な使用については、現行の法令及び規程の遵守を教職員に啓発するとともに、根拠法令の改正に合わせた規程の変更、説明会の開催など、研究倫理に関する FD・SD 活動を継続して行う。さらに教員の教育研究実

績等について積極的に情報公開を行うとともに、本学教員と企業とのマッチングを含め、積極的な外部資金獲得を目指し、体制を整備する。

＜エビデンス集（資料編）＞

- ・【資料 4-4-1 千葉科学学校舎図面 大学院ゼミ室】
- ・【資料 4-4-2 千葉科学個人研究費・研究旅費配分内規】
- ・【資料 4-4-3 大学ホームページ 教員紹介（例示 葉・細川）】
- ・【資料 4-4-4 教員の個人サイト（例示 危機・藤本）】
- ・【資料 4-4-5 千葉科学大学における人を対象とする研究倫理規程】
- ・【資料 4-4-6 千葉科学大学遺伝子組換え実験安全規程】
- ・【資料 4-4-7 千葉科学大学バイオセーフティ委員会規程】
- ・【資料 4-4-8 千葉科学大学実験動物規程】
- ・【資料 4-4-9 新任教員説明会資料】
- ・【資料 4-4-10 科研費説明会開催案内】
- ・【資料 4-4-11 千葉科学大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針】
- ・【資料 4-4-12 千葉科学大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程】
- ・【資料 4-4-13 学校法人加計学園公益通報者保護規程】
- ・【資料 4-4-14 本学ホームページ 産学連携、CIS 研究者ナビ】
- ・【資料 4-4-15 2022（令和4）、2023（令和5）年度外部資金獲得状況】

【基準4の自己評価】

大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則が整備され、教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを発揮するための体制が構築されている。また、担当を明確にした副学長の配置、各種会議における役割・権限が明確に定められており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制が整備されている。

事務組織については、事務部署ごとに役割が明確になっており、職員の配置も適切である。また、事務組織の中に教員が参画するなど教職協働の体制が整備されている。さらに全学的な委員会には教員、事務職員が密接に連携しており、教学マネジメントの機能性は確保されている。

本学の教員構成は、大学設置基準等上及び各種指定規則上も規定数を満たしている。研究環境に関しては、原則、専任教員に1人1室の研究室が与えられており、さらに個人研究費を年度ごとに配分し、研究の助成を行っている。研究費の用途については、専任教員は、学会などの研究に関する出張や学外での研究活動等を実施できる体制となっている。

FD・SD活動に関しては、FD・SD委員会においてFD・SD活動の全学的な方針の決定、方向性の検証等を行い大学として組織的な活動を推進している。研究倫理に係る諸規程を整え、遵守されている。また、研究活動に関わる不正行為、研究費の不正使用を防止するために、研究倫理講習の受講を義務付けている。以上のことから、研究倫理の確立と厳正な運用が行われている。

以上のことから、基準 4 を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人加計学園では、「加計学園行動憲章」と7項目からなる「加計学園行動規範」を理事会で制定し、役員及び教職員が強い責任感と高潔な倫理観をもって職務・役割を遂行することを定め、ウェブサイトで公開している【資料5-1-1】。

また、「学校法人加計学園コンプライアンス推進規程」及び「学校法人加計学園公益通報者保護規程」を定め学校法人として適切に運営するとともに、法令に定められた項目について、情報公開を行っている【資料5-1-2】、【資料4-4-13 再掲】。さらに「学校法人加計学園特定個人情報取扱規程」を定め個人情報の取り扱いに留意するとともに、「学校法人加計学園苦情措置要綱」を定めて学園に寄せられた意見・苦情等に適切に対応している【資料5-1-3】、【資料5-1-4】。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

経営の規律と誠実性の維持のため、法人全体の中期計画である「学校法人加計学園ビジョン・中期計画2022～2026」の一項目として、「ガバナンス体制と内部質保証システム」を掲げ、関連法令の改正に伴う規程の整備、法令改正に対応するための教職員研修及びコンプライアンス遵守に関する事項も含めた事業計画を策定している。事業計画に基づき実施した内容については点検・評価し、事業報告書としてまとめるとともに、翌年度の事業計画の改善に繋げている【資料5-1-5】。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学園本部及び各設置校全体の施設設備等財産を、火災、自然災害等から守ることを目的に「危機管理室」を設置している【資料5-1-6】。本学でも大学として危機管理に係る情報分析、防災訓練の実施を目的に危機管理室を設置し、下記の各号に定めることについて業務としている【資料2-4-1 再掲】。

- (1) 火災、自然災害等に対する防災体制に関すること。
- (2) 危機に係る情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (3) 危機に係る関係部局及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 地震・津波避難訓練の実施に関すること。
- (5) 総合防災訓練の実施に関すること。
- (6) 全学的な災害ボランティアの統括に関すること。

(7) 危機に係るその他学長が必要と認める事項に関すること。

また、安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明確にし、教職員及び学生等の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的に「学校法人加計学園安全衛生管理規程」を定めている【資料 5-1-7】。大学においても「千葉科学大学衛生管理規程」を定め、毎月、千葉科学大学衛生委員会を開催し、学内の安全管理等に努めている【資料 5-1-8】。また、「千葉科学大学消防計画」を策定し、防災訓練を実施している【資料 5-1-9】。

様々なハラスメントへの対応については、「学校法人加計学園ハラスメント防止等に関する規程」に基づき「ハラスメント防止等に関する指針」、「ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」に則って「千葉科学大学のハラスメントの防止等に関する規程」を定めている【資料 2-4-7 再掲】、【資料 5-1-10】、【資料 5-1-11】、【資料 2-4-8 再掲】。また、教職員に対してはハラスメントに係る研修会を実施するとともに、「学生便覧 2024年度」(P.126)等にハラスメントに関する相談窓口について掲載し、学生・教職員に周知している【資料 5-1-12】。

省エネに関する取り組みとしては、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、法人に「省エネルギー推進委員会」を設置し省エネを推進している。大学においては、電気・ガス等の節約を呼び掛けるとともに、施設の照明のLED化等や空調設備の変更等を計画的に実施している。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性については現在、概ね担保されており、環境保全、人権、安全への配慮についても必要な事項は定められている。今後も関連法令の改正に留意しつつ継続して法令及び規程を遵守していく。また、省エネに関する取り組みとしては、経費等を鑑みながら段階的に整備計画を策定し今後も継続して整備を行う。

<エビデンス集（資料編）>

- ・【資料 5-1-1 加計学園行動憲章、加計学園行動規範】
- ・【資料 5-1-2 学校法人加計学園コンプライアンス推進規程】
- ・【資料 5-1-3 学校法人加計学園特定個人情報取扱規程】
- ・【資料 5-1-4 学校法人加計学園苦情措置要綱】
- ・【資料 5-1-5 学校法人加計学園ビジョン・中期計画 2022～2026】
- ・【資料 5-1-6 学校法人加計学園危機管理室規程】
- ・【資料 5-1-7 学校法人加計学園安全衛生管理規程】
- ・【資料 5-1-8 千葉科学大学衛生管理規程】
- ・【資料 5-1-9 千葉科学大学消防計画】
- ・【資料 5-1-10 ハラスメント防止に関する指針】
- ・【資料 5-1-11 ハラスメントに関する苦情相談に対応するにあたり留意すべき事項についての指針】
- ・【資料 5-1-12 学生便覧 2024年度 P.126】

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

毎年度第1回目の理事会において、当年度の主な理事会審議事項に関する年間スケジュールの周知、各役員の新規及び利益相反取引における理事の兼務状況の確認、大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査結果についての情報共有等を行っており、理事会において法人の課題を踏まえた適切な意思決定が出来るよう取り組んでいる【資料1-2-2 再掲】。また、大学の経営環境の変遷及び学校法人の理事会制度について、理事会において役員研修を実施して役員としての資質を高めるとともに、私大役員賠償責任保険へ加入することにより、役員が適切に意思決定できる環境を整えている。理事会は毎月開催し、学則等重要な規則の改廃や、人事、事業計画・事業報告等を審議している【資料5-2-1】。理事は加計学園寄附行為に基づき、適切に選任され、理事会に出席している。

2020（令和2）年度に策定した「学校法人加計学園ビジョン・中期計画2022～2026」に基づき、法人本部及び各設置校の事業計画の進捗状況について進捗状況を5段階で評価し、評価結果を事業報告書としてまとめ、理事会での報告を通じて理事・監事の役員間で共有を図っている【資料5-2-2】。

また、常任理事会を設置し、各設置校の財務状況や改善計画、将来計画について審議している。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

法人本部と千葉科学大学を含めた設置校が使命・目的の達成に向けた意思決定が円滑にできるよう、法人本部と設置校間の連絡を密にするとともに、中期計画及び年度ごとの事業計画、事業報告を通じて使命・目的の共有を引き続き図る。

<エビデンス集（資料編）>

- ・【資料 5-2-1 理事、監事、評議員の出席状況、委任状】
- ・【資料 5-2-2 事業計画・事業報告に係る理事会・評議員会議事録】

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

加計学園では、「大学ガバナンス・コード」を2020（令和2）年度に制定し、毎年対応状況を確認し、理事会に報告したうえで学園ホームページにおいて情報公開している【資料5-3-1】。

理事長がリーダーシップを発揮できるよう「学校法人加計学園の内部統制システムに関する規程」を整備し、理事長が即座に判断できる環境を整備している【資料5-3-2】。一方、職員に対しては毎年度「意向調査」を実施し、業務に関する改善提案の項目を設け、提案を汲み上げることができる仕組みを整えている【資料5-3-3】。本学学長が法人の理事、副学長または学部長及び事務局長が評議員として法人の管理運営に参画しており、法人と本学の状況共有ができています【資料1-2-2 再掲】。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事は適切に選任され、理事会に出席するとともに、監事監査を通じて大学の運営状況への理解を深めている【資料1-2-2 再掲】、【資料5-2-1 再掲】。また、内部監査体制として理事長の直轄機関として監査室を設置し、内部監査計画の策定及び実施、学園監事による監査、外部機関の監査に関する支援を行っている【資料5-3-4】。監事は各設置校の学長・校長・事務局長等の執行部にヒアリングを行い、公的研究費の不正防止の状況や国家試験の状況などを含めて教学監査を実施しており、管理運営状況のみならず、会計監査・業務監査を適切に実施している【資料5-3-5】。

評議員会においては、加計学園寄附行為第22条に定められた諮問事項について審議している【資料1-2-1 再掲】。評議員は適切に選任され、評議員会の出席状況も良好である【資料5-2-1 再掲】。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学の管理運営に関わるガバナンスについては、「大学ガバナンス・コード」を毎年点検・確認することにより整備できており、情報公開も行われている。また、法人と大学間の意思決定が円滑に行われるよう学長が理事として法人の運営に参画するとともに、副学長または学部長が評議員として意見を述べる機会を設けており、今後も引き続き体制を維持する。また、法人及び大学の監査体制も会計・業務監査のみならず、教学監査を継続して実施し、適切な法人運営を行う。

<エビデンス集（資料編）>

- ・【資料5-3-1 学校法人加計学園ガバナンス・コードへの対応について】
- ・【資料5-3-2 学校法人加計学園の内部統制システムに関する規程】
- ・【資料5-3-3 令和5年度 職員意向調査票】
- ・【資料5-3-4 学校法人加計学園理事長直轄機関の事務組織規則】

・【資料 5-3-5 内部監査実施計画及び実施報告】

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

法人全体及び千葉科学大学を始めとする各設置校の予算編成は、毎年3月に次年度の事業計画に基づき、当初予算を編成し、5月1日に入学者及び在籍学生数が確定後、補正予算を編成、12月に事業計画の進捗状況に基づいて再度補正予算を編成している。近年本学は入学定員の未充足が続き、支出超過が常態化している状況である。入学定員の未充足の原因の1つとして、千葉県内の入学者の減少がある。この原因として考えられるのは、薬学部に関しては2024（令和6）年度にも千葉県に新設薬学部が2校開校し、さらに定員増加を決めた薬学部を含めて県内で315名の入学定員が増加している。看護学部も同様に学部数、入学定員が全国的に大幅に増加している。また、本学近隣の地域における人口の減少が著しいため、大学全体においても近隣の地域からの入学者減少に伴う定員割れが続いている状況である。

この状態から脱却するため、近隣以外の千葉県内からの入学者を増やすことと、留学生の入学者を増加させるために留学生が学習しやすいような学内の環境整備の改善を積極的に実施していく。また、人件費の抑制と事務の効率化の観点から2021（令和3）年度に事務組織の大幅な見直しを行った。さらに教員の配置を精査し、退職教員の後任について、自動的に同じ専門分野の教員を補充することを止め、教育内容やニーズにあった分野の教員を年次計画に沿って採用する等、人件費抑制を行っている。

毎年の予算編成については、事業計画に基づき、必要な経費は捻出するが、大学全体の予算額が肥大にならないように学務運営部経理課より、予算要求部署と折衝して事業計画に沿った適切な運営を行っている。また、安定的な財務運営を確立させるため、常任理事会を開催し、法人及び各設置校の財務状況を共有するとともに、各設置校から提出された収支改善計画に基づき、改善計画、将来計画について審議を行い予算に反映している【資料 5-4-1】。

適切な財務運営の確立としては、2026年における千葉科学大学のあるべき姿（将来像）として策定した「CIS Vision 2026」に【VI】ガバナンス体制と内部質保証システム「3. 経営基盤安定化に関する目標」を定め、中期目標・中期計画（アクション・プラン）を単年度の事業計画によってプロセス管理し、その達成度及び成果について点検・評価を行い、その結果を踏まえて次年度に向けた改善・改革計画の策定を継続的に行い、安定した財政基盤の確立を目指している【資料1-2-3 再掲】、【資料1-2-4 再掲】。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

事業活動収支計算書での経常収支差額はマイナス計上となっている。しかしながら、教育研究上、必要な施設・設備については、事業計画に基づき段階的な整備計画を行っている。また、安定した財務基盤の確立には、入学定員、収容定員の充足が急務であり、近隣以外の千葉県内からの入学者の増加、留学生の増加をさせるために広報活動を展開している。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した財政基盤を確立させるためには入学定員、収容定員の充足が急務と考える。出身地域別入学者の分析としては、全学部で千葉県の入学者の減少が顕著となっている。今後は、近隣以外の千葉県内からの入学者を増やすことと、留学生の入学者を増加させるために留学生が学習しやすいような学内の環境整備の改善を積極的に実施する。また、退学率抑制にも積極的に取り組んでいく。退学理由は経済的理由と勉学意欲減退が全体の7割を占める。そのため、定期的なチューター教員による面談を行い、早い段階で意欲減退の兆候を把握し、早期のサポートにより退学抑制に対処する。また、家計の急変等、予期せぬ経済的困窮に関しては、学納金の分納延納制度の柔軟な対応等を含め退学率抑制に努め、安定的な収入基盤を目指す。

<エビデンス集（資料編）>

・【資料 5-4-1 千葉科学大学 収支改善計画】

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目5-5を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に基づき「会計規程」、「千葉科学大学物品購入及び契約等事務要領」を定め、適正に会計処理を行っている【資料5-5-1】、【資料5-5-2】。また、実務上の判断が困難な問題は、公認会計士に相談し、指導、助言を受けている。予算執行については、学園で共通の会計システムを利用し、会計処理を行っており、相互に状況確認ができるようになっている。また、会計システムにより予算管理を行っているため、学務運営部経理課及び予算執行部署で、予算の執行状況を確認し、計画的な予算執行が可能となっている。法改正等による学校会計の改正等の対応として、日本私立大学協会等が主催する研修会には、経理担当者を参加させ、会計知識の向上に努めている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、私立学校法に基づく監事による監査、私立学校振興助成法に基づく監査法人（公認会計士）による監査を実施している。

監事による監査は、財産状況及び組織の管理運営状況に関する事項である。各種法令及び加計学園寄附行為等に準拠して適正に執行されているかどうかを検証するとともに、経過の意思決定を含むプロセスに、効率性や合目的性、その他公共性の観点から妥当であるかについても監査している【資料 5-5-3】。

監査法人（公認会計士）による監査は、期中監査、期末監査があり、その内容は、主に経営及び財政状況の計算書類への適正表示に向けた監査であり、監査終了後は、「監事」「監査法人」「監査室」で意見交換を行うことで改善事項を共有し、大学の関係部署にフィードバックしている。

また、法人本部に設置している監査室が、学校法人加計学園内部監査規則に基づき、内部監査を実施している【資料 5-5-4】。内部監査については、監査室が年度当初に内部監査計画を策定して大学に通知し、会計処理及び管理運営が効率的であるか、法に則って適切に処理出来ているかを監査している【資料 5-3-5 再掲】。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

経理課職員は定期的に外部研修を受講するなどし、会計知識の向上に努め、適正な会計処理の意識向上を図る。また、学校法人会計基準、学園の経理規則等に基づいた適正な会計処理を継続する。さらに、法人本部監査室と連携を取り、監事及び監査法人と協力しながら厳正な監査を行う。

<エビデンス集（資料編）>

- ・【資料 5-5-1 会計規程】
- ・【資料 5-5-2 千葉科学大学物品購入及び契約等事務要領】
- ・【資料 5-5-3 会計監査計画、実施報告】
- ・【資料 5-5-4 学校法人加計学園内部監査規則】

[基準 5 の自己評価]

法人の社会的使命として建学の理念を掲げ、その具現化を図るべく加計学園寄附行為に基づいた取組みを継続している。また、教育基本法、学校教育法、大学設置基準などの各種法令を遵守し、学校法人として必要な諸規程を定め、更に環境の保全、人権、安全へ配慮し安全で安心な修学環境を整えている。

理事会は十分に機能している。開催の回数、出席状況、構成員等いずれも加計学園寄附行為に則り適切に運営されており、適切な意思決定を行える体制が整っている。また、諮問機関として評議員会が機能し、監事は適切な監査を実施している。

学長は、理事として理事会に参加しており、副学長または学部長も評議員として、大学の意見を法人に伝達できる体制が整備されている。

財務基盤の安定を図るために入学定員、収容定員の充足に努めるとともに、退学者の抑

制にも努力している。また、科研費をはじめ外部資金の獲得のために、研修会を開催するなど知識と意識の向上に努めている。

会計処理は学校法人会計基準に則り、適正に行われている。また、監事及び監査法人による監査も適正に行われており、大学へのフィードバックも行われている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

千葉科学大学では学則第 2 条に「本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表する。」と自己点検・評価の取組について定めている。また、学則第 1 条の 2 に定める使命・目的を達成するために「千葉科学大学自己点検・評価委員会規程」を定め、自己点検・評価を実施している【資料6-1-1】。自己点検・評価委員会では規程第 8 条に記載された以下の 3 つの項目について自己点検・評価を行うことを定めている。

- (1) 入学者選抜方法、教育課程、学修成果及び「教育の質」に係る検証及び自己点検・評価に関すること。
- (2) 教員組織、施設・設備、社会連携等に係る検証及び自己点検・評価に関すること。
- (3) 第三者認証評価機関による機関別認証評価の受審及び公表に関すること。

自己点検・評価方法としては、自己点検・評価委員会から各学部・研究科、事務部署に対して点検・評価報告書の提出を依頼し、大学全体の自己点検・評価委員会で各学部・研究科、事務部署から提出された点検・評価報告書を基に、大学全体としての点検・評価を毎年実施し、PDCAサイクルを意識した形で自己点検・評価を実施している【資料6-1-2】。

2020（令和 2）年度からは内部質保証の重要性を鑑みて、これまでの自己点検・評価の体制に加えて「千葉科学大学教学マネジメント委員会規程」を定め、教学マネジメントの体制を整えてきた【資料4-1-7 再掲】。さらに、2023（令和 5）年度には、内部質保証体制を確立しPDCAサイクルを意識した改善を図る目的で、「千葉科学大学内部質保証に関する方針」を定め、大学全体の自己点検・評価の体制を明確にした【資料6-1-3】。千葉科学大学内部質保証に関する方針では「本学では、建学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする諸活動の状況について自ら定期的に点検・評価を行い、質の向上を図るとともに、その結果を踏まえて改善・改革を継続的に推進するため、以下のとおり、内部質保証の方針を定める。」と内部質保証の方針を明確にした。内部質保証の方針としては

- (1) CIS Vision 2026 実現のための点検・評価
- (2) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価
- (3) 認証評価機関が定める基準に対する点検・評価
- (4) 自己点検・評価結果の公表

からなる。この中の（1）CIS Vision 2026 実現のための点検・評価に関しては、2016（平成28）年に策定した2026年における千葉科学大学のあるべき姿を実現するための中期目標・

中期計画（アクション・プラン）を単年度の事業計画によってプロセス管理し、達成度及び成果について点検・評価を行い、その結果を踏まえて改善・改革を継続的に行っている【資料6-1-4】。

千葉科学大学の内部質保証の体制と各委員会、各学部・研究科、事務部署の役割に関しては、以下のとおりとなる。

(1) 千葉科学大学教学マネジメント委員会

千葉科学大学教学マネジメント委員会を本学の内部質保証の推進に責任を負う組織と定義し、学長の指示を受け、千葉科学大学自己点検・評価委員会による点検・評価結果を踏まえ、各学部・研究科、事務部署より提示された改善・改革の計画案について審議を行い、その結果を学長に報告する。なお、必要に応じて、三つのポリシーに関する事項については、全学的な組織である「千葉科学大学学務委員会」又は「千葉科学大学入試委員会」に諮問することができる。

(2) 千葉科学大学自己点検・評価委員会（大学自己点検・評価委員会）

千葉科学大学自己点検・評価委員会を全学の自己点検・評価の推進に責任を負う組織として定義し、学長の指示を受け、各学部・研究科、事務部署による自己点検・評価の結果について総括的 point 検・評価を行い、その結果を学長に報告している。

(3) 各学部（研究科）自己点検・評価委員会

学部教授会（大学院研究科委員会）の下に各学部（研究科）自己点検・評価委員会を設置し、各学部、研究科における教育研究活動の状況について自ら定期的に点検・評価を行うことに責任を負う組織として定義し、各学部、研究科が策定した計画の進捗・結果報告について点検・評価を行う【資料6-1-5】。各学部・研究科は、教学マネジメント委員会から付された意見を踏まえ、翌年度に向けた改善・改革の計画を策定する。なお、改善・改革の計画策定においては、学部教授会または大学院研究科委員会です承を得ることとする。

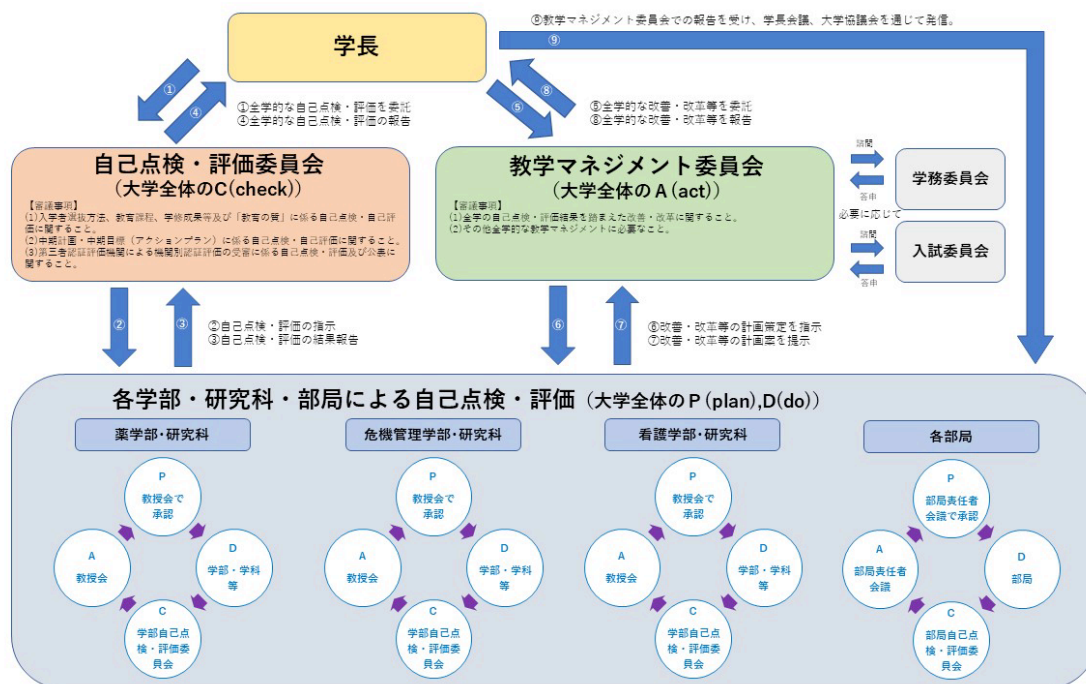
(4) 部局自己点検・評価委員会

大学事務局長の指示の下、部局自己点検・評価委員会を事務部署、センター等における諸活動の状況について自ら定期的に点検・評価を行うことに責任を負う組織として定義し、事務部署、センター等が策定した計画の進捗・結果報告について点検・評価を行う【資料6-1-6】。事務部署、センター等は、教学マネジメント委員会から付された意見を踏まえ、翌年度に向けた改善・改革の計画を策定する。なお、改善・改革の計画策定においては、部局責任者会議です承を得ることとする。部局責任者会議の構成員は事務局長、事務局次長、事務部長、センター長の役職者とする【資料6-1-7】。

全体の内部質保証に関する体制は【図表6-1-1】に示したように、学長の責任のもとに各学部（研究科）自己点検・評価委員会及び部局自己点検・評価委員会と大学自己点検・評価委員会、教学マネジメント委員会、学務委員会、入試委員会が連携・協働して恒常的な

教学マネジメント及び自己点検・評価を実施し、改善・向上方策に従って大学全体として全教職員が連携・協力して、3つのポリシーを起点とする教育研究活動の内部質保証を実施する体制を構築している。

【図表6-1-1】内部質保証に関する体制



(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

千葉科学大学内部質保証に関する方針に示したように、内部質保証の PDCA サイクルは概ね確立しているが、次期中期計画に向けた新たな方針を策定する。改善・向上方策としては、まず各学部、研究科、事務部署で、CIS Vision 2026 の中期目標・中期計画の点検・評価結果を踏まえるとともに、時代の変革に合わせて次の中期目標・中期計画である CIS Vision 2036 に向けて大学として必要な事項を整理して、2036 年の大学のあるべき姿を考えて策定する。

<エビデンス集 (資料編) >

- ・【資料 6-1-1 千葉科学大学自己点検・評価委員会規程】
- ・【資料 6-1-2 千葉科学大学自己点検・評価委員会議事録】
- ・【資料 6-1-3 千葉科学大学内部質保証に関する方針】
- ・【資料 6-1-4 中期目標・中期計画 (アクション・プラン) 一覧】
- ・【資料 6-1-5 学部・研究科自己点検・評価委員会規程】
- ・【資料 6-1-6 部局自己点検・評価委員会規程】
- ・【資料 6-1-7 部局責任者会議規程】

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「千葉科学大学内部質保証に関する方針」に基づいて、建学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて

(1) 「CIS Vision 2026」実現のための点検・評価

(2) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価

(3) 認証評価機関が定める基準に対する点検・評価

を3つを柱として自己点検・評価を実施している。また、自己点検・評価結果については大学ホームページでも公開している【資料 6-2-1】、【資料 6-2-2】。

(1) 「CIS Vision 2026」実現のための点検・評価

2026年における千葉科学大学のあるべき姿（将来像）として策定した「CIS Vision 2026」を実現させるため、中期目標・中期計画を単年度の事業計画として管理し、単年度の事業計画の達成度、成果について自己点検・評価を行う。「CIS Vision 2026」の【I】教育・研究の推進、【II】学生の支援、【III】地域社会との連携、【IV】国際化の推進、【V】DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、【VI】ガバナンス体制と内部質保証システムの各項目につき、各学部・研究科、事務部署が分担し事業計画を策定し、事業計画の達成度、成果をそれぞれの自己点検・評価委員会において、点検・評価を実施している。それぞれの自己点検・評価委員会の点検・評価結果は千葉科学大学自己点検・評価委員会に報告され、事業計画に対する評価結果として取りまとめられる【資料 6-2-3】。

(2) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の自己点検・評価

三つのポリシーを踏まえた学修成果の自己点検・評価では学修成果の点検・評価の指標として、アセスメント・ポリシーを機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルで定め、点検・評価を行う【資料 3-3-1 再掲】。アセスメント・ポリシーにはディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーのそれぞれのポリシーに応じた評価指標を定めている。アセスメント・ポリシーで定めた評価指標はアセスメント・ポリシーチェックリストとして、各点検・調査の実施時期、実施対象（学年等）、評価項目、評価方法、評価者、実施責任者、結果の活用方法、学科の具体的な対応を一覧としてまとめ、確認・点検ができるようにしている【資料 3-3-2 再掲】。アセスメント・ポリシーで定めた評価指標を用いることで、学修成果の可視化ができ、各学部（研究科）自己点検・評価委員会において学修成果の点検・評価を行っている。各学部

(研究科) 自己点検・評価委員会の自己点検・評価結果は千葉科学大学自己点検・評価委員会で総括的 point 検・評価を行い、学長に報告するとともに、学長会議、大学協議会においても報告されている。

(3) 認証評価機関が定める基準に対する点検・評価

認証評価機関が定める基準に対する点検・評価では、認証評価機関が定める基準を点検・評価項目とした「年度計画フォローアップ」を策定し点検・評価を行っている【資料 6-2-4】。取組状況につき、定期的に点検・評価を行い、その結果を踏まえ改善・改革を継続的に行っている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では学務運営部 IR・企画課を中心に各種データの収集、分析を実施している。例えば、「各学部の志願者・入学者推移」、「入試方法別入学者数データ」などは、各学部と共有している。また、IR・企画課とは別に、学務委員会においては、教学に関する項目を中心に、入学時から卒業時までの学生生活、教育などに係るアンケート調査を実施し、中途退学者の分析といった教学的情報の収集や分析を行っている。また、学務委員会では、教学支援部を中心に各種データの収集、分析を実施している。例えば大学全体の入学試験種別と1年次春学期の成績との相関の調査、学生生活アンケート(満足度調査)での問題点の抽出、定期試験成績と評価の問題点の指摘、学修成果に係る自己評価アンケートのディプロマ・ポリシーの達成度調査のほか資格試験結果や卒業後アンケート調査など、多岐に渡り調査・データの収集を行っている【資料 3-3-2 再掲】。収集したデータはアセスメント・ポリシーの項目として学修成果の点検・評価に使用するとともに、各学部・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直しにも活用している。さらに、各学部・学科においても、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて入学してきた学生に関して、入試内容や入試区分の妥当性の検討を行っている。これらの分析結果に関しては、入試委員会で審議され、入学試験内容の検討に用いる予定である。

(3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学の内部質保証は、各学部(研究科)自己点検・評価委員会及び部局自己点検・評価委員会と大学自己点検・評価委員会、教学マネジメント委員会、学務委員会、入試委員会が連携・協働して恒常的な教学マネジメント及び自己点検・評価にあたっている。自己点検・評価は大学が保有する様々なデータを収集し、的確に分析することが重要であるため、教学に係る IR 体制を強化していくとともに、アセスメント・ポリシーに基づいた三つのポリシーの検証の目的でのデータの収集については、分析結果の活用に関する方針を策定していく。

<エビデンス集(資料編)>

- ・【資料 6-2-1 令和5年度千葉科学大学自己点検・評価報告書】
- ・【資料 6-2-2 大学ホームページ 令和5年度千葉科学大学自己点検・評価報告書】
- ・【資料 6-2-3 令和5年度事業計画に対する評価結果】

・【資料 6-2-4 年度計画フォローアップ】

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

「6-1 内部質保証の組織体制」で概略を示したが、本学は「千葉科学大学内部質保証に関する方針」に基づいて、内部質保証の体制を整備している。内部質保証において、本学の内部質保証の推進に責任を負う組織として「千葉科学大学教学マネジメント委員会」を置き、全学の自己点検・評価の推進に責任を負う組織として「千葉科学大学自己点検・評価委員会」を置く。また、各学部（研究科）の教育研究活動、事務部署の諸活動について点検・評価を行うため、それぞれ「各学部（研究科）自己点検・評価委員会」及び「部局自己点検・評価委員会」を設置している。

PDCA サイクルの仕組みとしては、【図表 6-1-1】で示したとおり、「各学部（研究科）自己点検・評価委員会」及び「部局自己点検・評価委員会」は各学部（研究科）の教育研究活動、事務部署の諸活動について点検・評価を行い、結果を「千葉科学大学自己点検・評価委員会」に報告する。自己点検・評価委員会は各学部・研究科、部局による自己点検・評価の結果について点検・評価を行い、その結果を学長に報告する。学長は全学的な改善・改革の検討を「千葉科学大学教学マネジメント委員会」に要請し、教学マネジメント委員会は自己点検・評価委員会による点検・評価結果を踏まえ、各学部・研究科、部局に改善・改革の計画策定の指示を行う。各学部・研究科、部局は、教学マネジメント委員会から付された意見を踏まえ、改善・改革の計画を策定する。各学部・研究科、部局から提出された改善・改革の計画は教学マネジメント委員会で審議され、学長が決定する。決定された改善・改革計画は学長会議、大学協議会で報告されるとともに、翌年度以降の各学部（研究科）の教育研究活動、事務部署の諸活動の計画に反映される。

このように大学全体として各年度の計画（PLAN）を策定し、実施して（DO）、その実施状況を自己点検・評価し（CHECK）、さらに将来の改善を行い（ACTION）、翌年度以降の計画への反映につなげていくことができる PDCA サイクルを構築している。

また、事業計画には学部等設置時の「附帯事項」、第三者認証評価機関での「改善を要する点」については、これまでも改善策を含めた事業計画を策定おり、2022（令和 4）年度の「CIS Vision 2026」の改訂時も指摘事項に留意し見直しを行った【資料 1-2-13 再掲】。これにより、指摘事項等の各項目については、中期目標・中期計画に含まれ単年度の事業計画として自己点検・評価を行うことで改善・改革に繋げている【資料 6-1-4 再掲】。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では「千葉科学大学内部質保証に関する方針」に基づいて内部質保証に関する諸活動を実施しており、千葉科学大学自己点検・評価委員会を中心に、各学部・研究科、事務部署による自己点検・評価と大学全体の自己点検・評価について機能的に PDCA サイクルを確立している。今後も、「千葉科学大学内部質保証に関する方針」に基づき、異なる3つの観点から自己点検・評価を継続して実施する。

<エビデンス集（資料編）>

・なし

[基準6の自己評価]

本学は、内部質保証の目的で千葉科学大学教学マネジメント委員会規程及び千葉科学大学自己点検・評価委員会規程を定めており、恒常的な組織として大学独自の自己点検・評価を実施することを任務とした2つの委員会を設置している。また、千葉科学大学内部質保証に関する方針も設けており、学長のリーダーシップに基づいた、各学部・研究科、事務部署の自己点検・評価委員会と大学の自己点検・評価委員会、教学マネジメント委員会の位置付けが明確になっている。また、学長の指示に基づき各学部・研究科、事務部署の責任者が自己点検・評価の構成メンバーとなることで、責任体制が明確となっている。

毎年、各学部・研究科、事務部署で自己点検・評価を実施し、報告書を大学の自己点検・評価委員会に提出し、審議している。また、自己点検・評価がしやすいように、単年度の事業計画、アセスメント・ポリシーチェックリストや年度計画フォローアップを作成することで、体系的な自己点検・評価ができるように工夫してある。

自己点検・評価に関して、中期目標・中期計画に基づいた自己点検・評価、三つのポリシーの自己点検・評価及び認証評価の基準に準拠した自己点検・評価を関連付けて実施することにより、改善すべき事項を明確にして、大学全体の内部質保証の仕組みが機能している。

以上のことから、基準6を満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 施設の開放、公開講座、講師派遣等、物的・人的資源の提供

A-1-② 地域の課題解決への取組

A-1-③ 地域と連携した学生ボランティア活動

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 施設の開放、公開講座、講師派遣等、物的・人的資源の提供

本学は、教育の目標として『健康で安全・安心な社会の構築』に寄与できる人材の養成」を、社会貢献の目標として「地域と共生する大学づくり、平和で文化的な地域づくりへ参画」をそれぞれ掲げている【資料 A-1-1】。これらの目標を実現する上で、地域連携を推進するために産学連携課（専任職員 1 名）を設置している。また、教職協働の組織として、学外連携ボランティア推進委員会も設定している。本委員会は、委員長を副学長（教員）が務め、各学部を代表する教員、事務局長、庶務課、学生課、入試広報部、キャリア支援課、産学連携課、危機管理室の職員により構成されている。

2014（平成 26）年には、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（Center of Community）」として「防災・郷土教育を積み上げた、人に優しく安心して住める地域創り」が採択された。2019（令和元）年末から新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、地域社会との連携事業を進めることが困難な状況が続いたものの、2023（令和 5）年 5 月 8 日、政府が新型コロナウイルス感染症の位置づけを 5 類（季節性インフルエンザ相当）に移行したことに伴い、本学の教育・研究環境も、コロナ禍以前の状態に戻せる見通しが立ってきた。学外連携ボランティア推進委員会が中心となって、自治体及び産業界等と連携した研究をより一層推進するとともに、地域連携を活用した教育を通して全国・海外で活躍できる人材を養成するため、2024（令和 6）年度からの 3 年間の地域連携活動に関して、「体制整備」「生涯学習」「地域交流」「人材育成」「共同研究」について目標・計画を定めた「千葉科学大学地域連携推進に関する目標・計画」を 2023（令和 5）年 9 月に策定・公表した。以下に本目標・計画の項目を示す。

【体制整備】

- 地域貢献に係る包括連携協定の協定先を増加させる（令和 4 年度：20 件→令和 6～8 年度：25 件以上）とともに、連携事業を推進するため協定先との協議を継続的に実施する
- 地方自治体や産業界等から課程編成に関して意見聴取をする機会を増やす
- 地方自治体や産業界等と連携したリスクマネジメント体制の構築について検討を進める

【生涯学習】

- 「市民公開講座」の講座数を増加させる（令和4年度：25講座、令和5年度：34講座→令和6～8年度：40講座以上）
- 修士課程総合危機管理学コース、修士課程医療マネジメントコース（厚生労働省「専門実践教育訓練講座」兼文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」）を継続する
- 「災害支援動物危機管理士」履修者の満足度を向上させる
- リカレント教育を推進する方策について検討を進める ・社会人の科目等履修生・長期履修学生の受入を継続的に進める

【地域交流】

- 外部団体からのボランティア募集を増加させる
- 自治体や産業界等との海外への情報発信について検討を進める
- 学生が地域に対する理解を深めることを目的とした必修科目『銚子学』を引き続き開講するとともに、銚子市及び産業界等と連携して『銚子学』教科書の改訂を進める
- PBL 科目「プロジェクト学習」において地方自治体や産業界等と連携したプロジェクトを増加させる（令和4年度：3件、令和5年度：4件→令和6～8年度：8件以上）
- 「まちの保健室」参加者の満足度を向上させる

【人材育成】

- 地方企業等への就職率を向上させる（令和3年度：29%、令和4年度：30%→令和6～8年度：35%以上）
- 地方自治体や産業界等と連携した社会人対象の地域経済活性化に係るプログラムについて検討を進める
- 「防災士養成講座」受講者の満足度を向上させる

【共同研究】

- 地方自治体や産業界等と連携した地域課題解決の研究を増加させる（令和4年度：1件→令和6～8年度：3～5件以上）
- 地方自治体や産業界等の要望による講師派遣の件数を維持する（令和6～8年度：30件以上）
- 寄附講座の設置について検討を進める

千葉科学大学市民公開講座

本学は、千葉科学大学市民公開講座を毎年開催している【資料 A-1-2】。内容は、本学の教員が講師を務め、健康や安全・安心を題材とした一般成人向けの講座から、体験活動を含む小・中・高校生を対象とした講座まで、幅広いテーマを設定して開催している。2014（平成26）～2016（平成28）年度の市民公開講座は年間6講座程度であったが、その後、

講座数を増やして、2020（令和2）～2023（令和5）年度は20～30講座程度を開催し、2024（令和6）年度には48講座を開講する予定である。これらの実績が評価されて、2024（令和6）年3月、さわやかちば県民プラザ主催の「第5回ちば講座アワード」において「入賞」を受賞した【資料A-1-3】。

防災士養成講座

防災士とは、「“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得した者」として、日本防災士機構が認証した人である。本学は、危機管理学部を有しており、その知的資源を地域社会に還元するとともに、安全・安心な社会づくりに貢献する人を養成するため、2012（平成24）年度より、本学教員が講師となって社会人を対象とした防災士養成講座を開講している【資料A-1-4】。2023（令和5）年度は12月9・10日に開催し、2024（令和6）年度は11月2・3日開催する予定である。

銚子ジオパーク

本学と包括連携協定を締結している銚子ジオパーク推進協議会において、本学学長が副会長を務めるとともに、本学教員も学識顧問を務めている。また、同協議会からの要請を受けて、「第13回日本ジオパーク全国大会 in 関東」の中央会場として本学マリーナキャンパスを、2023（令和5）年10月27～29日の3日間にわたり無償で貸し出すとともに、大会運営に全学的に協力した【資料A-1-5】。

講師派遣、学外委員等

千葉県内の自治体や産業界等からの要請を受けて、2023（令和5）年度は、延べ43回の講師派遣を行っている。また、地域の自治体等からの委嘱を受けて、2023（令和5）年度は、千葉県：6名、千葉県内の市町村：21名（うち銚子市：18名）の学外委員等を引き受けている。

A-1-② 地域の課題解決への取組

【事実の説明】

本学の社会貢献の目標である「地域と共生する大学づくり、平和で文化的な地域づくりへ参画」を達成することを目指して、地域の団体・機関などと連携して、地域の課題解決に資する以下の取組を実施している。

「OSUSOWAKE（おすそわけ）」は、危機管理学科と銚子円卓会議との共同事業であり、日頃から地域ぐるみで地元企業に備蓄して災害に備えようとする共助のローリングストックの取組である。その活動が認められ、2021（令和3）年12月に「令和3年度ちばコロナ大賞（千葉県知事賞）」を受賞し、その後、令和6年能登半島地震の被災地支援などの活動も実施している【資料A-1-6】。

水防災教育の学生サポーター制度を推進するため、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所と2023（令和5）年9月に包括協定を締結した【資料A-1-7】。学生サポーター制度は、防災を学ぶ大学生が「支援者」として、利根川流域の小学校に出向いて防災教

育に参加して授業のサポートを行うものである。2023（令和5）年は、危機管理学科の学生（4年生）が、10月3日に銚子市立椎柴小学校で、11月7日に香取市立竟成小学校で、それぞれ水防災教育の授業を行った。

銚子市の商材を用いた特徴がある特産品を作りたいとの要請が地元企業の「NPO法人ちょうしがよくなるくらぶ」からあり、地域の商品を利用した機能性表示食品「銚子のおちょうしサバ」（届出番号 D94）を2018（平成30）年に開発した。

本学の必修科目「銚子学」で使用する教科書は、本学の3つの学部と地元自治体・産業界等の関係者で分担執筆をして完成させたものである。その発行（2018（平成30）年3月）から5年が経過し、その間に、新型コロナウイルス感染症の大流行（2019（令和元）年12月～）、令和元年房総半島台風（2019年9月）、銚子市沖における洋上風力発電事業者の選定（2020年12月）など、大きな社会環境の変化があったため、2023（令和5）年から教科書の内容を改訂するための作業に取り組み始めた（改訂版の教科書の発刊は、2024（令和6）年を予定）。

「まちの保健室」は、市民の健康づくりをサポートするため、2017（平成29）年度から開始した取り組みで、イオンモール銚子の「しおさいプラザ」で年7～8回、子どもからお年寄りまで幅広い対象に、子育て・育児相談、介護体験、救命VR体験、食生活チェックなどを行っている【資料 A-1-8】。2023（令和5）年度は、年8回の開催で、計160名の参加者があり、「非常に満足した」「満足した」の合計は92.6%であった。

地域で活躍する人材を養成するため、文部科学省の「職業実践力育成プログラム（BP）」の認定を受けるとともに、雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金の専門実践教育訓練として厚生労働大臣の指定を受けた、「危機管理学研究科危機管理学専攻修士課程総合危機管理学コース」及び「危機管理学研究科危機管理学専攻修士課程医療マネジメントコース」を開講している【資料 A-1-9】、【資料 A-1-10】。また、学校教育法105条に基づく「履修証明書」が授与される「災害時獣医療支援人材養成プログラム（動物看護士コース）」も開講している【資料 A-1-11】。

A-1-③ 地域と連携した学生ボランティア活動

学生に対する外部からのボランティア依頼対応は、学生課が担当することになっている【資料 2-4-1 再掲】。外部からボランティアの依頼をはじめ、学生による各種のボランティア活動への参加を積極的推奨するため、選択科目「ボランティア活動」を開講している。また、ボランティア活動を目的とする学生団体として、「学生消防隊」、「スター・ラビッツ」、「ローターアクト」がある。

学生消防隊は、2005（平成17）年の設立以降、実践消防操法大会や出初式へ参加するとともに運営の協力も行い、市の消防団と常時連携を図っている。また、隊員自らが企画運営し、市の消防本部や海上保安部などの外部機関と連携・協力して、大学祭において防災訓練を毎年実施している。市や地域団体が行う防災訓練や住民参加の各種行事などに積極的に参加し、祭礼・イベントの警備や交通整理など学生消防隊ならではの活動を行っているほか、市や保育園、小中学校とも連携して防災啓発活動を積極的に実施している。また、災害時には被災地でのボランティア活動に従事するなど、地域防災力の向上に貢献している。これらの活動の功績が認められ、2023（令和5）年3月に「令和4年度 千葉県地域防

「災力向上知事表彰」を受賞した【資料 A-1-12】。

スター・ラビッツは、銚子市民の安全・安心な生活を支援することを目的として、銚子警察署と連携して青色防犯パトロール、防犯啓発活動を行っているほか、地域防犯活動を定期的・継続的に実施しており、これらの活動に対して、2019（令和元）年7月に関東商工会議所連合会から「ベスト・アクション」を、2022（令和4）年2月に銚子警察署から「令和3年度 銚子警察署感謝状」をそれぞれ授与されている【資料 A-1-13】、【資料 A-1-14】。

ローターアクトクラブは、18歳以上の青年男女のための、ロータリークラブが提唱する奉仕クラブ（パートナー）であり、本学では、銚子、銚子東、旭の3つの団体に参加している。これらの団体と連携して、清掃活動、青少年の集い、全国研修会、ロータリークラブ訪問などを行っている。

災害ボランティア派遣

地域でのボランティア活動だけでなく、全国で災害が発生した場合には、社会貢献として災害ボランティアの派遣を積極的に行っている。近年では、2016（平成28）年熊本地震（熊本県、2016年6月26日～7月2日、学生10名、教職員3名）、2018（平成30）年7月豪雨（①愛媛県今治市、2018（平成30）年7月14～17日、学生5名、教員3名、②宇和島市、同年8月17～20日、学生5名、教員1名、③宇和島市、同年8月24～27日、学生5名、教員1名、④宇和島市、同年8月31日～9月3日、学生5名、教員1名、⑤岡山県倉敷市、同年9月3～8日、学生8名、教職員2名、⑥倉敷市、同年9月10～15日、学生7名、教職員2名）、令和元年房総半島台風（①千葉県八街市、2019（令和元）年9月21日、学生16名、職員2名、②千葉県香取市、同年10月5日、学生16名、職員3名、③千葉県茂原市、同年11月3日、学生7名、職員3名）の各被災地に災害ボランティアを派遣した。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

地域連携活動を推進するために、「千葉科学大学地域連携推進に関する目標・計画」を2023（令和5）年9月に策定・公表している。本目標・計画の項目のうち、コロナ禍のために、特に、地域でのボランティア活動及び地域の団体等と連携して実施するPBL科目「プロジェクト学習」が停滞していた。また、学生が地域に対する理解を深めることを目的とした必修科目『銚子学』に関しては、銚子市及び地元産業界等と連携して『銚子学』教科書を作成したが、その発行から5年が経過している。このため、ボランティア活動に関しては、外部団体からのボランティア依頼を積極的に受け付けたい。「プロジェクト学習」に関しては、その実施に協力する教員・学科に偏りがみられるため、各学科にプロジェクト数の目標値を割り当て、全学的かつ継続的な取り組みとなるように協力体制を整えたい。地域志向科目の『銚子学』に関しては、改訂作業に取りかかり、改訂版の教科書の発行を目指したい。

<エビデンス集（資料編）>

- ・【資料 A-1-1 大学ホームページ 千葉科学大学地域連携推進に関する目標・計画】
- ・【資料 A-1-2 千葉科学大学市民公開講座 2024年度】

- ・【資料 A-1-3 大学ホームページ 「ちば講座アワード」入賞について】
- ・【資料 A-1-4 大学ホームページ 令和5年度 日本防災士機構「防災士」講座について】
- ・【資料 A-1-5 大学ホームページ 第13回日本ジオパーク全国大会 in 関東について】
- ・【資料 A-1-6 大学ホームページ 令和3年度「ちばコラボ大賞」受賞】
- ・【資料 A-1-7 大学ホームページ 水防災教育推進の連携協力に関する協定を締結について】
- ・【資料 A-1-8 大学ホームページ 令和5年度 「まちの保健室」について】
- ・【資料 A-1-9 大学ホームページ 危機管理研究科 総合危機管理学コース紹介】
- ・【資料 A-1-10 大学ホームページ 危機管理研究科 医療マネジメントコース紹介】
- ・【資料 A-1-11 動物危機管理学科ホームページ 災害時獣医療支援人材養成プログラム 動物看護師コース「災害支援動物危機管理士®」紹介】
- ・【資料 A-1-12 大学ホームページ 「千葉県地域防災力向上知事表彰」について】
- ・【資料 A-1-13 大学ホームページ 「令和3年度 銚子警察署感謝状」授与について】
- ・【資料 A-1-14 大学ホームページ 「ベスト・アクション」受賞について】

〔基準 A の自己評価〕

地域連携活動を推進するために、「体制整備」「生涯学習」「地域交流」「人材育成」「共同研究」の項目からなる「千葉科学大学地域連携推進に関する目標・計画」を2023（令和5）年9月に策定・公表し、全学的に地域連携に取り組んでいる。

体制整備に関しては、地域貢献に係る包括連携協定の締結を進めている。生涯学習に関しては、「市民公開講座」を開講するとともに、修士課程総合危機管理学コース、修士課程医療マネジメントコース（厚生労働省「専門実践教育訓練講座」兼文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」）、災害時獣医療支援人材養成プログラムを実施している。地域交流に関しては、学生サークルを中心にボランティア活動に取り組むとともに、災害ボランティアへの派遣も行っている。また、PBL 科目「プロジェクト学習」において地方自治体や産業界等と連携したプロジェクトに取り組むとともに、「まちの保健室」も開催している。人材育成に関しては、一般市民を対象とした「防災士養成講座」を開講している。協同研究に関しては、地方自治体や産業界等からの要望を受けて講師派遣を行っている。

以上のことから、基準 A を満たしていると判断する。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に学部、学科及びその収容定員を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 14 条に修業年限について定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 14 条に修業年限について定めている。	3-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業制度を設けていない）。	3-1
第 90 条	○	学則第 17 条に入学の資格について定めている。ただし、飛び級制度については設けていない。	2-1
第 92 条	○	学則第 5 条に教職員組織について定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 9 条、第 10 条及び千葉科学大学学部教授会規程に教授会について定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 47 条、大学院学則第 14 条及び千葉科学大学学位規程に学位について定めている。	3-1
第 105 条	○	特別の課程を編成し、修了者に証明書を交付している。	3-1
第 108 条	—	該当なし（短期大学を設置していない）。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条及び大学院学則第 3 条の 4 に自己点検・評価について定め、自己点検評価書・大学機関別認証評価報告書を大学ホームページで公表している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況を大学ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 5 条、第 6 条及び千葉科学大学事務組織規程に事務職員について定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 22 条に編入学について、千葉科学大学編入学・転入学規程第 2 条に高等専門学校を卒業した者の資格について定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 22 条に編入学について、千葉科学大学編入学・転入学規程第 2 条に専修学校の専門課程を卒業した者の資格について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	以下のとおり、学則に定めている。 ・ 修業年限、学年、休業日：第 11 条～第 14 条 ・ 部科及び課程組織：第 3 条	3-1 3-2

千葉科学大学

		<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程及び授業日時数：第 27 条～第 30 条 ・学習の評価及び課程修了の認定：第 34 条～第 36 条 ・収容定員及び職員組織：第 3 条、第 5 条、第 6 条 ・入学、退学、転学、休学及び卒業：第 16 条～第 21 条、第 37 条、第 42 条、第 44 条、第 46 条 ・授業料、入学料その他費用徴収：第 64 条～第 66 条 ・賞罰：第 49 条、第 50 条 ・寄宿舍：寄宿舍は設置していない 	
第 24 条	○	成績、健康診断の記録は担当部署において適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 49 条、第 50 条に懲戒について定めている。	4-1
第 28 条	○	担当部署において備えている。	3-2
第 143 条	○	各学部教授会に代議員会等を設置している。	4-1
第 146 条	—	該当なし（当該単位修得の認定における修業年限の通算を行っていない）。	3-1
第 147 条	—	該当なし（早期卒業制度を設けていない）。	3-1
第 148 条	—	該当なし（該当する学部を設置していない）。	3-1
第 149 条	—	該当なし（早期卒業制度を設けていない）。	3-1
第 150 条	○	学則第 17 条に入学の資格について定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし（飛び入学制度を設けていない）。	2-1
第 152 条	—	該当なし（飛び入学制度を設けていない）。	2-1
第 153 条	—	該当なし（飛び入学制度を設けていない）。	2-1
第 154 条	—	該当なし（飛び入学制度を設けていない）。	2-1
第 161 条	○	学則第 22 条に編入学について、千葉科学大学編入学・転入学規程第 2 条に短期大学を卒業した者の資格及び入学年次について定めている。	2-1
第 162 条	—	該当なし（外国大学日本校からの転入学を受け入れていない）。	2-1
第 163 条	○	学則第 11 条に学年について、学則第 12 条に学期について定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし（学生又は科目等履修生に対する体系的に開設した授業科目を設けていない）。	3-1
第 164 条	○	特別の課程を編成し、履修証明書を交付している。	3-1
第 165 条の 2	○	学部学科、研究科ごとに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、大学ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及び大学院学則第 3 条の 4 に自己点検・評価について定め、千葉科学大学自己評価委員会規程及び千葉科学大学教学マ	6-2

千葉科学大学

		ネジメント委員会規程に基づき、点検評価体制を整えている。	
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況についての情報を大学ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 46 条に学位の授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 22 条に編入学について、千葉科学大学編入学・転入学規程第 2 条に高等専門学校を卒業した者の資格及び入学年次について定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 22 条に編入学について、千葉科学大学編入学・転入学規程第 2 条に専門学校を卒業した者の資格及び入学年次について定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準、その他関係法令を遵守し、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条の 3 に学部の教育研究上の目的について、学則第 1 条の 4 に学科の教育目標について定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 19 条に入学受入れの方針に基づき選考することを定め、千葉科学大学入試判定委員会規程に基づき、適切な体制を整えて行っている。	2-1
第 3 条	○	教育研究上適当な規模を有し、教員組織、教員数も適当である。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に設置する学科について定めている。	1-2
第 5 条	—	該当なし（学科に代わる課程を設けていない）。	1-2
第 6 条	—	該当なし（学部以外の基本組織を設置していない）。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 5 条、第 6 条に教職員について定めており、教育研究上の目的を達成するために必要な教員組織を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要授業科目については、原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目については、なるべく専任の教授、准教	3-2 4-2

千葉科学大学

		授、講師又は助教に担当させている。	
第 9 条	○	教育研究上必要な授業を担当しない教員を置いている。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	大学設置基準に基づく必要教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	学則第 2 条の 2 にファカルティ・ディベロップメントについて、 学則第 2 条の 3 にスタッフ・ディベロップメントについて定め実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学校法人加計学園大学学長選考規程第 2 条に学長の資格について定めている。	4-1
第 13 条	○	千葉科学大学教員採用・昇任選考基準第 2 条に教授の資格について定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	千葉科学大学教員採用・昇任選考基準第 3 条に准教授の資格について定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	千葉科学大学教員採用・昇任選考基準第 4 条に講師の資格について定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	千葉科学大学教員採用・昇任選考基準第 5 条に助教の資格について定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	千葉科学大学教員採用・昇任選考基準第 6 条に助手の資格について定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条に各学部に置く学科及びその収容定員について定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 28 条に教育課程編成・実施の方針に基づき、科目を整備することを定め、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし（連携開講科目を設けていない）。	3-2
第 20 条	○	学則別表 I、別表 II－(1)に授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 30 条及び千葉科学大学履修規程第 3 条に授業科目の単位の計算方法について定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 11 条、第 12 条に学年、学期について定め、1 年間の授業期間として定期試験等を含め 35 週にわたるよう設定されており、授業日程計画表に掲載している。	3-2
第 23 条	○	千葉科学大学履修規程第 3 条に授業は原則として半期 15 週、通期 30 週実施することを定めている。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、授業の方法及び施設、設備等を考慮し、教育効果を十分に上げられるような適当な人数としている。	2-5
第 25 条	○	学則第 30 条の 2 に授業の方法について定めている。	2-2

千葉科学大学

			3-2
第 25 条の 2	○	学則第 30 条の 3 に成績評価基準等の明示等について定め、シラバスに授業の方法及び内容並びに一年間の計画、成績評価基準について明示している。	3-1
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制を設けていない）。	3-2
第 27 条	○	学則第 34 条、第 35 条及び千葉科学大学履修規程に単位の認定について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	千葉科学大学履修規程第 7 条に 1 年間に履修できる授業科目の単位数の上限について定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし（連携開講科目を設けていない）。	3-1
第 28 条	○	学則第 31 条に他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 31 条の 2 に大学以外の教育施設等における学修について定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 32 条及び千葉科学大学履修規程に入学前の既修得単位の認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし（長期にわたる教育課程の履修制度を設けていない）。	3-2
第 31 条	○	学則第 53 条及び千葉科学大学科目等履修生規程に科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 46 条に卒業の要件について定めている。	3-1
第 33 条	—	該当なし（医学又は歯学に関する学科を設置していない）。	3-1
第 34 条	○	校地は大学設置基準を満たしており、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	校舎と同一の敷地内に運動場、体育館を有している。	2-5
第 36 条	○	組織及び規模に応じて、教室（講義室、演習室、実験室、実習室）、研究室、図書館、医務室（健康管理センター）、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	学部の種類、希望に応じて図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料を整備し、専任教職員を配置している。	2-5
第 39 条	○	薬学に関する学部学科の教育研究に必要な施設として、薬用植物園（薬草園）を設置している。	2-5
第 39 条の 2	○	薬学実務実習に必要な施設を確保している。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし（二以上の校地を有していない）。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の	1-1

千葉科学大学

		目的に合致している。	
第 41 条	—	該当なし（学部等連携課程実施基本組織を設置していない）。	3-2
第 42 条	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	2-5
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）。	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）。	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）。	3-1
第 46 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）。	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）。	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）。	4-2
第 58 条	—	該当なし（外国に学部、学科その他の組織を設置していない）。	1-2
第 59 条	—	該当なし（学校教育法第百三条に定める大学ではない）。	2-5
第 61 条	—	該当なし（新たな大学の設置及び薬学を履修する課程の修業年限の変更を行っていない）。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 46 条及び千葉科学大学学位規程に学位の授与について定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 47 条及び千葉科学大学学位規程に学位の名称について定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）。	3-1
第 13 条	○	学則及び千葉科学大学学位規程に定めており、千葉科学大学学位規程については文部科学大臣に報告している。	3-1

千葉科学大学

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人加計学園大学ガバナンス・コードを制定し、運営基盤の強化を図るとともに、大学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人加計学園寄附行為第 4 条の 2 に収益事業について定めている。	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人加計学園寄附行為第 36 条に財産目録等の備付け及び閲覧について定めている。	5-1
第 35 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 7 条に役員について定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人加計学園寄附行為第 18 条に業務の決定の委任について定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 17 条に理事会について定めている。	5-2
第 37 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 13 条に理事長の職務、第 14 条に理事の代表権の制限、第 15 条に理事長の職務の代理等、第 16 条に監事の職務について定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 8 条に理事の選任、第 9 条に監事の選任について定めている。	5-2
第 39 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 9 条に監事の選任について定めている。	5-2
第 40 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 11 条に役員の補充について定めている。	5-2
第 41 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 20 条に評議員会について定めている。	5-3
第 42 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 22 条に諮問事項について定めている。	5-3
第 43 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 23 条に評議員会の意見具申等について定めている。	5-3
第 44 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 24 条に評議員の選任について定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	学校法人加計学園大学ガバナンス・コードにおいて明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	学校法人加計学園大学ガバナンス・コードにおいて明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	学校法人加計学園大学ガバナンス・コードにおいて明記している。	5-2 5-3

千葉科学大学

第 44 条の 5	○	学校法人加計学園寄附行為第 48 条に責任の免除について、第 49 条に責任限定契約について定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 44 条に寄附行為の変更について定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人加計学園寄附行為第 33 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 35 条に決算及び実績の報告について定めている。	5-3
第 47 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 36 条に財産目録等の備付け及び閲覧について定めている。	5-1
第 48 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 38 条に役員の報酬について定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人加計学園寄附行為第 40 条に会計年度について定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人加計学園寄附行為第 37 条に情報の公開について定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に趣旨、第 3 条に目的について定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 2 条の 2 に研究科及び専攻・課程について定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 17 条に入学資格について定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 17 条に入学資格について定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 17 条に入学資格について定めている。	2-1
第 157 条	—	該当なし（飛び入学制度を設けていない）。	2-1
第 158 条	—	該当なし（飛び入学制度を設けていない）。	2-1
第 159 条	—	該当なし（飛び入学制度を設けていない）。	2-1
第 160 条	—	該当なし（飛び入学制度を設けていない）。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

千葉科学大学

第1条	○	大学設置基準、その他関係法令を遵守し、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第1条の2	○	大学院学則第3条に目的、第3条の2に教育研究上の目的について定めている。	1-1 1-2
第1条の3	○	大学院学則第19条に入学受入れの方針に基づき選考することを定め、千葉科学大学入試判定委員会規程に基づき、適切な体制を整えて行っている。	2-1
第2条	○	大学院学則第2条に課程について定め、第2条の2に専攻に設置する課程について定めている。	1-2
第2条の2	—	該当なし（夜間において教育を行う課程を設置していない）。	1-2
第3条	○	大学院学則第3条に目的、第4条に修業年限について定めている。	1-2
第4条	○	大学院学則第3条に目的、第4条に修業年限について定めている。	1-2
第5条	○	大学院学則第2条の2に研究科及び専攻について定め、教育研究上適当な規模内容を有しており、教員数も法令を満たしている。	1-2
第6条	○	大学院学則第2条の2に専攻について定めている。	1-2
第7条	○	基礎となる学部と適切に連携している。	1-2
第7条の2	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし（研究科以外の基本組織を設置していない）。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教育研究上の目的を達成するために必要な教員及び事務職員を配置し、教員は学部の教員が兼ねている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	千葉科学大学大学院担当教員の資格審査等に関する規程に、担当者の資格について定めている。	3-2 4-2
第9条の3	○	大学院学則第3条の5にファカルティ・ディベロップメントについて定めているほか、千葉科学大学FD・SD委員会規程に定めている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則第2条の2に収容定員について定め、適正に管理している。	2-1
第11条	○	大学院学則第7条に授業科目について定め、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に教育課程を編成している。	3-2

千葉科学大学

第 12 条	○	大学院学則第 8 条の 2 に大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文等に対する指導によって行うものとする定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	千葉科学大学大学院研究指導に関する申合せに、大学院設置基準第 9 条の規定により置かれる教員が行うものとする定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 8 条の 2 に教育方法の特例について定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院学則第 8 条の 4 に成績評価基準等の明示等について定め、シラバスに授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の計画等について明示している。	3-1
第 15 条	○	大学院学則第 11 条の 2 に他の大学院における授業科目の履修について、同 11 条の 3 に入学前の既修得単位の認定について定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 10 条に修士課程の修了要件について定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 10 条に博士課程の修了要件について定めている。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	研究科に応じて必要な種類及び数の危機、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	研究科に応じて必要な図書等を系統的に整備している。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障のない範囲で、学部等の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし（二以上の校地を有していない）。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	該当なし（独立大学院を設置していない）。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし（独立大学院を設置していない）。	2-5
第 25 条	—	該当なし（通信教育を行う課程を設置していない）。	3-2
第 26 条	—	該当なし（通信教育を行う課程を設置していない）。	3-2
第 27 条	—	該当なし（通信教育を行う課程を設置していない）。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし（通信教育を行う課程を設置していない）。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし（通信教育を行う課程を設置していない）。	2-5
第 30 条	—	該当なし（通信教育を行う課程を設置していない）。	2-2

千葉科学大学

			3-2
第30条の2	—	該当なし（研究科等連携課程実施基本組織を設置していない）。	3-2
第31条	—	該当なし（研究科等連携課程実施基本組織を設置していない）。	3-2
第32条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	3-1
第33条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	3-1
第34条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	2-5
第34条の2	—	該当なし（工学を専攻する研究科を設置していない）。	3-2
第34条の3	—	該当なし（工学を専攻する研究科を設置していない）。	4-2
第42条	○	千葉科学大学ティーチング・アシスタント取扱要項第9条に大学院博士課程、博士課程（後期）の学生に対して、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の提供として、当該機会に関する情報を提供することを定めている。	2-3
第43条	○	修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、提供を行っている。	2-4
第45条	—	該当なし（外国に研究科、専攻その他の組織を設置していない）。	1-2
第46条	—	該当なし（新たに研究科を設置していない）。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第5条の2			3-2 3-3 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2

千葉科学大学

			3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

千葉科学大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第15条及び千葉科学大学学位規程第3条に学位の授与について定めている。	3-1
第4条	○	大学院学則第15条及び千葉科学大学学位規程第3条に学位の授与について定めている。	3-1
第5条	○	大学院学則第12条及び千葉科学大学学位規程第8条、第16条に学位論文の審査等について定めている。	3-1
第12条	○	千葉科学大学学位規程第35条に学位授与の報告について定めている。	3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人加計学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	千葉科学大学大学案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	千葉科学大学学則、千葉科学大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度千葉科学大学入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2024 年度、大学院要覧 2024 年度	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6 年度 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5 年度 事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人加計学園規程一覧、千葉科学大学規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿、令和 5 年度理事会開催状況一覧、令和 5 年度評議員会開催状況一覧	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書（令和 2 年 7 月提出）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
資料 1-1-1	千葉科学大学学則	
資料 1-1-2	千葉科学大学大学院学則	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
資料 1-2-1	学校法人加計学園寄附行為	
資料 1-2-2	学校法人加計学園 理事・監事・評議員名簿	
資料 1-2-3	令和5年度事業報告	
資料 1-2-4	令和6年度事業計画	
資料 1-2-5	千葉科学大学大学協議会規程	
資料 1-2-6	千葉科学大学学務委員会規程	
資料 1-2-7	2024（令和6）年度 全体新採用者研修 配布資料	
資料 1-2-8	2023（令和5）年度 加計学園人材育成プログラム研修	
資料 1-2-9	学生便覧 2024 年度 P. 1	
資料 1-2-10	大学案内 2025 P. 71	
資料 1-2-11	大学ホームページ 建学の理念 (https://www.cis.ac.jp/information/ideology/index.html)	
資料 1-2-12	CIS Vision 2026	
資料 1-2-13	CIS Vision 2026 改訂版	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
資料 2-1-1	大学ホームページ アドミッション・ポリシー (https://www.cis.ac.jp/information/destination/policy-02.html)	
資料 2-1-2	2024 年度 入学試験要項 P. 5-7	
資料 2-1-3	学生便覧 2024 年度 P. 3-10	
資料 2-1-4	入学前教育案内	
資料 2-1-5	まなび場リーフレット	
資料 2-1-6	千葉科学大学入試委員会規程	
資料 2-1-7	千葉科学大学 志願者・入学者・学生数等の状況	
資料 2-1-8	千葉科学大学 学生数推移	
2-2. 学修支援		
資料 2-2-1	千葉科学大学 学生支援ポリシー	
資料 2-2-2	令和6年度千葉科学大学事務組織人員配置表	
資料 2-2-3	入学前教育受講者統計データ	
資料 2-2-4	千葉科学大学学生指導教員（チューター）規程	
資料 2-2-5	学生ポートフォリオ 例示	
資料 2-2-6	アカデミック・アドバイザー申合せ	
資料 2-2-7	学修成果に係る自己評価アンケート	
資料 2-2-8	リフレクション面談マニュアル	

千葉科学大学

資料 2-2-9	各学部・学科のオリエンテーション資料	
資料 2-2-10	千葉科学大学シラバス作成マニュアル	
資料 2-2-11	シラバス（例示 プロジェクト学習）	
資料 2-2-12	教育・進路懇談会のしおり	
資料 2-2-13	千葉科学大学ティーチング・アシスタント取扱要項	
資料 2-2-14	千葉科学大学障がいのある学生支援規程	
資料 2-2-15	要配慮学生支援実績	
2-3. キャリア支援		
資料 2-3-1	キャリア支援課利用票集計	
資料 2-3-2	キャリア支援課課員添削・模擬面接申込集計	
資料 2-3-3	総合学習・日本語支援センター教員添削・模擬面接申込集計	
資料 2-3-4	「キャリアデザイン入門」シラバス	
資料 2-3-5	就職ガイダンス一覧	
資料 2-3-6	合同企業研究会一覧	
資料 2-3-7	オリエンテーション時間割	
資料 2-3-8	公務員試験対策講座資料	
資料 2-3-9	「早期体験学習・銚子学」シラバス	
資料 2-3-10	「薬局実務学習」シラバス	
資料 2-3-11	「病院実務学習」シラバス	
資料 2-3-12	「キャリアデザインⅠ」シラバス	
資料 2-3-13	「キャリアデザインⅡ」シラバス	
資料 2-3-14	「キャリアデザイン実践」シラバス	
資料 2-3-15	「インターンシップ」シラバス	
資料 2-3-16	「臨床工学臨床実習」シラバス	
資料 2-3-17	「臨床検査臨床実習」シラバス	
資料 2-3-18	「病院内実習」シラバス	
資料 2-3-19	「医療専門職連携導入」シラバス	
資料 2-3-20	「消防と防災」シラバス	
資料 2-3-21	防災士養成研修実施機関一覧（大学）	
2-4. 学生サービス		
資料 2-4-1	千葉科学大学事務組織規程	
資料 2-4-2	公認心理師面談実績	
資料 2-4-3	内科医による健康相談及び心療内科による健康相談案内	
資料 2-4-4	留学生オリエンテーション資料	
資料 2-4-5	在留資格更新案内メール	
資料 2-4-6	千葉科学大学私費外国人留学生の学納金減免等に関する規程	
資料 2-4-7	学校法人加計学園ハラスメント防止等に関する規程	
資料 2-4-8	千葉科学大学のハラスメントの防止等に関する規程	
資料 2-4-9	千葉科学大学 SD 研修会（23/9/12）「ハラスメント及びモンスターペアレンツ対応について」開催案内	
資料 2-4-10	加計学園研修会（24/5/29）「ハラスメント研修会」開催案内	
資料 2-4-11	千葉科学大学兄弟姉妹学納金減免規程	
資料 2-4-12	千葉科学大学自然災害による修学困難学生に対する授業料等減免措置に関する規程	
資料 2-4-13	千葉科学大学特待生規程	
資料 2-4-14	千葉科学大学大学院特待生規程	
資料 2-4-15	千葉科学大学学友会会則	

資料 2-4-16	令和5年度課外活動団体一覧	
2-5. 学修環境の整備		
資料 2-5-1	図書館ガイドブック	
資料 2-5-2	図書館開館カレンダー	
資料 2-5-3	図書館 MAP	
資料 2-5-4	津波警報発令時の避難経路	
資料 2-5-5	学内無線 LAN (Wi-Fi) 配置図	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
資料 2-6-1	授業改善アンケート	
資料 2-6-2	授業改善アンケート集計結果 (科目毎)	
資料 2-6-3	2024 年度 授業改善アンケート集計結果 (全体)	
資料 2-6-4	大学ホームページ 授業改善アンケート (https://www.cis.ac.jp/~kyoumu/course/index.html#8)	
資料 2-6-5	授業改善アンケート結果に基づく改善策の依頼書	
資料 2-6-6	学修成果に係る自己評価アンケート	
資料 2-6-7	FD カフェ案内	
資料 2-6-8	公認心理師のカウンセリング案内	
資料 2-6-9	学生生活アンケート	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
資料 3-1-1	学部の教育研究上の目的一覧	
資料 3-1-2	千葉科学大学履修規程	
資料 3-1-3	千葉科学大学履修規程に関する細則	
資料 3-1-4	在学生オリエンテーション資料	
資料 3-1-5	千葉科学大学大学院履修規程	
資料 3-1-6	大学院要覧 2024 年度 P. 7-10 修了要件 (単位)	
資料 3-1-7	大学院要覧 2024 年度 P. 23-27 学位論文審査基準	
資料 3-1-8	シラバス (例示 大学院博士課程(後期) 特別研究)	
3-2. 教育課程及び教授方法		
資料 3-2-1	カリキュラムチェックリスト	
資料 3-2-2	カリキュラム・ツリー	
資料 3-2-3	履修モデル	
資料 3-2-4	「リスク危機管理論」シラバス	
資料 3-2-5	「銚子学」シラバス	
資料 3-2-6	一般基礎科目一覧	
資料 3-2-7	「プロジェクト学習」シラバス	
資料 3-2-8	「プロジェクト学習」内容一覧	
資料 3-2-9	「就業力育成特論」シラバス	
資料 3-2-10	「ボランティア活動」シラバス	
資料 3-2-11	「地域包括ケア概論」シラバス	
資料 3-2-12	「地域フィールドワーク実習」シラバス	

資料 3-2-13	「地域危機管理看護学実習」シラバス	
資料 3-2-14	FD・SD 開催状況	
3-3. 学修成果の点検・評価		
資料 3-3-1	各学部・学科のアセスメント・ポリシー	
資料 3-3-2	各学部・学科のアセスメント・ポリシーチェックリスト	
資料 3-3-3	学修ポートフォリオ	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
資料 4-1-1	千葉科学大学学長、副学長、学部長、研究科長の職務規程	
資料 4-1-2	千葉科学大学学長会議規程	
資料 4-1-3	千葉科学大学学長裁定第 1 号（教授会に相当する組織について定める件）	
資料 4-1-4	千葉科学大学学長裁定第 2 号（千葉科学大学教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要な件）	
資料 4-1-5	千葉科学大学副学長選考規程	
資料 4-1-6	副学長が委員長を務めている委員会一覧	
資料 4-1-7	千葉科学大学教学マネジメント委員会規程	
資料 4-1-8	千葉科学大学入試委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
資料 4-2-1	千葉科学大学求める教員像および教員組織の編成方針	
資料 4-2-2	千葉科学大学教員採用・昇任選考基準	
資料 4-2-3	千葉科学大学人事案件手続き	
資料 4-2-4	学部選考委員会規程 例示	
資料 4-2-5	千葉科学 FD・SD 委員会規程	
資料 4-2-6	大学院教育改善アンケート	
資料 4-2-7	学生との意見交換会案内	
4-3. 職員の研修		
資料 4-3-1	2023（令和 5）年度加計学園人材育成プログラム研修一覧	
資料 4-3-2	「進化する自己点検・勤務考課」実施要項	
資料 4-3-3	「進化する自己点検・勤務考課」様式	
4-4. 研究支援		
資料 4-4-1	千葉科学学校舎図面 大学院ゼミ室	
資料 4-4-2	千葉科学個人研究費・研究旅費配分内規	
資料 4-4-3	大学ホームページ 教員紹介（例示 薬・細川） (https://www.cis.ac.jp/teacher/detail/23)	
資料 4-4-4	教員の個人サイト（例示 危機・藤本） (https://bosai-choshi.jimdo.com/)	
資料 4-4-5	千葉科学大学における人を対象とする研究倫理規程	
資料 4-4-6	千葉科学大学遺伝子組換え実験安全管理規程	
資料 4-4-7	千葉科学大学バイオセーフティ委員会規程	
資料 4-4-8	千葉科学大学実験動物規程	
資料 4-4-9	新任教員説明会資料	
資料 4-4-10	科研費説明会開催案内	
資料 4-4-11	千葉科学大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針	
資料 4-4-12	千葉科学大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程	

資料 4-4-13	学校法人加計学園公益通報者保護規程	
資料 4-4-14	本学ホームページ 産学連携 CIS 研究者ナビ (https://www.cis.ac.jp/research/liaison/cooperation/index.html)	
資料 4-4-15	2022（令和4）、2023（令和5）年度外部資金獲得状況	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
資料 5-1-1	加計学園行動憲章、加計学園行動規範	
資料 5-1-2	学校法人加計学園コンプライアンス推進規程	
資料 5-1-3	学校法人加計学園特定個人情報取扱規程	
資料 5-1-4	学校法人加計学園苦情措置要綱	
資料 5-1-5	学校法人加計学園ビジョン・中期計画 2022～2026	
資料 5-1-6	学校法人加計学園危機管理室規程	
資料 5-1-7	学校法人加計学園安全衛生管理規程	
資料 5-1-8	千葉科学大学衛生管理規程	
資料 5-1-9	千葉科学大学消防計画	
資料 5-1-10	ハラスメント防止に関する指針	
資料 5-1-11	ハラスメントに関する苦情相談に対応するにあたり留意すべき事項についての指針	
資料 5-1-12	学生便覧 2024 年度 P. 126	
5-2. 理事会の機能		
資料 5-2-1	理事、監事、評議員の出席状況、委任状	
資料 5-2-2	事業計画・事業報告に係る理事会・評議員会議事録	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
資料 5-3-1	学校法人加計学園大学ガバナンス・コードへの対応について	
資料 5-3-2	学校法人加計学園の内部統制システムに関する規程	
資料 5-3-3	令和5年度職員意向調査票	
資料 5-3-4	学校法人加計学園理事長直轄機関の事務組織規則	
資料 5-3-5	内部監査実施計画及び実施報告	
5-4. 財務基盤と収支		
資料 5-4-1	千葉科学大学 収支改善計画	
5-5. 会計		
資料 5-5-1	会計規程	
資料 5-5-2	千葉科学大学物品購入及び契約等事務要領	
資料 5-5-3	会計監査計画、実施報告	
資料 5-5-4	学校法人加計学園内部監査規則	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
資料 6-1-1	千葉科学大学自己点検・評価委員会規程	
資料 6-1-2	千葉科学大学自己点検・評価委員会議事録	
資料 6-1-3	千葉科学大学内部質保証に関する方針	
資料 6-1-4	中期目標・中期計画（アクション・プラン）一覧	
資料 6-1-5	学部・研究科自己点検・評価委員会規程	
資料 6-1-6	部局自己点検・評価委員会規程	
資料 6-1-7	部局責任者会議規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
資料 6-2-1	令和5年度千葉科学大学自己点検・評価報告書	
資料 6-2-2	大学ホームページ 令和5年度千葉科学大学自己点検・評価報告書 (https://www.cis.ac.jp/information/disclosure/index.html)	
資料 6-2-3	事業計画に対する評価結果	
資料 6-2-4	年度計画フォローアップ	
6-3. 内部質保証の機能性		
	該当なし	

基準 A. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
資料 A-1-1	大学ホームページ 千葉科学大学地域連携推進に関する目標・計画 (https://www.cis.ac.jp/research/goals_and_plans.html)	
資料 A-1-2	千葉科学大学市民公開講座 2024 年度	
資料 A-1-3	大学ホームページ 「ちば講座アワード」入賞について (https://www.cis.ac.jp/news/detail/511)	
資料 A-1-4	大学ホームページ 令和5年度 日本防災士機構「防災士」講座について (https://www.cis.ac.jp/research/extension/index.html)	
資料 A-1-5	大学ホームページ 第13回日本ジオパーク全国大会 in 関東について (https://www.cis.ac.jp/news/detail/482)	
資料 A-1-6	大学ホームページ 令和3年度「ちばコラボ大賞」受賞 (https://www.cis.ac.jp/news/detail/334)	
資料 A-1-7	大学ホームページ 水防災教育推進の連携協力に関する協定を締結について (https://www.cis.ac.jp/news/detail/465)	
資料 A-1-8	大学ホームページ 令和5年度 「まちの保健室」について (https://www.cis.ac.jp/news/detail/434)	
資料 A-1-9	大学ホームページ 危機管理研究科 総合危機管理学コース紹介 (https://www.cis.ac.jp/grad/c_course/index.html)	
資料 A-1-10	大学ホームページ 危機管理研究科 医療マネジメントコース紹介 (https://www.cis.ac.jp/grad/medical/index.html)	

千葉科学大学

資料 A-1-11	動物危機管理学科ホームページ 災害時獣医療支援人材養成プログラム 動物看護師コース「災害支援動物危機管理士®」紹介 (https://www.animalriskmanagement.com/ 研究センター/)	
資料 A-1-12	大学ホームページ 「千葉県地域防災力向上知事表彰」について (https://www.cis.ac.jp/news/detail/429)	
資料 A-1-13	大学ホームページ 「令和3年度 銚子警察署感謝状」授与について (https://www.cis.ac.jp/news/detail/344)	
資料 A-1-14	大学ホームページ 「ベスト・アクション」受賞について (https://www.cis.ac.jp/news/detail/128)	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。